

第八十七回国 参議院 商工委員会 會議録 第五号

昭和五十四年四月十日(火曜日)

午前十時五分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

安永 英雄君

補欠選任

大塚 喬君

三月二十七日

辞任

下条進一郎君

補欠選任

森下 泰君

三月二十八日

辞任

森下 泰君

補欠選任

下条進一郎君

三月二十九日

辞任

真鍋 賢二君

補欠選任

藤川 一秋君

三月三十日

辞任

藤川 一秋君

補欠選任

真鍋 賢二君

四月九日

辞任

井上 計君

補欠選任

藤井 恒男君

出席者は左のとおり。

委員長

福岡日出磨君

理事

古賀雷四郎君

委員

大森 昭君

安武 洋子君

楠 正俊君

下条進一郎君

国務大臣

通商産業大臣

江崎 真澄君

政府委員

公正取引委員会委員長

橋口 收君

公正取引委員会事務局長

伊従 寛君

公正取引委員会事務局長

長谷川 古君

通商産業大臣官房審議官

島田 春樹君

通商産業省通商政策局長

高橋 清君

通商産業省貿易局長

水野上晃章君

通商産業省生活産業局長

栗原 昭平君

資源エネルギー庁長官官房審議官

児玉 勝臣君

資源エネルギー庁石油部長

神谷 和男君

資源エネルギー庁公益事業部長

豊島 格君

中小企業庁長官

左近友三郎君

常任委員会専門員

町田 正利君

説明員

大蔵大臣官房審議官

大蔵省関税局輪出課長

奥田 良彦君

農林水産省農蚕園芸局繭糸課長

松岡 将君

通商産業省生活産業局通商課長

村田 文男君

通商産業省生活産業局繊維製品課長

赤川 邦雄君

労働省労働基準局賃金福祉部賃金課長

花田 達郎君

本日の会議に付した案件

○繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(福岡日出磨君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。

昨日、井上計君が委員を辞任され、その補欠として藤井恒男君が選任されました。

○委員長(福岡日出磨君) 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明並びに補足説明につきましては、すでに前回の委員会において聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○森下昭司君 まず議題の質問に入ります前に、この機会でありますから、特に通産大臣に私は、アメリカの原発の事故問題につきまして、若干二、三お尋ねをいたしておきたいと思うわけであり

ります。

アメリカのスリーマイル島原子力発電所の事故が、わが国の原子力発電所及び今後の計画並びに国民に与えた影響は大いと思うわけであります。原発所在地を初めこれから建設を予定されている自治体には、その対応にさまざまな動きが実は示されているわけであります。たとえば、林田京都府知事は、関西電力の久美浜原発計画につきまして、国の責任で安全が確認されるまで建設すべきではないとの否定的な見解を明らかにいたしております。あるいは矢部教賀市長は、同市に原発を立地している日本原子力発電あるいは動燃事業団に対して、直ちに運転を停止して総点検をせよ、第二には、新増設を計画中の原発は、アメリカの事故に関する国の最終判断を待つて進めるといふ申し入れを実は行っているわけであります。また、原発所在地市町村協議会、これは会長はいま申し上げた矢部教賀市長であります。これは会長は原子力安全委員会に対して、住民不安に対処するため、事故原因、状況、国内対策の見解を早く示す等、文書で実は要請いたしておるところであります。原発を監督いたしております通産省といたしまして、このような地方自治体を中心にして、さまざまな動きが示されていることに対して、この事故をどう見ているのか、またこの事故を契機にいたしまして、通産省といたしましてどのような対応策を考えているのか、また基本的な方針について大臣のその御見解を最初に承りたいと思っております。

○国務大臣(江崎真澄君) アメリカの今回の事故につきましては、大変私も重要な事態であるという認識に立って、あとう限りの情報を的確に入手できるよう努力をいたしておるところであります。しかし、今日に至りましても事故の原因及び状況の詳細についてはまだ定かではありません。

しかし、カーター大統領は、今回の事故は世界に与える影響も非常に大きいので、的確にこれを究明すると同時に、世界に向かつて明らかにしたい、そのことが今後の原子力発電及び原子力の平和利用にも大きくつながることである、こう申し上げておられます。したがって、私もその情報待機すると同時に、国民に向かつてはやはりその原因等々について、はっきり説明をし、了解、納得を得ることが必要である、こういうふうに考えておられます。

通産省としては、今後原子炉の安全対策を考えてまいります上で、非常に重要な意味があるという受け取り方をしております。そこで、本来ですと、こういう場合は事故原因がはっきりしてから各電力会社などに通達をするということもかもしませんが、現在キャッチした情報をもとにしまして、エネルギー庁長官から関係電力会社等に対して、安全管理についての注意喚起、運転管理体制をどうしておるか、これらについての注意喚起等々、こういった点を中心にして再点検の指示をした次第でございます。

今後さらに、情報の入手、検討に全力を上げることはただいま申し上げたとおりであります。特に原子力安全委員会の意見を踏まえながら、原子力発電の安全確保についてさらに一層万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○森下昭司君 いま安全対策について十分注意を払っていきたいというところでありますが、実は四月六日に、通産省は十五道県の原子力安全対策担当者の会議を通じて開いているわけでありまして、当面の、いま大臣からお話のございました保安管理体制でありますとか、住民対策をめぐりまして協議がなされたというふうに聞いておるわけでありまして、その際、災害時の避難などを盛り込んだ地域防災計画について国の指針を早く示してもらいたい、それから事故や行政の方針についての情報を適確に提供してもらいたいというふうな諸点が各地方の関係者から提案、提起を

されたというふうに報道されているわけでありまして、たまたまきょう、原子力安全委員会はこの防災計画につきまして、国のいいますか、原子力安全委員会の立場からの何らかの指針を明らかにいたしまして、国に勧告という言葉を使っておりますが、勧告をするというふうな、実はきょう報道がなされたというわけでありまして、県段階における防災計画というものは全国的にや整備をされていくようでありまして、市町村段階のこの防災計画というものがなかなか具体的にござらないというものが現状ではないかと聞かれておるのであります。原子力安全委員会が国に対して勧告をするというたてまえをとっておりますけれども、通産省としてはいま大臣からお話がありましたように、安全対策を重視するという立場からまいりますれば、積極的にこの市町村の防災計画に對する国の指針というものを明確にしていく必要があると思っておりますが、この点について通産省側の考え方をひとつお聞きしたいと思っております。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生がおっしゃいました災害対策の問題につきましては、一応万一事故が発生した場合の手続、これはすなわち電力会社から直ちに国及び地方公共団体に連絡するとか、それに基きまして保安規程及び運転要領に基き必要な対策を上げる。それからまた、放射性物質の大量放出のような事故が外部に影響を及ぼすおそれがあるようなときには、災害対策基本法で定めるところにより、必要な応急対策をとるということになっておるわけでございます。しかし、先生がいまおっしゃいましたように、実際のな定めがワーカブルに発動できるか、機能するかということについての御疑問であろうかと思っておりますが、そういう点につきましては地方公共団体とともに、また関係省庁と協力いたしまして、その災害計画が十分に機能できるように再検討していきたく、こう考えております。

○森下昭司君 きょうの報道によりますと、原子力安全委員会はそれを見ればどんなことを直ちにしなければならぬというところが一目瞭然にわかるようなわかりやすいものをつくるんだと、こう言っておりますが、通産省としては原子力安全委員会のそういった勧告を待って防災計画の指針を考へになるのか、通産省独自の立場で防災計画の指針をおつくりになる考え方があるのか、この点だけもう一度伺っておきます。

○國務大臣(江崎真澄君) この問題につきましては、従来の防災基本計画にも原子力発電所等々の事故にどう対応するかということが一応決められておりましたが、過ぐる先週の間議におきまして、大平総理から特に災害対策の責任者である総理府総務長官に対して関係各省庁と十分緊密な連絡をとって、このアメリカの事故の現実を徴してあらゆる情報をとって具体的な対策を速やかに立てるようにと、こういう要請が強くなされたところでありました。

○政府委員(児玉勝臣君) 原子力安全委員会の御意見について新聞報道がされておりますが、その中でいま先生がおっしゃいましたように、それが見てもわかるような災害対策でなければならぬということでございますが、まさに御意見ごもつともであると思っております。そういう意味で、非常にわかりやすい、しかも機能的な災害対策の基本計画をつくることに通産省といたしましても尽力いたしたいと思っております。また、各方面のたとえは地方公共団体での災害計画の作成についても、われわれの立場から協力いたしていきたいと思っております。

○森下昭司君 これはいま大臣からもお答えがあらりましたように、保安管理関係とか運転管理関係とか注意を促したというお話であります。アメリカの原子力発電所の事故は機械的要因のほかに人間の要因と申しますか、要するに、技術者の操作の誤りでありまして、あるいは錯覚でありますとか、こういうふうないわゆる人間の要因に基づくミスで事故が拡大された、私、実は、理解をいたしておるわけでありまして、事の詳細はまだわかりませんが、そんなふうに理解をいたしております。

○森下昭司君 これはいま大臣からもお答えがあらりましたように、保安管理関係とか運転管理関係とか注意を促したというお話であります。アメリカの原子力発電所の事故は機械的要因のほかに人間の要因と申しますか、要するに、技術者の操作の誤りでありまして、あるいは錯覚でありますとか、こういうふうないわゆる人間の要因に基づくミスで事故が拡大された、私、実は、理解をいたしておるわけでありまして、事の詳細はまだわかりませんが、そんなふうに理解をいたしております。

○政府委員(児玉勝臣君) 原子力発電所の安全確保を図るためには、ただいま先生おっしゃいましたように、設備面からの規制ばかりでなく、運転員の適確な操作ということが大事なことであるわけでございますが、このために従来からも電力会社等においては原子炉等規制法に基づきまして原子炉施設の運転監視、点検それから非常時の処置、運転員の保安教育ということを内容とした保安規程を策定いたしました。通産大臣の認可を受けることになっております。今回の問題が起きました。直ちにこの保安規程の内容の問題、さらに保安規程を受けて、各電力会社またはサイトにおいて具体的にどうおられます運轉要領が適確であるかということの再点検を実施しております。近々その報告が出てまいりますので、それを検討した上、先生がただいまおっしゃ

ただ単に電力会社に注意を促して、電力会社独自で再教育を行いなさい、再研修を行いなさいというのではなく、国が何らかの場を設けて電力会社全体を技術者を再研修をし、あるいは再教育をしていくというふうなお考え方はないか、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

つたような再教育の問題も含めまして適確な対策の手を打ちたい、こう考えております。

○森下昭司君 要望いたしておきますが、このほかいろいろの問題点がたくさんあります。たとえ伊方原発の訴訟問題の判決からいたしますと、相当今後安全論争が再燃をするというふうなおそれもありました。あるいはまた、通産省としては原子力発電の稼働率を上げるために、定期検査の期間を短くしようというふうな動きがありますが、これに對しても若干の疑問等が出ておるのか、いろいろな点で多くの問題点がございますので、いまお話がありましたように適確なひとつの対策というものを速やかに樹立して、そして安全対策のために努力を払っていただきたいという事を要望して議案の質問に入りたいと思っております。

○森下昭司君 たいだいま提案をされました改正案は、五十二年十一月十七日付の繊維工業審議会並びに産業構造審議会からの「今後の繊維産業の構造改善のあり方」についての答申を受けて、いわばこれを前提として提案されたと理解しているのではありませんが、そういう理解でいいかどうか、まず最初にお尋ねいたします。

○國務大臣(江崎眞澄君) おっしゃるとおりでありまして、今回の法改正は昨年十一月の繊維工業審議会、それから産業構造審議会の答申に基づいてなされたものであります。

○森下昭司君 この答申は、繊維産業業界の現況につきましても述べているわけでありまして、供給調整効果の浸透等から一部の製品の市況については、一時の深刻さが薄れてきたが、先行きは依然として不透明な状態である。

このような生産の停滞、市況の低迷等により、企業収益は著しく悪化し、多くの企業が経営面の困難に遭遇することとなった。

そしてさらに、昭和五十三年に入っても上半期で七百件台の倒産があり、

高水準となっている。七月以降については、若干落ち着く傾向もあがるが、依然として予

断を許さない情勢となっている。

と答申をされているわけでありまして。しかし、現在の状況は、繊維は構造不況とはいえず、やや好況感を呈しているわけでありまして、いささか情勢の分析と申しますか、見通しと違った点が答申されておると思うのでありますが、この点についてはどう思われますか。

○政府委員(栗原昭平君) 昨年十一月の答申時点と現在とを対比してみますと、若干、これは品種によつて差はございすけれども、景気の状態について差があることは事実でございます。しかしながら、繊維をめぐります内外の諸環境というものを見ますと、やはり一つには近隣諸国の追い上げという問題がございまして、この状況はこの時点あるいはその前の時点と対比いたしましたとしても、全く変わっておらないというふうにはまず一つ考えているところでございます。

さらに、これからの内需の伸びといったようなものを考えてみましても、低成長への移行に伴いまして急速な伸びというものもそう期待できないといったような状況は、やはり変わりがないというふうな考えをしております。そういった内外の諸環境というものはやはり今後ともさらに厳しさを増してくるような状況にあるのではないかとこのように考へておる次第でございます。

○森下昭司君 この問題につきましても、後ほど若干お尋ねをしておきたいと思つておりますが、いわゆる供給の見通しというものは非常にむずかしい点がある。これは一時的な現在を好況と見るのか、やや先行き明るい継続的な好況と見るのか、いろいろな見方が実はあると思つております。私どももいたしましては、一応先行きの問題といたしましては局長がおっしゃったように、諸外国との競争問題でありまして、あるいは内需の好転が期待されないとか、いろいろな見通しをお述べになつておるのであります。私自身は若干今日の好況の状態から判断をいたしますと、やや本改正案を提案する前提条件というものが一部崩れておるのではないだろうかというふうな実

は感じがいたしているわけでありまして。したがって、この点はお互いに見解の相違という点もあるかと存じますが、私は若干答申の出された時点と今日時点とにおいては、この答申の繊維業界の情勢分析、誤りとは申しませんが、誤りとは申しませんが、若干のやっばり違いが率直に出ておるというふうな理解しておるのであります。その点はどうですか。

○政府委員(栗原昭平君) 生産の状況等について見ますと、昨年の夏時点、それからその後にかけてまして若干繊維の生産は上昇傾向にあるという数字は出ております。そういった意味において繊維をめぐります数字的な支障というものは若干改善を見ておるといふことは申せると思ひます。また、市況につきましても、一部品種を除きまして少しづつよくなつておるものが多いと、そういったようなことは申せると存じますけれども、繊維は先生御承知のように非常に動きの早い商品でございます。仮需の発生あるいは将来輸入の問題等々も含めて考えますと、先行きというものは現状から見ましてもきわめて不透明だ、この答申に書いてございす様態であるかというふうな考へておるわけでございます。実は業界サイドにおきましても、特に綿等につきましても、非常に先行きについての不安を持っております。現在、繊維の供給協議会という場におきまして通産省も入り、紡績業界のみならず、関係の需要業界、商社等も加えまして、先行きについていろいろ議論をいたしておるわけでございますけれども、なかなかこれについて確固たる見通しが得られないというのが現在の状態でございます。必ずしも現在の短期的なサイクルが継続し得るかどうかという点については自信が持てないという状態でございます。

○森下昭司君 私は合織だけを取り上げて、あるいは一方の見解になるかもしれませんが、この三月期、旭化成は経常利益で約二百億円、東レは百八十五億円、帝人は百五億円、その他ユニチカ、クラレ、三菱レイヨン等、大手七社は大幅

益になるといふ予想がなされておるわけでありまして。さらに、九月份の見込みも増益基調をたどるといふような観測がなされておるわけでありまして。したがって、私はいわゆる現在の繊維業界の好況というものは、さらに相当期間続くのではないだろうかというふうな実は感じがいたしております。そのためには、この法案の改正案提案されております内容が実施をされる、あるいは過剰設備が廃棄、格納されるということが完全に実施をされるというふうなことが一つの前提にはなると思ひますが、そういう感じが実はいたしておるわけでありまして。

なぜ私はこういうことを申し上げるかといふまゝと、この答申の中には、昭和五十一年に繊維工業審議会は、昭和四十八年以降の情勢変化を踏まえて昭和四十八年の答申の中間の見直しを行った際、現行法の期限である昭和五十四年六月末までの期間が、根本的な構造改善を実行するための最後の機会であり、総力を挙げてこれに取り組むよう強く要請した。しかるに、その後も繊維業界の構造改善への取組みが十分進んでいないことは、前述の厳しい内外情勢の下でやむを得ない面があったことも認めざるを得ないが、誠に遺憾である。と、こう述べておられます。これは答申の三ページにも明確に書いてあるわけでありまして。この答申の趣旨を素直に理解をいたしますと、私は本改正案は業界の自主努力あるいは業界の自助努力と申しますか、そういうものが実はなされなかつた。なされなかつたものを結果において政府が肩がわりをして、これを救うというふうなことになつておるのではないかと申すのであります。改正案の提案の条件というものはやや私は希薄ではないかと、こう思うのであります。その点はどうですか。

○國務大臣(江崎眞澄君) 私、御指摘の点は非常に重要な点だと思つております。大体、業界の自主努力なくして構造改善などというものは行えるものではないと思ひます。これは業界に対する一つのや

はり警告として森下さんのおっしゃることはよく業界側も受けとめなければならぬと思います。ただ、問題はいま局長がお答えいたしましたように、中進国の追い上げが激しゅうございます。御承知のようにも、ただ織機が織布だけというなら織布してくる時代でございます。紡機が糸を紡いでくれる時代です。そうなる、ここで国民のニーズにこたえた高度な製品をつくって、やはり先進国としての繊維産業を今後どう維持、発展させていくかということになります、これも大変な大仕事であることに間違いはないと思います。知識集約型に切りかえるという、言葉は簡単でございますが、これをいま御指摘の自主努力と相まって急速に実現いたしませんと、これはまた、いまは好況でもまた行き詰まりを生じてしまふということでの延長をお願いしておるわけでありまして、御指摘の点については、今後とも業界に対して、十分注意喚起をしてまいりたいというふうに考えます。

○森下昭司君 いま大臣から率直なお答えがあったんでありますが、この答申はさらに、繊維産業に対して特別な助成措置を講じていくことに對する国民の厳しい監視の目を謙虚に受けとめ、再びかかる事態を繰り返すことなく積極的に構造改善に取り組むよう強く希望すると、こう結んでるわけです。局長が言われますように、中進諸国、まあ諸外国の競争問題、あるいは内需に余り期待できない、いや輸出も期待できませんよと言いますと、これまた五十九年の期限が参りますと、また延長だとか、さらに恒久化していくような傾向を私は心配するわけであります。こういう答申の、積極的に構造改善に取り組むよう強く希望する。それから、国民の批判を謙虚に受けとめる、監視の目を謙虚に受けとめるというのを指摘しておるわけでありまして、何らかのところどころでこういった繊維産業に対する助成問題については、一応の区切りをつける必要があるのではないかと

う感じがいたします。したがって、私は、一応の五年の延長はともかくといたしまして、さらに再延長というものが予想されるかどうか、その点についてちょっと確認をいたしておきたいと思っております。

○国務大臣(江崎真澄君) 当然、期限を切ってお願ひしておるわけでありますから、延長などということは考えておりません。御指摘のように、いままでにも、まあ第一次の設備廃棄を伴う構造改善が、業界の必ずしも十分な努力の成果が上がり得ませんでしたね。こういったことがいまのよりな御質問になるわけですから、今度の延長の機会に、私どももこの繊維業界の事情を多少知っておりますだけに、嚴重にやっぱり注意喚起をしながらいかなければならないというふうに思っております。

○森下昭司君 そこで、最近の繊維業界は好況が伝えられておるわけでありまして、これはまあ円高による原料安でありまして、不況カルテルによる需給調整の結果だというふうに言われておるわけでありまして、したがって、そのほか好況になつた原因というものはどういふものが考えられてきたのか、その好況の原因についてお尋ねします。

○政府委員(栗原昭平君) 現時点におきます繊維の市況が非常によいという原因でございますけれども、まず第一は、いま先生おっしゃいましたように、需給関係がいろいろな理由によりまして好転したということがまず第一点挙げられようかと思ひます。この原因といたしましては、やはり設備の共同廃棄等によりまして過剰設備の処理というものが進んできておる、あるいはさらに、不況カルテル等によりまして減産を行つてきておるといったような供給面での理由がまず第一に挙げられますが、さらに、繊維自体の需要につきましても、景気全般の回復に伴ひましてやはり少しづつ増加してきておる、こういうことを加えまして、需給の好転ということが第一の理由として挙げられようかと思ひます。それ以外の理由といた

しましては、いまもお話にございました円高によりまして原料安ということも、一つ収益向上の原因として考えられるかと思ひます。しかし、それ以外にもやはり企業の全体としての、ある意味では減量努力と申しましゅうか、そういったような合理化努力というものが当然あったと思われまふも、それ以外に、さらに現状の金融緩和の状況のもとにおきまして、やはり企業の金利負担というものが非常に軽減されておるといったようなこともその理由として挙げられるかと思ひます。以上のようなことが主たる理由であるかと存じております。

○森下昭司君 そういたしますと、先ほどから何回もお答えの中にも出ておりましたけれども、発展途上国の追い上げの問題でありまして、あるいは過剰設備の問題でありまして、かような構造不況の従来原因とされてきた問題はまだ解消されておらないと、今回の好況はそういった長年のいわゆる構造不況原因とは別の形で、好況の原因がもたらされてきているというふうな理解でいいのでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 構造不況としての要件でございますけれども、そのうちの一つでございますが、過剰設備の存在という第一点でございますが、につきましては、いまも簡単に申し上げましたけれども、繊維につきましては、中小企業に於いては設備の共同廃棄事業というものを川中、川下の各段階におきまして現在実行中でございます。まあ一〇〇%うまくいってるとまでは申し上げられませんが、かなりの程度進捗をしておるといふのが現状であるかと思ひます。さらに、大企業につきましては特定不況産業安定臨時措置法に基づきます設備の処理という状況でございますが、これについても進行中、こういう状況でございます。過剰設備の処理につきましては相当程度前進が見られるという状況でございます。

産業は御承知のように輸出競争力というものがかつては非常に強かつたわけでございますけれども、現在は輸出市場におきましてももちろん近隣諸国との競争で非常に困難を感じておる、したがって輸出も将来減少せざるを得ないという状況にございまして、また、国内におきましても昨年一年を通じてかなり輸入の増加が見られるわけでございます。そういった輸入の定着傾向というものが今後とも予想されざるを得ないという状況でございますので、こういった問題に對してどのように対応するかという点は、やはり私どもとしては大臣先ほど申し上げましたような知識集約化という方向で近隣諸国との競争に對していかなくちやいかぬというふうに考えております。この点につきましてはまだ対応ができておるといふことは認識をさせていただきます。

そういった状況のもとにおきまして繊維産業にかにやるべきかということでございます。私どももいたしましたし、この法律のねらいとしております。繊維産業全般を消費者ニーズに即したような意味での高級化、多様化、個性化といった知識集約化の方向に持っていくべきです。また、こういった方向に持っていくことが近隣諸国との競争にも生き残っていく条件であるというふうなことを考えておまして、そういう方向でひとつ今後努力をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。いずれにいたしましても、設備の処理というものはこういった前向きの構造改善をするための一つの基盤整備の条件であるというふうなことをおぼろげに、また、これをうまくやっていくことによつてこの前向きの構造改善がさらに促進できるという条件をつくり上げる要素にもなり得る、かように考えておるわけでございます。

○森下昭司君 そこで、先ほどもちよつとお答えがあつたわけでありまして、この好況の原因の陰には、減量経営という名のもとに多数の従業員を要するに首切りと申しますか、人減らしと申しますか、そういったものが大きく寄与したのではないかと私も思ふんであります。というのは、需

給関係の調整もさることながら、この減量経営というものが今日の好況の大きな原因の一つになつておるのではないだろうかというふうに思うわけでありまして、試算をいたしてみますと、東証一部上場の繊維会社の各社の従業員数は、五十年九月末をピークといたしまして、五十二年九月末では実に四〇％近く減つておる、減少しておる。それから、発展途上国との競争力を失ひました綿紡績各社の減量が目立っておりまして、従業員も四十七年以来一貫して減少しております、五十三年までに実に半分以下になつた企業が多いんであります。これは明らかに私は好況の原因の中の大きな要素を占めておるのではないかと思つておみえになりますか。

○国務大臣(江崎真澄君) 必ずしも減量経営だけではないと思ひますが、これはもう時間を取りましての申し上げませんが、たとえば綿紡績は、さつき局長も答えておりましたように、昨年の夏非常に暑かつたこととか、したがって天然繊維志向型になつたこととか、化繊の場合は円高差益があつたとか、いろいろございませぬ。いろいろあります。が、やっぱり人員の整理といつたことが大きな原因をなしておることは、これはもう数字が現実を示しております。これは私、率直に肯定いたしました。

そこで、先ごろも労働大臣と話しまして、企業がだんだん好感が出てきたり回復期に向かえば、雇用の社会的責任というものをやはり十分感じられ、雇用の維持とか雇用の確保とか、そういうことに十分社会的意義を見出して、安易な整理などはなさないようにということと、私も通産省側からも、労働大臣にとどまらず、私どもからも企業側に要請をした次第でございます。御指摘の点のごもつともだと思つております。

○森下昭司君 いまの大臣の御所論は私もよその何かの雑誌で拝見をいたしました。景気が立ち直つた以上は企業も社会的責任で従業員をふやすべきだといふ何か主張をなさつて、財界が若干通

産大臣に、それはちょっと受けられませんかというふうな話があつたという事は聞いております。そういう努力を今後もぜひひとつ私は期待をいたしたいというふうに思つております。

そこで、昭和三十一年に繊維工業設備臨時措置法というものが制定されてから、いろいろな繊維関係の法律が制定されて、繊維産業の振興のための努力がなされてきたわけでありまして、特に昭和四十二年に初めて特定繊維工業構造改善臨時措置法がでさう上がつたわけでありまして、このときにも紡績の過剰設備を廃棄する計画がありまして、全くそのときは実効が上がらなかつたというふうには実は伝えられておるわけでありまして、四十二年当時の計画と実績について、概要をい

○政府委員(栗原昭平君) 特定繊維工業構造改善臨時措置法に基づきます過剰設備の処理でございますが、このときの法律に基づきまして紡績については過剰設備の処理は、二百四十万鍾以上二百八十万鍾という形で最初に基本計画で定められたわけでございます。この計画は、その後事情の変更によりまして目標鍾数が百万鍾以上二百五十万鍾以下というふうに変更されております。

この計画に對しましての実効の状況でございますが、この計画期間中に実績として出てまいりましたのが八十五万鍾の設備処理でございます。しかしながら、この八十五万鍾に加えてこの処理以降四十七年から四十八年にかけて対米の輸出自主規制に伴います設備処理というものが行われまして、全体といたしましては百七十三万鍾の設備処理が行われたというのが過去の実効の数字でございます。

○森下昭司君 いま、そういうお答えがあつたわけでありまして、私の見聞いたしましたところによりまして、紡績設備のうち二百六万鍾を廃棄する計画が立てられていた。ところが、この計画が四十二年から四十九年ということになっておりまして、その期間中に逆に百二十三万鍾の設備増強

を見ていられると言われているというふうなことが、実は伝えられておるわけでありまして、こういふ結果にどうしてなつてしまつたのか。いま局長が言われましたように、四十七年、四十八年の対米輸出規制分を含めると全体で百七十三万鍾設備を廃棄したというのであります。私のあるところでお聞きしたところによりまして、四十二年から四十九年において逆に百二十三万鍾の設備増強が行われたというふうにも聞いておるのであります。これは事実と相違いたしておるのかどうか、お尋ねをいたします。

○政府委員(栗原昭平君) いま御指摘の期間中におきます紡績機の鍾数の推移でございますけれども、この間におきます統計上の紡績機の区分が四十二年あるいは四十九年で実は違つてきております。そういう点もございまして、これをさしつと対応させて比較することはなかなかむずかしいという状況にございまして、私どもの承知いたしましたおりにございまして、やはりこの期間中にかんしての鍾数の減少があるといふこと、この数字は私自身出所をよく承知しておりませんけれども、ある数字によりまして約九十四万鍾の鍾数の減少があるという数字が出ております。

○森下昭司君 これは大臣の御出身地であります。私は尾西の方へ参りましたときに、かつて設備廃棄をする一方、最新設備をどんどんとどんおやりになる。たとえば西ドイツの製品で、一台の能力が前の廃棄した台数より数倍も能力のあるようなものを設備なさるといふような点で、矛盾があるのではないかと、あなたがお話聞いたことがございまして。したがって、あなたがこの期間中百二十三万鍾の設備増強をなされたといふのは、まあ局長の言われるように区分の仕方が四十二年と四十九年に違つたというだけでは、やや私は理解をしがたいと思つておるわけでありまして、一応こういふように現場におきましては、一方において廃棄する中で、一方において事実上設備増強が行われていたという事実は、私は指摘することができるとは思ひませんが、どう

いう点については全然通産省は関知しておみえになりませんか。

○政府委員(栗原昭平君) この時期におきまして、先生御指摘のように一部企業におきましては、やはりそういう意味での増設ということを行つておる事実はあるかと思ひます。この関係の中で、たとえば紡績協会、綿の関係でございますけれども、こういふ関係についてはわりあい数字もはっきりしておりますし、減少傾向というもも明らかに見られるわけでございますけれども、それ以外についてはいろいろ問題があつたかといふふうには、現時点では考えております。

○森下昭司君 ここに私は「特設法に基づく構造改善の進捗状況」といううちととした一覧表が手元にあります。その中で特定繊維工業関係の過剰設備の処理の状況等を見てまいります。当初計画と実績とを比較いたしますと、実績は二三％しか過剰設備が廃棄されておらないといふようなことが実は出ておるわけでありまして、あるいはメリヤス製造業関係におきましては、企業の集約化とか設備の近代化等が余り進んでおりませんし、特定染色業におきましては同様な傾向が出ておるわけでありまして、メリヤスとか特定染色業は別にいたしまして、特定繊維工業等は比較的小企業関係が多いわけでありまして、こういうところにおける過剰設備の廃棄状況は、実際の数字だけでは実効効果が余り上がつてないといふふうに出ているわけでありまして、いま局長から紡績関係の問題についてのお答えがございましたけれども、私はやはり、全体として受ける印象は設備廃棄といふものが、従前は余り実効効果があつていないといふような印象を免れないのですが、この点についてはどうですか。

○政府委員(栗原昭平君) 特設法時代におきます設備の廃棄の問題でございますが、もちろん私もといたしましてはこういふ設備廃棄の対象になりましては、登記制といふものが団体法に基づいて施行されておりました。新設

は制限されておるわけでございます。その中におきまして設備の処理というものは、たとえばこの時期におきまして綿、スフにつきましては二万二千台でありまして、絹、人絹については一万三千七百台でありまして、かいたような、それぞれ処理というものが行われておりました、この限りにおきましては実態は問題はないというふうに考えられるわけでございますけれども、しかしながら、御承知のようにこの業界の中におきまして、必ずしも登録制について十分なエンフォースが行われていないという実態もございまして、御承知のように無籍の問題といったようなものも一部あつたことは御承知のとおりでございます。これらにつきましても、四十年代の後半におきまして一度きれいに整理をしたということは御承知のとおりでございます。現時点においてはかような問題は発生はしないだろうというふうに考えておる次第でございます。

○森下昭司君　そこで、今度の構造不況対策法——特定不況産業安定臨時措置法に基づきまして、綿紡績業の安定基本計画の概要がほぼ決まりました。近く繊維工業審議会の決定を受けて通産大臣に申告するといふような形になるようでありまして、この概要の中身の中で、本年十月ごろまでに現有設備能力の年間百二十万トン——精紡機にいたしまして約一千万錠であり、その六割に当たる六万七千トンを廃棄または格納するといふようなことが概要として計画をされておるようでありまして、これはいままで申し上げたような紡績業界の実態等から判断をいたしますと、相当にいろいろな困難な諸条件があるのではないだろうかというふうに私は思ふのでありますが、この実施の点について、一体見通しとして確信を持てるのかどうか、これをまず最初にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(栗原昭平君)　御指摘の綿紡績業につきましては安定基本計画づくりを現在行つておる次第でございます。今月の後半の時点におきまして最終的に決定をするようなことにならうかと思つております。そういう段階でございます。

が、その内容といたしましては、お話のございませう。現在の紡績設備の約六割を自主的に廃棄するというのがその内容にならうかと思つております。現在、紡績協会等の内部におきまして十分の内容について詰めておるところでございますけれども、この六割の設備処理というものはこの基本計画が決まった際におきましては、十分実施可能であるというふうに私も承知しておるところでございます。

○森下昭司君　実は、この合議にいたしましても梳毛紡にいたしましても、一応構造不況の法の対象として指定を受けて、それぞれ安定基本計画を以てしているわけでありまして、この合議と梳毛紡に關しましては、通産省の指示カルテルの発動を求めております。ところが、綿紡に關しましては適用をしない、業界の自主的処理に任せるというお考えの方でございますが、綿紡だけなぞ指示カルテルを発動をしないのか、この理由を明らかにしてもらいたいです。

○政府委員(栗原昭平君)　御指摘のように、合議、梳毛紡につきましては、業界の中の検討過程におきまして、結局設備処理につきましては各社、プロラタと申しますか、ある一定の比率でそれぞれ持つておる設備を廃棄しようというプロラタ方式で設備処理をやるという合意の内容になつておるわけでございます。このプロラタというところで自分の保有設備の一定比率を廃棄していくというやり方でございます。どうしても横並びという問題がきつて重要なことになりまして、そういう点を担保するために、やはりどうしても共同行為の指示といったことが必要であるという実態があつたわけでございます。それに対して今、綿紡紡績業におきましては、これは業界の中の自主的ないろいろな話し合いに基づいて決まったことでございますけれども、先ほど申し上げましたような自主廃棄とか、各企業がそれぞれ自主的にその過剰設備の分を廃棄していかうというやり方をとることにはいたしません。こらういったやり方でありませうれば、必ずしも共同行

為の指示ということには必要はないというのが現状の判断でございます。また共同行為の指示なくしても現状の業界内の動向から見ますと、この計画の実行は可能であるかというふうにお尋ねしておる次第でございます。

○森下昭司君　いまの説明からまいりますと、私は綿紡紡績関係の方が指示カルテルが実には必要ではないかという感じを強くいたすわけであります。というのは、従来綿紡関係というのは足並みがそろわないということと有名な業界であります。石油危機の繊維不況の中で何回も不況カルテルを結成いたしましたが大、大手の日清紡は業績がよいためにこの不況カルテルに加わらなかつたという過去の事実がございまして、それから、今度のこういふたいわゆる設備廃棄問題について中京地区の、これは私どもの名古屋地方で、大臣、近いので御存じでございますが、大手の都築紡績あるいは近藤紡績等は、国際競争力を無視した設備廃棄には反対、との態度を実はとつておられるわけでございます。今回のこの自主的な設備処理に参加をしないものと見られておるのであります。こういふ点について、私はむしろ綿紡業界ほどの方が、合議とか梳毛紡業界に比べればカルテルを必要とすると思ふのでありますが、こらういった日清紡あるいは中京地方の都築紡績、近藤紡績等の態度について通産省はどうかお考えか、お答えいただけますか。

○政府委員(栗原昭平君)　ただいま御指摘になりました企業につきましては、それぞれの企業の理念というものがございまして、昔から、たとえばお話にございまして日清紡につきましては、こらういった業界全体としての設備の処理あるいはカルテルといったような時点におきましては、それぞれ御異論を持つておられるという企業でございます。こらういった実態がございまして、今回の設備処理に当たりましては、従来自分たちとしては過剰な設備といふものは一切持つてないというたてまえのもとでやっておられますものですか、恐らく今回の廃棄におきまして、これらの

企業につきましては具体的な廃棄計画というものは持つておられないんじゃないかというふうには考えておりますが、ただ、だからと申しまして、紡績業界、現在の紡績加盟各社の設備処理全体の計画といたしまして、先ほどの六割といった設備の処理というものができないかと申しますと、これは現在の積み上げその他によりまして、これは可能であるというふうな見通しを私も持っております。

○森下昭司君　これは私、なかなかさういふ答弁では理解しがたいのであります。いま申し上げた日清紡、都築紡、近藤紡だけで設備能力は全体の一六％、先ほど申し上げました百二十万トン、約一千万錠ですね。一六％の約百六十万錠は所有いたしておるわけでありまして、これをいま局長からお話がありましたように、具体的にこの廃棄計画はないものと思ふ、しかし全体計画は必ず実行できるのだということになりますと、百六十万錠の六％、単純計算でまいりますと約十萬錠です。これを抜きにしていわれる六十万錠、約一割です。これを相当する設備を廃棄するということ、これは、相当に難事ではないかと思ふのであります。ただ、具体的に廃棄計画はないかと思ふのであります。ただ、具体的に廃棄計画はないかと思ふのであります。ただ、具体的に廃棄計画はないかと思ふのであります。ただ、具体的に廃棄計画はないかと思ふのであります。

○政府委員(栗原昭平君)　設備廃棄の進め方自体につきましては、これはやはり各業界それぞれの実情に基づきまして、それぞれの業界が自主的な判断におきましてどのような廃棄を行うかということをお決めになるというので、やはり基本では

なかろうかと思っております。そういった意味におきまして、合織あるいは梳毛紡につきましましては、プロタという意思統一ができたわけでございますが、綿につきましましては任意廃棄という形ではいかまどまらなかつたというのが実態であろうかと思ひます。しからば、任意廃棄ということでは本當の過剰設備の処理ができないうことである問題はありますけれども、この六〇%につきましまして、それぞれ他の企業は自分のところの販賣能力に對しまして、あるいは將來計画に對して、これだけ自分は過剰であると思うというそれぞれ新鋭設備でなく非常に古い設備を持っているというところでこれはやはり廃棄しようといふような、それぞれの企業判断におきまして廃棄設備を出される、そういったもの計画の總計が六〇%にはなるというのがいまの事情であるかと思ひますので、現在の綿紡業界の実情から考えますと、いまのやり方で業界の処理を進めていかせて差し支えないのではないかというふうに考へておる次第でございます。

○森下昭司君 私、最初に實は指摘いたしましたように、綿紡業界は非常に足並みがそろわないう。したがって、仮に指示カルテルをつくつてやろうとすれば、業界内では混乱が起きる可能性がある方が強いという御判断が先行いたしておるのではないだろうかという實は感じがいいたします。私は、行政といたしましてこういふようなやり方というものは非常に妥協性を欠くおそれがあるのので、いまのお答えからも若干の私は疑問を持たざるを得ないと思つております。したがって、今後の全体の計画の中でどう実施されていくのか十分ひとつ監視をいたし、機会があればまたこの問題について質問いたしたいと存じます。

それから整毛関係ですね、整毛関係につきましましては、つい先日、日本整毛工業協同組合連合会といふものが設立されました、八十一社の参加、廠兼台数二百九十六台、大手を含めて総台数の一〇%に該當するというふうなことをお決めたことになつた

ようでありませんが、この業界は中小企業振興事業團の設備共同廃棄事業制度を利用いたしましてやるわけでありまして、構造不況法の適用を受けなかつたというところになるわけでありまして、他のいわゆる梳毛、綿、合織等が構造不況法の対象になつて設備廃棄をいたすわけでありまして、この整毛関係だけなぜこのいわゆる構造不況法の対象としないのか、この理由はどういふことですか。

○政府委員(栗原昭平君) 構造不況法の適用対象とすべきかどうかの判断と申しますのは、やはりこれは第一義的には当該業界の自主的な判断といふことにならざるを得ないところでございまして、そういったような手続を経て指定に至るわけでございます。いまのことでは、業界自身の御判断でございまして、そういったことで業界自身の御判断であるかと思ひますけれども、特にこの業界の実態からいいたしまして、やはり中小企業界が非常に多いといふことも考え、さらに制度といたしましても中小企業振興事業團の共同廃棄事業というものを活用した方が、この組合員にとつても有利な設備処理が可能であるといふような実情からいいたしまして、現在設備共同廃棄事業に乗りたいといふことで検討をされておるといふふうに承知しております。

○森下昭司君 これは、私は他の業界と比べていわゆる組織的な構成が非常に高くつたといふことが原因じゃないかと思つております。そして、いまお話がございましたように、自主的な協議と申しますか、自主的な協議がおくれまされたためにどういふ形態をとらざるを得なかつたのではなかつたかと思つておられる。これはやはり、私は全体として行政指導の範囲内では限りの効率的な、効果の上があるような各種の制度を利用させていくという点から、今後また問題としてやつていただきたいというふうに思つておられます。そこで、ちょうど公正取引委員長もお見えになつておりますから、それに関係いたしました問題といたしまして、三月十五日に東レと帝人と旭化成など合織十社の社長会で不況カルテルの継続申

請を断念するということを決められたわけでありまして、これは通産大臣が三月九日の参議院の予算委員会におきまして、まあ打ち切つてもおおむねよからうというふうな御答弁をなさつた影響と、公正取引委員会の態度などから、こういうふうな決定になつたと思つております。合織の社長会は、必ずしも採算ラインには達してないが、延長申請をしても公正取引委員会の認可はむずかしいといふ見解から継続を断念した、といふふうな言はれてはいるわけでありまして、これは先ほどから局長が言われまますように、業界の自主的判斷だといふ判断だといふような点等からいいたしまして、若干自主的判斷に對しまして制約を受けたような実態を感じがあらうと思つておられますが、この点について通産大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(北岡廣吉君) これは業界の動向も見ておきまして、事務当局側の判断も内部説明といふような形で当然受けるわけでございます。それから業界の動向も、業界の一つの考え方といふようなものがやはり私どものところへ間接に伝わつてまいりま。そういふようなことが、確実に延長しないといふことを言つたわけではありませんが、一つの方向としての意見を求められました。で、多分延長しなくてもいいような雰囲気ではなからうかと、正確に私答弁を覚えておられません。そういふような方向をきつて御答弁申し上げたいと思ひます。そういったことは影響なしと思ひます。影響なしと思ひます。これは局長などがしばしば答えておられますように、最終的には業界の自己判断によつて結論づけられるわけでありまして、もし私どもがそういう見通しといふか、言葉のあやはともかくとして、そういう発言に異議があれば、当然また業界としても強い反響があるわけでありま。その後、そういふこともなく今日に至つておるわけでありまして、最終的には業界の判断に基づいたもの

○森下昭司君 公正取引委員長は、公正取引委員

取引委員会の認可はむずかしいと、どういふふうな社長会御判断になるのか、それは別といたしまして、公正取引委員会としてはこの不況カルテルの延長問題についてはどういふお考えをお持ちになつておられるのか、それを明示していただきたい。

○政府委員(橋口收君) 合織のカルテルにつきましましては、独禁法上のカルテルになりましてからこの三月でちょうど満一年になるわけでございます。その前にいわゆる勧告短縮という期間が約半年ございました。一年半の間、ある種の共同行為による生産調整をやつてきたわけでございます。その間、構造不況法に基づきまして設備の凍結、廃棄といふこともあつたわけでございます。昭和五十六年までは設備の新増設は禁止する、そういう設備面からのものも措置があるわけでございます。いま申し上げましたように、長期共同行為が續いておるといふことは、これは本来好ましくないといふことではございませう。また、かたがた市況も回復をいたしておりますから、私は国会では合織の共同行為につきましましてはそろそろ卒業してもらいたいという表現をとつたわけでございます。そのときの考え方といひましては、合織のほかアルミニウム地金、合織織維用の染料といふのがあつたわけでございます。が、なかなか日本経済に對する影響等から考えまして、合織織維とアルミニウム地金につきましましてはできれば卒業してはしい、こういう考え方を表明したわけでございます。

それいふことを申し上げました基礎としましては、合織織維につきましては別に不況要件があるかどうかにつきましては検討いたしておつたわけでございます。中には不況要件がまだ残つておるものもあつたかと思ひますけれども、糸相互間には代替性もございませうし、すでに採算ラインに乗つてはいる糸もあるわけでございますから、合織織維全体としてはそろそろカルテルをやめていただいてもいい時期ではないか、こういう情勢判断と計算の根拠に基づきまして卒業してはしいとい

う表現をとり続けておたわけてございます。

○森下昭司君　そこで、通産省は四月一六月期から四半期ごとに合議の需給見通しを作成するということを決めておみえになるようでありませう。この需給見通しは、合議の需給関係についてガイドラインを発表し、業界の生産活動に目安をつけさせるのが目的であると言われておりますが、これは私は事実上の不況カルテルの延長ではないかと思つておりますが、この点についてお考えをお尋ねいたします。

○政府委員(栗原昭平君)　合議につきましては三月末で不況カルテル切れになりました。その後のポストカルテルという点につきましては、特に合議が輸出比率が非常に高いということから、輸出力の内需還流の問題でありませうか、あるいはいろいろな仮需の発生の問題あるいは石油を原因といたします原料価格の高騰問題等々いろいろな問題がございます。そういう点を踏まえまして、やはり一種のガイドラインと申しますか、需要見通しにつきましては、四月から需給見通しを作成する、これを公表するという措置をとることいたしましたわけでございます。

しかしながらこれにつきましては、もちろん通産省として業界に対して生産計画を提出をさせ、業界自体の判断におきましてこのガイドポストを参考にしたがって生産量を自主的に考えていくというところでございまして、横のカルテル的な連絡は当然あってはならないこととございまして、また私どももいたしましては、この需給見通しについての運用の内容といたしましては、原則的には行政指導もしいという立場で臨んでおりまして、御指摘のようなカルテル同然ということの実態ではないというふうに考えております。

○森下昭司君　三月二十一日の朝日新聞の記事によりますと、篠島義明原料紡績課長の談話といたしまして、「合議業界のカルテル後の過当競争を防止し、長期的安定化を図るのが目的。原糸の五割以上を占める合議が安定すれば、繊維産業全体

の安定化にも寄与する」というような話からも、私は事実上の不況カルテルではないかと思つております。ここで言う「合議業界のカルテル後の過当競争を防止し」という、この過当競争の防止というものは、独禁法の、たとえば「一定の取引分野における競争を、実質的に制限する」という禁止項目との関係で、具体的にはどういうことを意味しているのか御説明いただきたいんです。

○政府委員(栗原昭平君)　先ほども御説明申し上げましたとおり、これは一種のガイドラインとして、合議各社が自主的にこのガイドラインを参考にしながら、みずからの生産量を判断して、この考えをいくというシステムでございまして、この間には当然カルテル的な横の連絡があつてはならないという前提の問題でございまして、いま御指摘のような心配という点はなからうというふうに私どもとしては考えております。

○森下昭司君　まあこれは新聞の報道ですから、短い言葉になっておりますから、いまのような局長の御答弁の趣旨はこの短い記事の中にはあらわれてないわけでありませう。短絡的な理解の仕方かもしれませんが、「過当競争を防止し」とあれば、これは独禁法に該当するような印象を受けるのは当然ではないかと思つております。自主的にそのガイドラインを設けさせて、自主的に生産量を調整するんだというふうな実話はお話があるわけでありませうが、そういう考え方になりますと、この需給見通しをつくる手続と申しますか、つくる方法と申しますか、そういうものが私はやはり一つ重要な要素になつてくるのではないかと思つております。

伝えられるところによりますと、化繊協会、紡績協会、ニット工業組合連合会など関連業界も参加する予定であります。生活産業局長の私的諮問機関であります繊維需給協議会の中に合議委員会をつくつて需給見通しを立てる。その場合には各社からいろいろと生産計画を出させるあるいは実績を報告させるなどからこういう計画が立てられるというのでありますが、局長の強調

されまする自主的ないわゆるガイドラインを設けて、自主的にみんなが生産協力をするんだというふうなことになるならば、局長の諮問機関であります繊維需給協議会の中に合議委員会をつくるというふうな形は、いかに、業界自主的な指導ではなくて、通産省主導による需給見通しの作成という印象を受けるのでありますが、需給見通しはいかなる方法でつくられるのか、この点ちょっと明らかにしていただきたい。

○政府委員(栗原昭平君)　誤解があるといけませんので申し上げますが、まず需要見通しは、これは業界がつくるのではなくて、通産省がつくるというところでございませう。通産省が作成いたします場合に、単に合議メーカーの意見を聞くだけであつたら、関連事業者、これは先ほど先生のお話になつたいろいろな意味での関連事業者、これはユーザーを当然含みます事業者の意見も聞きながら通産省が作成をするということとございまして、その意見を聞く場といたしまして需給協議会という場を使つていくということとございまして、したがらうと、需要見通し自体につきましては、そういうプロセスを経まして通産省として決めた

できた需要見通しについて、それでは各社がそれぞれ自主的にどう判断をしてそれぞれ生産をしていくかという、これは各社自体の御判断の問題であるかと、かように考えております。

○森下昭司君　そこで、公正取引委員長にお尋ねいたしますが、公正取引委員会は、伝えられるところによりますと、この需給見通し作成のやり方によつては、独禁法第八條第一項に該当するおそれがあるというふうな見解を持っておみえになると思つておりますが、いま局長が言われましたように、通産省がガイドラインをつくる、そのガイドラインの実施は業界の自主的ないわゆる協力と申しますか、そういうことで実施をさせていく、行政指導はしないというところが非常に強調されておるんですが、こういうふうな内容について公正取引委員会としての見解をひとつお尋ねいた

しておきます。

○政府委員(橋口收君)　合議業界の共同行為を防止いたします際に、廃止後の一時的な混乱防止のために何らかの措置が必要ではないかということにつきまして、通産省と公正取引委員会の間に意見の相違は全くございません。

先ほども申し上げましたように、差別に検討いたしましたし、物によっては不況要件があるものもあるという可能性もございましたが、そういう立場からやはり申請をすべきではないかという意見と、全体としてやはりこの際は申請を遠慮した方がいいという意見が合議業界にあつたように承知をいたしております。

そういう点から申しまして、いわゆるポストカルテル対策として何らかの措置を求めたいという業界の御意向があり、それに対して私どもも基本的には賛成をいたしておたわけでございます。したがらうと、問題はそれから先でございます。私どもが特に申し上げておりましたことは、あくまでもポストカルテル対策ということでございませうから、経過措置でなければならぬということとであります。ぜひ期間を切つてほしいということとを強く業界にも、また通産省にも申し上げてお

それから、内容の問題でございますが、いまお尋ねがございました需要見通しの作成の方法につきましては、特に問題があるとは考えておりませう。通産省の責任において、業界やユーザー等から意見を聞いた上で需要見通しというものを作成される、そのこと自体につきましては全く問題はないと思つております。まあ、要はそれから先でございます。その需要見通しに基づきまして各社が生産計画をおつくりになる、その生産計画に対しては通産省御当局が何らかの調整を加えられるというところは原則的でないということと、栗原局長は先ほど御答弁になつたわけでございますが、仮に調整が行われるということになりますと、それはいささか問題があるのではないかと、つまり、基本的に申し上げますと、需要の見通しだけをつくるとい



うことにつきましては、これは独禁法上問題がないわけでございます。また逆に申しまして、供給計画だけをつくるということであれば、これまで問題がないわけでございます。その需要と供給との出会いがあるところには実は問題があるわけでございます。そういう点から申しまして、需要の計画をおつくりになって、いわゆるガイドポストとして業界にお示しになるという、そのこと自体は問題がないというふうに考えております。

○森下昭司君 そういたしますと、いま公正取引委員会も、一時的に混乱を防止するという見地に立てば、必要性については認めているということでありますが、問題は、期間を切れということにより問題があると。いま、伝えられるところによりますれば、通産省は四半期ごとにつくりたいという希望があるわけでありまして、期間を切れということになりますと、この四半期という期間が果たして妥当かどうか、また、いわゆる今後一年なり二年なり三年なりというふうにやっていくことが妥当かどうかという議論になるわけでありまして、期限を切れという点について、通産省側としてはこういった期限を切れという公正取引委員会からの要望に対しまして、どの程度の期間があれば一定の混乱を防止するために必要だということに該当するかどうか、お考えになっておみえになりますればお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(栗原昭平君) 私どももいたしまして、この合議の需要見通しに基づいての生産計画の徴収といった形でのポストカルテル対策、これはまさにポストカルテル対策というふうな考えでありまして、いつまでもやっているとよくいえないというふうな了解をいたしております。現在、その具体的な期間につきましては公正取引委員会と相談中でございます。

○森下昭司君 私は、いわゆる需給の見直しを作成するためには、それぞれ、この場合は化繊協会が主体になるかと思っておりますが、化繊協会などが作成すると。これを通産省が化繊協会の作成したものを認めていくというふうな形になるのではないかとお思います。そういうふうな場合には、化繊協会などにおきましては、事業者同士が話し合つてそして実効のある需給見直しをつくっていくということには、なかなかこれはむずかしいのではないかとお思います。なかなかに感じはいたすわけでありまして、化繊協会が作成する段階で意見がまとまらないというふうな場合は、通産省がこれを指導して、そしてこういうふうな形にしてみたらどうかというふうな行政指導があるのではないかとお思います。この需要見通しの作成にたいしては、あくまでも通産省の責任において作成をするということでございます。もちろんその際に合議業界の意見を聴取するということはあるかと思っております。しかし、それはあくまでも一つの参考意見でございます。これにつきましてはニューザーも含めた関係者の意見もあわせて聴取をいたしまして、総合的に判断をして通産省として一つのものにまとめていくと、かように考えております。

○森下昭司君 そういう基本原則は先ほどからお述べになっておることでありまして、仮にその基本原則で需給見通しができなくても、先ほどお話しがありましたように行政指導で介入をしないとか、あるいは公取委員長がお述べになりましたように調整をすれば独禁法違反の疑いが出てくるとか、いろいろな点がありますが、仮に通産省がおつくりになりましたこの需給見通しにつきましては、化繊協会なら化繊協会の中でいわゆる実効のある実施が得られないというふうな場合は、その場合ではないかという心配がございますが、その場合は、通産省といたしましては仕方がない——仕方がないというふうな事態になるわけでありまして、そういうふうな事態になつても仕方がないかと、こう傍観なさるようなお気持ちがあるんですか。

○政府委員(栗原昭平君) この需要見通しに対しては、合議メーカー各社がそれぞれ自主的に御判断になつてつくられた生産計画自体が、たとえ非常に大きな数字になつても、これをそのまま放置しておきまして合議業界に混乱を招くだけなことで、このニューザーでございます。織布業者でありますとか、メリヤス業者でありますとか、そういう関連の事業者にも非常に大きな混乱を生ずるというふうな事態というものが、仮に非常に強く想定されるような場合におきましては、これは私先ほど原則として行政指導はしないというのを申し上げたわけでございますが、非常に例外的な場合におきましてはこれはやはり役所の責任にかつ、こういうふうな措置を講ずる必要があるのではないかと、こういうふうな考えをしております。

○森下昭司君 そうすると、公正取引委員長、役所は何らかの行政指導をしないかというお答えが、いまあつたわけでありまして、これは独禁法からいってどうなんですか。

○政府委員(橋口收君) これは先ほど申し上げましたように、期間をできるだけ短くしていただきたい。つまり、緊急異例の事態に対しておとりになる措置であろうというふうな理解をいたしておるわけでございます。恒常的にそういう措置をおとりになるということは、これはもう本来は好ましくないということをお申し上げたわけでございます。まして、仮にいまおっしゃいますような業界の混乱が招来されるような異常な事態が生じた場合にはどうするか。問題は昭和四十九年の狂乱物価の際のいわゆる行政指導とカルテルに関する政府の統一見解で明らかになつておるわけでございます。仮に行政指導があつてそれに基いて業界が話し合ひをし合つてある合意の形成を行うということであれば、これは当然独禁法違反でございます。その調整を受けて業界が調整をされました。その調整を受けて業界の生産量を決定する、個別の業者の生産量を決定する、ということがあれば、これは当然独禁法違反でございます。そういう意味におきまして、まあ言葉は悪いのですが、いわばすれすれのことをやるわけでございます。それから、そういう点から申しまして、ぜひ短期間で打ち切つていただきたいというものが、私どもの基本的な考え方でございます。

○森下昭司君 行政指導につきましては、いろいろとよくその根拠につきまして議論のあるところでありまして。たとえば、石油化学の問題等につきましては石油業法を適用するというようなことは、前の河本通産大臣時代よくお話をあつたわけでありまして。私は、砂糖ではございませんが、たまたまこういうガイドラインを設けますと、結果におきましてこれが生産調整への事実上の指導が行われて独禁法に触れる行為になるというふうなことがあるわけでありまして、いまのお答えで一応問題は明らかになりました。ですから私はそれ以上申し上げませんけれども、十分ひとつこの需給見通しの実施の問題については、今後私は慎重な態度をとりたいというふうに思うわけでありまして。

そこで、公正取引委員長にお尋ねいたしておきますが、昭和二十八年に、合議業界に対しまして通産省が減産を指示したものを、公取委員会は独禁法違反事件として摘発した、みずから公正取引委員会が摘発なさつたという経緯がございますが、この違反事件と今回のこの需給調整、さつきも申し上げたように問題点はありますが、とにかくいま伝えられておる需給調整との相違点というのは具体的にどういふことになるんですか。

○政府委員(橋口收君) 経済部長から御説明申し上げます。昭和二十八年のケースでは、通産省が行いましたスフの月産量の総枠に関する換短勧告を受けまして、日本化学繊維協会が昭和二十七年三、四月の生産量を決定したというカルテルを行ったわけでございます。今度の通産省の需要見通しにつきましては、先ほどからお話がございますように、需要見直しを中心としたものと理解いたしております。

成したものを認めていくというふうな形になるのではないかとお思います。そういうふうな場合には、化繊協会などにおきましては、事業者同士が話し合つてそして実効のある需給見直しをつくっていくということには、なかなかこれはむずかしいのではないかとお思います。なかなかに感じはいたすわけでありまして、化繊協会が作成する段階で意見がまとまらないというふうな場合は、通産省がこれを指導して、そしてこういうふうな形にしてみたらどうかというふうな行政指導があるのではないかとお思います。この需要見通しの作成にたいしては、あくまでも通産省の責任において作成をするということでございます。もちろんその際に合議業界の意見を聴取するということはあるかと思っております。しかし、それはあくまでも一つの参考意見でございます。これにつきましてはニューザーも含めた関係者の意見もあわせて聴取をいたしまして、総合的に判断をして通産省として一つのものにまとめていくと、かように考えております。

○森下昭司君 そういう基本原則は先ほどからお述べになっておることでありまして、仮にその基本原則で需給見通しができなくても、先ほどお話しがありましたように行政指導で介入をしないとか、あるいは公取委員長がお述べになりましたように調整をすれば独禁法違反の疑いが出てくるとか、いろいろな点がありますが、仮に通産省がおつくりになりましたこの需給見通しにつきましては、化繊協会なら化繊協会の中でいわゆる実効のある実施が得られないというふうな場合は、その場合ではないかという心配がございますが、その場合は、通産省といたしましては仕方がない——仕方がないというふうな事態になるわけでありまして、そういうふうな事態になつても仕方がないかと、こう傍観なさるようなお気持ちがあるんですか。

○政府委員(栗原昭平君) この需要見通しに対しては、合議メーカー各社がそれぞれ自主的に御判断になつてつくられた生産計画自体が、たとえ非常に大きな数字になつても、これをそのまま放置しておきまして合議業界に混乱を招くだけなことで、このニューザーでございます。織布業者でありますとか、メリヤス業者でありますとか、そういう関連の事業者にも非常に大きな混乱を生ずるというふうな事態というものが、仮に非常に強く想定されるような場合におきましては、これは私先ほど原則として行政指導はしないというのを申し上げたわけでございますが、非常に例外的な場合におきましてはこれはやはり役所の責任にかつ、こういうふうな措置を講ずる必要があるのではないかと、こういうふうな考えをしております。

○森下昭司君 そうすると、公正取引委員長、役所は何らかの行政指導をしないかというお答えが、いまあつたわけでありまして、これは独禁法からいってどうなんですか。

○政府委員(橋口收君) これは先ほど申し上げましたように、期間をできるだけ短くしていただきたい。つまり、緊急異例の事態に対しておとりになる措置であろうというふうな理解をいたしておるわけでございます。恒常的にそういう措置をおとりになるということは、これはもう本来は好ましくないということをお申し上げたわけでございます。まして、仮にいまおっしゃいますような業界の混乱が招来されるような異常な事態が生じた場合にはどうするか。問題は昭和四十九年の狂乱物価の際のいわゆる行政指導とカルテルに関する政府の統一見解で明らかになつておるわけでございます。仮に行政指導があつてそれに基いて業界が話し合ひをし合つてある合意の形成を行うということであれば、これは当然独禁法違反でございます。その調整を受けて業界が調整をされました。その調整を受けて業界の生産量を決定する、個別の業者の生産量を決定する、ということがあれば、これは当然独禁法違反でございます。そういう意味におきまして、まあ言葉は悪いのですが、いわばすれすれのことをやるわけでございます。それから、そういう点から申しまして、ぜひ短期間で打ち切つていただきたいというものが、私どもの基本的な考え方でございます。

○森下昭司君 行政指導につきましては、いろいろとよくその根拠につきまして議論のあるところでありまして。たとえば、石油化学の問題等につきましては石油業法を適用するというようなことは、前の河本通産大臣時代よくお話をあつたわけでありまして。私は、砂糖ではございませんが、たまたまこういうガイドラインを設けますと、結果におきましてこれが生産調整への事実上の指導が行われて独禁法に触れる行為になるというふうなことがあるわけでありまして、いまのお答えで一応問題は明らかになりました。ですから私はそれ以上申し上げませんけれども、十分ひとつこの需給見通しの実施の問題については、今後私は慎重な態度をとりたいというふうに思うわけでありまして。

そこで、公正取引委員長にお尋ねいたしておきますが、昭和二十八年に、合議業界に対しまして通産省が減産を指示したものを、公取委員会は独禁法違反事件として摘発した、みずから公正取引委員会が摘発なさつたという経緯がございますが、この違反事件と今回のこの需給調整、さつきも申し上げたように問題点はありますが、とにかくいま伝えられておる需給調整との相違点というのは具体的にどういふことになるんですか。

○政府委員(橋口收君) 経済部長から御説明申し上げます。昭和二十八年のケースでは、通産省が行いましたスフの月産量の総枠に関する換短勧告を受けまして、日本化学繊維協会が昭和二十七年三、四月の生産量を決定したというカルテルを行ったわけでございます。今度の通産省の需要見通しにつきましては、先ほどからお話がございますように、需要見直しを中心としたものと理解いたしております。

○森下昭司君 私は、いわゆる需給の見直しを作成するためには、それぞれ、この場合は化繊協会が主体になるかと思っておりますが、化繊協会などが作成すると。これを通産省が化繊協会の作成したものを認めていくというふうな形になるのではないかとお思います。そういうふうな場合には、化繊協会などにおきましては、事業者同士が話し合つてそして実効のある需給見直しをつくっていくということには、なかなかこれはむずかしいのではないかとお思います。なかなかに感じはいたすわけでありまして、化繊協会が作成する段階で意見がまとまらないというふうな場合は、通産省がこれを指導して、そしてこういうふうな形にしてみたらどうかというふうな行政指導があるのではないかとお思います。この需要見通しの作成にたいしては、あくまでも通産省の責任において作成をするということでございます。もちろんその際に合議業界の意見を聴取するということはあるかと思っております。しかし、それはあくまでも一つの参考意見でございます。これにつきましてはニューザーも含めた関係者の意見もあわせて聴取をいたしまして、総合的に判断をして通産省として一つのものにまとめていくと、かように考えております。

○森下昭司君 そういたしますと、いま公正取引委員会も、一時的に混乱を防止するという見地に立てば、必要性については認めているということでありますが、問題は、期間を切れということにより問題があると。いま、伝えられるところによりますれば、通産省は四半期ごとにつくりたいという希望があるわけでありまして、期間を切れということになりますと、この四半期という期間が果たして妥当かどうか、また、いわゆる今後一年なり二年なり三年なりというふうにやっていくことが妥当かどうかという議論になるわけでありまして、期限を切れという点について、通産省側としてはこういった期限を切れという公正取引委員会からの要望に対しまして、どの程度の期間があれば一定の混乱を防止するために必要だということに該当するかどうか、お考えになっておみえになりますればお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(栗原昭平君) 私どももいたしまして、この合議の需要見通しに基づいての生産計画の徴収といった形でのポストカルテル対策、これはまさにポストカルテル対策というふうな考えでありまして、いつまでもやっているとよくいえないというふうな了解をいたしております。現在、その具体的な期間につきましては公正取引委員会と相談中でございます。

○森下昭司君 そのういたしますと、通産省がスフの月産量の総枠を決めた、今回は需給見通しとして総枠ではなくて一応のガイドラインを設けたという、簡単に言えば、強制的に実施をされるのか、それとも強制的に実施をされない一つの目安として設けたものと、そういう違いだということに理解していいですか。

○政府委員(橋口收君) これはあくまでも需要サイドの見通しでございますから、おっしゃいますように、大体向こう三カ月間でこの程度の需要があるだろうということ、産業官庁が責任を持って発表されるわけでございますから、それを受けて個々の業者が生産量を決定すると、こういう仕組みであればこれは問題ないわけでございまして、仮にその需要の見通しに基づきまして各社が集まっておのおの生産量を決定するという事になれば、これはまさに昭和二十八年のスフに関する独禁法違反の事件と同じケースになるわけでございまして、そういうことにならないように善処をしていただく必要がもちろんございまして、またそういう状態になるような方角に行政指導が進むことはぜひ御遠慮願いたいということをお申し上げておるわけでございまして。

○森下昭司君 一応この問題はどの程度にいたしましたか、この答申によりますと、繊維産業の過剰供給・過当競争体質が顕在化しやすく、企業体力の疲弊をもたらすおそれが大であって、構造改善への積極的取組みの大きな阻害要因となること懸念される。このため、繊維事業者の自主的判断のもとに、過剰設備の処理、企業の集約化等を進めることにより知識集約化を目指した構造改善の円滑な推進のためその基盤を整備する必要がある。と、まあ述べているわけでありまして。そこで、五十三年の一月に帝人の大屋社長が、合織八社を対象にいたしました四グループへの再編成提案というものを実は提案をされているわけでありまして。この問題について通産省がその実現化に私は努力をなされたのではないかと思つた。

であります、なぜこの実現化について努力されないのか、まず、その理由をお尋ねします。

○政府委員(栗原昭平君) 昨年の一月に、いま御指摘のような構想が新聞紙上に発表されたということは御承知のとおりでございます。これにつきまして、やはり構想実現につきましてそれぞれの企業においてまだ解決されるべき問題がいろいろ残っておったというのが実態でございます。したがってまだ日の目も見ておられないということであるかと思ひます。私どももいたしましては、国際競争力の強化という観点から、現在の合織企業の再編成というものが早急に進められることは望ましいと、さればと申しまして、じゃ具体的にどのような再編成の姿が望ましいかということにつきましては、これはやはり政府主導型ではなくて、民間の各社がそれぞれ自主的に御判断になり、その責任におきまして再編成を行っていただくのが適当である、かように考えておる次第でございます。また、その限度におきまして私どもとしても必要な御支援を申し上げたいと、かように考えておるわけでございまして。

○森下昭司君 公正取引委員長にお尋ねいたしておきますが、大屋さんの構想とは旭化成と鐘紡、あるいは東レとクラレ、帝人とユニチカ、東洋紡と三菱レイヨンというようなことが構想になっておりまして、朝日ジャーナルの昨年の二月二十四日号にその詳細が実は載っているわけでありまして。これは独禁法で言う集中排除の関係からいって、こういう四グループ再編という問題は独禁法と無関係のものとして考えていいかどうか、その点をちょっとお聞きをしておきます。

○政府委員(橋口收君) これはその事業分野ごとにマーケットシェアを判定するというのが原則でございますから、具体的な問題になりました場合には、合織繊維の系列に判断する必要があるのか、合織繊維全体として判断する方がいいのか、いろいろ問題があるかと思ひます。各社合織繊維以外のものもつくっておられますから、そういうものとの関係においてどういふふうに判断するかという問題があると思ひますけれども、原則的には市場占拠率が二五%を超えられた場合には嚴重な審査を行うという原則がございまして。したがって、仮に四グループに集約されるということになりますと、これは二五%ずつということに計算上なるわけでございまして、そういうことであれば比較的問題は少ないのではないかとお尋ねいたします。

ただ、その企業の合併につきましては、いろいろな考え方があつたわけでございまして、単にマーケットシェアだけで判断するということも余りにも機械的ではないかとお尋ね方がございまして。まあ、当該商品の国際競争力の問題、輸出入の関係の問題、商品の代替性の問題等ございまして、それから、そういうものを総合的に勘案いたしまして、場合によりましては二五%を超えるものでありまして、これは合併しても差し支えないという判断を下す場合もあり得ると思ひます。そういう点から申しまして商品の性格、性質、将来性、それから国際環境、国際的な企業規模等総合的に判断して結論を出すべきものではないかとお尋ねしております。したがって、まだいふにございまして、合併に際しまして二五%といういわゆるガイドラインが果たして適当かどうか、これはあらゆる角度から検討して、できれば将来は合併についてのある一つの考え方を示したいといふふうに考えております。

○森下昭司君 そこで、いわゆる再編成議論というものは、先ほど前段で質問いたしましたように、繊維業界が非常に好況期を迎えたというふうな観点からやや後退をしておると、もう大屋さん自身が、伝えられるところによりまして、黒字に各社がなつてきたので、他社とどういふゆる手を組もうかというふうな気もなくなつてくるというふうなことを語っておみえになるそうでありまして、再編成問題についてはやや私は全体として後退したのではないだろうかというふうなことに

の日本エステルを中核にいたしましたつくり上げることが実はねらいだというふうに言われておるわけでありませう。したがって、これは一つの業界のいろいろな内部事情にもよるのでありますが、いまお話がございましたように、大屋さんの四編成問題は好況のためにやや後退を余儀なくされておる。しかし、一方においては、業界内でのいわゆる競争と申しますか、競争と申しますか、そういうような観点からこういふ新しい再編問題が実は提起されている。ですから、私はいま申し上げたように、通産省として再編問題について真剣に取り組み、業界任せではなく、環境づくり等をやたらどうだということをおし上げたのであります。ところが、こういふ動き等は、通産省として先ほど申し上げた原則には再編成については国際競争力を増す上において望ましいという立場をおとりになっておるのではあります。そういう立場からこういふ動きについてはどうお考えですか。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま旭化成を中心としたいろいろの動きについてのお話があったわけでございます。私もお聞きして見えておりました。そういうお気持ちがあるのではないかと、私どもは耳にしたこともございました。ただ、私どもの立場といたしまして、具体的なケースにつきましてはこれを望ましいものとして役所がこれをむしろ引っぱっていく形でプッシュするということにつきましては、役所自体の立場といたしまして望ましくないという考え方を持っております。このういっ構想につきましてもそれぞれ各企業それぞれのお立場がございまして、いろいろの問題点といたしまして、そういういろいろな問題点といたしまして、ある程度具体的に動き出すというように前提にしながらひとつつ考えてまいりたいと、こういっはがゆいとおっしゃられるかもしれないけれども、立場をとってまいりたいと、こういっ考えてお

○森下昭司君 そこで、私はこの構造改善の実

効、効果を上げるといふ点からまいりますと、一面においては内需を喚起をする、一面においては輸出を振興する、一面においては輸入をある程度規制をしていくというふうなことになるかと、なかなか繊維産業の振興というところはむずかしい問題ではないかと思つております。産業構造の長期ビジョンによりますれば、内需は昭和五十年に比しまして昭和六十年には二・八％程度の伸びではないか、輸出は逆にマイナス三・四％というふうな増加と減少する。その反面、輸入は八・五％の増加となるというふうな、いわゆる長期の見通しをお持ちのようでございませう。そこで答申で言う輸入の増加を余儀なくされるおそれが大きいという指摘からすれば、このようにもう六十年には五十年の八・五％も増加をするというふうな見通しを立てられておる以上、何らかの私は規制をしていく必要があるのではないかと、こういうふうなことが言われるわけでありませう。

よくガットの二国間の問題だとか、いろいろのこととがよく韓国問題出たときとか、あるいはその他東南アジアの発展途上国等の追いつけが、あると、私にはやがてこういふ点からまいります。輸入問題についてはある程度規制をしていく必要があるというふうなことは私には考えられるわけでありませう。現に、この間江崎大臣が名古屋にお行きになりましたとき、たしか興和紡績の社長から、輸入についてはガイドラインをひとつ設けて、そして秩序ある輸入をやつてもらいたいという要望がなされたというふうな私には聞いておるわけでありませう。そういう点等から考えますと、輸入の措置、規制と申しますか、そういうものについてお考え方があればお伺いしておきたいと思つてお

○国務大臣(江崎真澄君) 繊維製品の輸入動向につきましましては、七七年は全体として鎮静化の傾向にありましたが、またここへ来まして景気の回復等もあつて増加傾向をたどつておられます。この規制措置いかんというわけですが、これはなかなか

ということは、市場をその輸入の商品によつてどの程度攪乱されたか、この一つの判断もありません。それから、極端に安いものが多量に入つてくる、こういう場合にはその動向を見きわめまして行政指導の方法もあると思つておられます。御承知のように輸入が多い対象国は、中進国ないし発展途上国であります。たとえば綿布だけといまするならば、その輸入量の七〇％は中国である。韓国などは最近の統計によりましても貨金は六分の一であります。台湾が五・五分の一ですか、中国大陸はもっと低いというわけですね。ですから、同じような機械でたださらし木綿を織るといふならば、賃金の安いところにこれはもう競争のしようはないわけでありませう。そんなことから、付加価値の高いものを何とかしてつくるような環境づくりをしていきたい、これが今度の法律延長の大きな理由にもなつておるわけでありませう。

いま直ちに、先ごろ名古屋を公式訪問いたしましたときに要望もあつたが、ガイドラインの設定といたしましては、これは市場攪乱を引き起したわけでありませう。これは市場攪乱を引き起す可能性のある事実の存在が第一に必要である、それから二番目にはそういう品物が国内産業界にどの程度の損害を与えるか、また現にそのおそれが存在するかどうかというこの詳細な判断及び現実的な資料を要するわけでありませう。きわめて困難であるという方向はお答えをしておいたわけでありませうが、そうかといつて極端に安い商品が入つてきて、先ほど申し上げましたように市場を攪乱するといふような事態があれば、これはやはり行政指導に出なければならぬと考へますが、あらかじめガイドラインを用意するということ、現在の通商関係事情などから申しましてもいささか困難なことであらうといふふうにお考えをしております。

○森下昭司君 そこで、時間の関係でちよつと残余の質問はしよりました。地元の問題を数点お尋ねをいたしておきたいと思つてお

におきまして真和ニット協業組合、それから四月三日には三友ニット協同組合、そして四日には産元であります株式会社濠綿というものが連続倒産をいたしているわけでありませう。この一連の倒産の原因は一体何なのか、どういふふうにつかんでおみえになるのか、その倒産の原因をまず最初にお尋ねいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 三友ニット、真和ニットあるいはその産元たる濠綿の倒産でございませうが、この原因はそれぞれ多少共通した面がございませう。やはり基本的には一昨年ごろからのそれだけの組合なり企業の販売活動がなかなかうまくいかないという点があったわけでございますが、さらに輸入品について不良が多発したというふうなことであります。あるいは暖冬によりまして在庫がふえたというふうなことから業況が悪くなつてきたという一般的な状況があつたわけでございます。

それに加えまして、これらの組合あるいは企業の関連企業でございませう。三友ニットという企業に對しまして、この企業が非常に経営が悪化したこと、ましては非常に不良債権を持つに至つたということが特殊な事情として加つたこと、こういふものがこれらの資金繰りの悪化ということに繋がりがあつて、そしてそれぞれかなり多くの融手といったものを発行せざるを得ないような状況になつてきたというものが現在に至る倒産の背景であらうかといふふうにお考えをしております。

○森下昭司君 そういふと、一口に言へば融通手形の発行等をおやりになり、あるいは野方図な組織の拡張を行ったといふふうな伝えられているわけでありませう。一口に言へばこれは経営者の放漫経営といふものが原因だといふふうな理解の仕方、実は現地ではしてはどうか、この協業組合及び協同組合は、いわゆる特種法の構造改善の事業として実は行われてきたわけでありませう。このように倒産が起るといふことは非常に残念なことでありませうが、いまのような原因の説明に

よりますれば、一応放漫経営による倒産である、いわば経営者の責任だというふうな理解の仕方をしていんですが、その点はどうですか。

○政府委員(栗原昭平君) これは現在のニット業界全体が、こういう傾向で非常に困つておる状態にあるというわけでは必ずしもございませんで、やはりそれぞれの企業なり組合の特殊事情というところに基づく倒産であらうかと思ひます。その原因をなかなか一口に申し上げるのは困難ではございませぬけれども、企業の経営者としての判断について問題があつたということも一つ有力な原因であらうと思ひますし、また不幸なことには、関連企業に非常な不良債権を持つに至つたというふうな特殊事情もあつたことは事実でございませぬ。そういうこととのミックスというふうな考えざるを得ないかと思ひます。

○森下昭司君 そこで、この三友ニット協同組合につきましても、一応公的な融資を受けておりました関係もございまして、毎月一回必ず愛知県が業務状況というものを組合から聞くことについておつたということでありまして、これがあつた程度に報告をされ、そして的確に分析をされておりましたら、こういう事態を回避できたのではないかと、一部の声もあるわけでありまして、しかし、結果におきましてはこういうことになりましたから、このいわゆる営業の状況報告等というものが単に形式的に行われておるのではないだろうか、いわば行政指導上の欠陥というものはなかつたのか、この点、県とどういふふうなお話し合いがあつたのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘のように、これらの組合につきましても、県としての診断、指導というものが毎月行われておりました、それぞれ県から承つたところによりますと、いろいろな指摘を行つておられるといった状況も報告を受けておる次第でございませぬ。しかしながら、なかなか実際の商売ということに関連をいたしましてむずかしい点があつたんではなからうかというふうな

思ひますけれども、特に、このこれらの組合あるいは企業が経営が非常に困難になつてまいりましたのが表面化するというのは、二月に入つてからでございませぬ。二月の末ごろからは愛知県もそれから名古屋の通産局も非常な努力をいたしまして、関連の金融機関等に対しても働きかけを行つて、何とか中央の金融機関に対してはいろいろ私どもからもお願いをするといったようなこともやつておりました。私もといたしましてはできるだけのお手伝いをしてきたんではないかというやうに考えておる次第でございませぬ。

○森下昭司君 次に、この下請関連倒産を防止するために、具体的にはどのような御処置をなさつたのか、これをお尋ねいたします。

○政府委員(左近友三郎君) この三友ニット、真和ニットというふうなもの倒産に伴ひまして、下請企業が重大な影響を受けるということございませぬので、これは通産局に対策本部を設けて、県と協調しながらこの下請企業に対する倒産関連の融資の実施、それから金融機関の援助、それからまた、下請企業振興協会を通じて下請企業に対する仕事のあつせんというふうなものを集中して行つていくことで現在実施中でございます。

○森下昭司君 そういふことを具体的に御尋ねをしておきますが、五日、六日の二日間、岡崎市役所内で岡崎地区ニット産業関連倒産防止相談所というものを名古屋通産局が主体になつてお開きになつておる。そこで相当数の業者の方が相談にお見えになつておる。主にこの融資問題についての御相談が多かつた。一件当たり五百万円から二千万円程度の希望がありまして、平均一千万円程度なんですね、融資を希望するという状況であつたというふうな聞いておるわけでありませぬが、このいわゆる相談の内容の中からは、融資がやはり当面の対策として必要ではないか、こういう私は理解をいたしておるわけでありませぬが、この融資問題についてはどのように対策をお示しになつておられますか。

○政府委員(左近友三郎君) これは政府系の中小企業の三機関、すなわち、商工中金、国民金融公庫、中小企業金融公庫というふうなもの貸し付けの中に、倒産対策緊急融資という制度がございまして、倒産の関連の企業にはこの緊急融資という制度で金利についても必要があれば配慮をするという制度ができておるもので、その緊急融資を活用して必要な資金の供給に努めたいというふうなことを考えております。

○森下昭司君 これは連絡が入つておるのかどうか知りませんが、この緊急融資制度を適用されて、たとえば融資を実際に行つたという実績はありますか。

○政府委員(左近友三郎君) この融資のあつせんは、先ほど申しました会合等で努めておりますが、現在までこの三友ニット、真和ニットの関連の企業について融資を実行したという報告はまだ受けておりませんが、これはなるべく早く必要な融資が実行できるように、関係の三機関にもよく連絡をとつて処理したいと思ひます。

○森下昭司君 そこで、政府系三公庫は中小企業信用保険法に基づく緊急融資、それから愛知県は倒産防止資金や経営安定資金の融資を行うと。岡崎市はこの政府系三公庫の融資を受けた人に対して、半年間利子補給をするというふうなことが通産局を中心にして関係当局が集まつたときに一応決まつたわけでありませぬ。これは私に對するお話があつたときの中身ですが、いまたとえ倒産関係緊急融資というふうな制度の活用を長官は強調されたわけでありませぬが、一般企業の経営破綻の場合は中小企業信用保険法に基づく倒産企業に指定することによつて、下請など取引先に特別の金融措置で救済ができるが、協業組合や協同組合の場合はそれができないというふうなことが来ておるわけなんですね。そういうこと、この三友ニット、真和ニットの下請け関係者は中小企業信用保険法の対象にはならない。濠綿の下請関係だけはそれは適用を受けるというふうなことになると思ふんでありますが、この点はどうなつて

○政府委員(左近友三郎君) この企業の倒産に伴ひまして、その取引関係にありませぬ関連中小企業の非常に窮境に陥つておる者を助ける意味で、中小企業信用保険法に基づく倒産関連倒産防止制度というものがございませぬ。倒産関連倒産防止制度というの条件は、倒産をした企業を倒産企業として指定をいたしまして、その指定した企業と取引のある者についてこの保険を適用するということになつておりますが、この倒産企業の指定に当たつては、現在の法律上は「会社及び個人」という規定になつておりますが、御指摘のとおり組合というものは入らないという問題がございませぬ。ところが、今回の場合につきましては、この倒産関連倒産防止の適用になる条件のもう一つの条件といたしまして、通産大臣が不況業種として指定した者については適用があるということになつておるもので、その方の条項でこのメリヤス製造業等々の者を不況業種として指定されておるもので、その条項が生きてまいりまして、倒産関連倒産防止の制度が適用になるということございませぬので、今回の場合は問題がないかというふうなことを考えております。

○森下昭司君 いま、特定不況業種に指定されておると、ニットなどもそうでありませぬが、そのために県の信用保証協会の保証で融資を受けることができるというふうな説明があるわけでありませぬ。その場合は、たとえ先ほど申し上げたのでありませぬが、愛知県が倒産防止資金あるいは経営安定資金の融資を行うというのでありませぬ、これは融資限度が二千万と、利率が五・七％というふうなことに実は相なつておるわけでありませぬ。それから、先ほど申し上げましたように、岡崎市は、政府系三公庫から融資を受けた人に対しては半年間の利子補給をするというふうなことになつておると、後段長官が御説明がございませぬ、特定不況業種である倒産関連倒産防止制度が利用できるんだと、こう申し上げても、県の信用保証協会の保証を得て倒産関連倒産防止の資金を受けるとい

うことになりまると、これは普通の市中銀行ならいし、細かいければ信用組合までその対象になるわけでありまして、岡崎市の利子補給の恩典に浴することができないということになるわけでありまして。これは私はやはり同じ下請でありながら、ただ向こうが会社である、こちらは協業組合または協同組合であったためにいわゆる三公庫の対象にならない、したがって利子の補給も受けられないというようなことは、大変現地の側から言えば問題が残るんじゃないだろうかという感じがあります。そして私、中小企業信用保険法の中の第二条(定義)の第二項、この中には、「中小企業等協同組合」「特定事業を行なうもの」「あるいは二の二に「協同組合であつて、特定事業を行なう」というものは中小企業者というふうな規定があるわけなんです。とすれば、私は会社、個人に限定をしないで、広くこういう協同組合、協業組合の下請業者も同じような扱いをすることの方が妥当性があるのではないかと感じています。ですが、この点についてひとつ御見解を承っておきます。

○政府委員(左近友三郎君) 私の先ほどの説明がちょっと不十分でありましたので、それを補充させていただきます。先ほど申し上げましたように、倒産企業というものの指定は組合はできません。したがって、この倒産した企業が組合でありますと、その取引先である中小企業者が直ちに倒産関連保険の適用を受けないということがございますが、その倒産関連保険の適用を受けるも一つ一つの条件として、いま御指摘になりましたように、不況業種として指定された業種に属する中小企業者は、全部やはり倒産関連保険の適用を受けることになりません。その場合の中小企業者という中には、いま御指摘の法律の定義の中小企業者ということもございますので、組合は入るわけでございます。したがって、今度の場合には倒産関連保険を受けられませんが、それからは、倒産関連保険を受けられるというところは——ここが私ちょっと先ほど申し上げ

なかつたんですが、実は中小企業関係の三機関、商中とか中小公庫の融資も受けられるということになっております。したがって、今回の場合は下請の中小企業者は政府系の三機関の金融を受けられるもので、したがって岡崎市の援助も受けられるというところでございまして、今回は支障はないということになっております。○森下昭司君 念のためにそれちょっと確認をしておきますが、法律上は会社または個人というの指定を受けておくと、協同組合、協業組合の下請業者は、この会社または個人の指定を受けることができる、事実上変わらない、こういう理解の仕方ではないですか。

○政府委員(左近友三郎君) 先生の仰せのとおりでございますが、はっきり申し上げますと、つまり取引の相手方が倒産をいたしました場合にこの保険が適用になります。その取引の相手方が会社または個人であることが必要だということでございます。しかし、そういう条件で倒産関連保険を受けられるは、別の条件、つまりそれ以外の条件として、特定の業種に属しておれば、これはもう組合も含めて中小企業者は全部倒産関連保険を受けられるということでございます。今回の場合はその第二の理由で全部の恩典を受けられるということでございます。○森下昭司君 終わります。

○委員長(福岡日出磨君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五分開会  
○委員長(福岡日出磨君) ただいまから商工委員会を再開いたします。  
繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
休憩前に引き続き、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○下条進一郎君 繊維産業に関連いたしました、昨今の一般的な景況の動向についての判断と申しまうか、報道というものは、おおむね好況に向かいつつあるというような概括的な見方が一般に通っており、ま、御承知のように、繊維産業というものは、長い歴史の中で好況、不況の波を乗り越えて今日まで生きてきたわけでございます。その性格から言え、きわめて近代的な面もあれば、またきわめて旧時代的なものがあり、その意味においてやはり構造改善事業というものは、相当徹底してやらなければならぬ。このように考えるわけでありまして、どうも昨今特に糸をつくる面、紡績面の段階においては、この好況というので、せつ々しく通産省の方で御指導なさっているの、一服ぎみである。むしろこのままスクラップ・アンド・ビルドということでは、そのまますくすくす現生産能力を置いて生産を続けていく方が収益につながる、目先の収益につながるというふうなことで、せつ々しくの構造改善事業というものが、案外進んでいないんじゃないか。こういう例があるのでありますけれども、そういう全体の産業動向に対する、特に繊維の産業動向に対する御認識はどのようになっておられますか。まずそれを伺いたいと思います。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘のように、繊維産業全般につきましては、一ころに比べてもかなり景況がよくなつてきておるとい判断は私もも同様でございます。ただ、これはあくまでも昨年年初来の需給関係が縮まったと申しますか、設備廃業なりあるいは不況カルテル等による減産を背景にいたしました供給の減少ということとあわせて、全体の景況の回復に伴うこととあわせて、増加というものが、たまたま大きくマツチしたという需給関係の好転を背景にいたしました市況の好転、これはもちろん先生ただいま御指摘になりましたように、繊維というのにはむしろお天気に左右されることが非常に大きい産業でございます。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘のように、繊維産業全般につきましては、一ころに比べてもかなり景況がよくなつてきておるとい判断は私もも同様でございます。ただ、これはあくまでも昨年年初来の需給関係が縮まったと申しますか、設備廃業なりあるいは不況カルテル等による減産を背景にいたしました供給の減少ということとあわせて、全体の景況の回復に伴うこととあわせて、増加というものが、たまたま大きくマツチしたという需給関係の好転を背景にいたしました市況の好転、これはもちろん先生ただいま御指摘になりましたように、繊維というのにはむしろお天気に左右されることが非常に大きい産業でございます。

す。夏場の需要が非常にふえたというような特殊事情もございすけれども、いずれにしてもそういう需給関係の好転を背景にいたしました好況感というものが現在の至るまで続いております。いい状況だろうかと思ひます。しかしながら、繊維は非常に足の早い産業でございます。先行きは大変不透明でございます。特に、需要の伸びもそう大きいのが予想されるわけでもございせんし、近隣諸国からの追い上げといった内外市場におきまます競争の激化という問題もございせんし、なかなかむずかしい問題を今後とも抱えている立場にあるというふうなことをお申します。そういった意味におきまして、構造改善についての熱意が薄れるというふうなことは、これはあつてはならないわけでございます。特に、いままでの業況を見ますと後ろ向きな構造改善と申しますか、設備の処理についてはまあある程度は進んでおりますけれども、たまたま少し景況がよくなつて少い過剰設備の処理、もうちょっと待とうかというふうな動きもなきにしもあらずということもございますので、この辺については私ども十分業界の自覚、反省を促しまして、そういう一時的な動きに左右されないような構造改善を進めていただきます。かように要望いたしました次第でございます。さらに、こういったせつ々しく景況がよく、なりました時点を一つの踏み台にいたしまして、前向きな構造改善についても積極的にひとつ踏み切つていただきたい。かように考えている次第でございます。

○下条進一郎君 全体的な認識、私も大体同じような考え方を持っております。しかしながら、いまの御説明の中にもありましたように、どうも構造改善が進んでいない。あるいはいま最近はどうも見送られがちであるというものが現状だと思ひます。それに関連いたしましたこの法律ができてから約五年でございますが、当初通産省がこの法律をお出しになったときの予定から見ると、現実には積み上げてやつた実績というものは私はあまり進んでいないんじゃないか、それがやはりいまま

うな織維産業に対する意味での、天候に左右されるとかいろいろ外的要因によって左右される浮動的な要素がたたくさんある、そういうものによって一時のぎでやってきたという面があったために、こういう基本的な取り組み方、これに対しての注意なりあるいはそういう関心なり、そういうことに對しての努力というものがやや怠りがちであったんじゃないか、私はそのように考えるわけでございます。そういう点につきましてこの実績はどのように見ていらっしゃるか、そしてそれが伸びなかったということについては通産省はどのような検討をされたか、その点を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(栗原昭平君) 現行の新しい構造改善の方式に移りましてからの実績は、一般の構造改善事業につきまして現在まで五十六件、施設共同化事業につきまして十九件、合わせて七十五件ということございまして、予算の消化状況から見ましても予定した予算の一割とか二割、こういう水準程度の消化しか行われておらないというのが実情でございます。これにつきましては、業界の意識のおくれといった御指摘もさることながら、やはりオイルショック後の長期の不況の継続、さらには円高による非常な不況といったような前向きな構造改善に取り組みます余力に乏しかったといったような実情もあろうかと思ひます。

あるいはまた、構造改善の制度自体にかなかなかじみにくい、使いににくい点もあつたのではないかと、今度の法改正におきましてそういう点も加味いたしまして御提案申し上げている次第でございます。

○下条進一郎君 確かに、そのように非常に予算の方でも努力されたんですけれども、ステールしたものが非常に多かったというので、私は意外にこの親心が実際の業界に伝わっていません。その意味において構造改善が進んでいない面が多あるということを非常に惜しむわけでございまして。その観点から、これ新たに一部を改正されてまた出していらっしゃるわけでございますが、こ

の改正の要点はすでに御説明がありまして承知しておりますけれども、このような改正でそれでは通産省の方は織維産業の構造改善というものは画期的に進むと、そのくらいに自信を持っておりやりになつていらっしゃるのか、どうなんですか、そこら辺の腹の中は。

○政府委員(栗原昭平君) 今回の改正の御提案を申し上げるに際しましては、業界からも種々実情を聴取いたしまして、まず現行構造改善につきましての制度自体が非常に使にくい点があるという点に關しましては、これを地域の実情なり業種、業態に即した構造改善という立場から検討いたしまして産元、親機を中心にしたグループも構造的なグループとして対象にできるようにするといった改正も含まれて、あるいは助成の制度の内容容につきましても、設備利子の比率の改善でありますとか、あるいは小規模事業者に対します施設共同化事業の拡充でございますとか、そういったような制度自体の改善も行つておる次第でございます。さらに、今後ともこういった制度のPRに關しても十分留意をいたしまして、われわれとしてもできるだけこの新しい制度のもとにおきまします構造改善を進みますよう努力をいたしたいと思います。しかし何を申しましたもやはり構造改善というものは、基本は業界自体の自主的な御努力というものが何として前提になるべきものだと思いますし、そういった意味におきまして、この厳しい内外情勢が今後さらにも深まるといふこと、この認識に立ちまして、ひとつこれを機会に大いに活用していただきたい、かように考えている次第でございます。

○下条進一郎君 確たる信念を持つてやっていたこと、大変望ましいと思ひますけれども、どういふ前向きの大きな事業をしっかりと取り組んでおくということが、不況に対して備える体質を強化するということになるわけでございまして、どうかその点ゆるがせにされないように行政指導を徹底していただきたい、このように要望する次第でございます。

そこで、大臣にお伺ひしたいんでございまして、近く総理も訪米されますし、またサミットもございまして。そういう場合に、アメリカ側あるいは諸外国、EC等からの希望で、日本の産業構造、これがどうもちょっと不況になるとすぐ輸出ドライブがかかつてしまふ、海外市場にオーバードラグションで生産した商品でもかくも大いに売れ込むと、こういうことで大變に外国に迷惑をかける、そういうことでなくして、ある程度国内の需要もつくような体質に変えてくれという要望が方々からきておるようございまして、そういう観点に立って日本の全体の産業、もちろんこの織維産業も含めましてそういう産業の将来のそういう構造については、大臣はどのような構想をお持ちで指導していらっしゃるかという点をお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(江崎真澄君) これは重要な御指摘だと思ひます。ですから、やはり内需を喚起する、この内需喚起のために、不健全な財政事情であります。景気をどう持続させるかということでもあります。今後ともやはり内需志向型に持つてまいりませんと日本の企業は相対的に困る、これがアメリカ側の言い分ですね。したがって、そうかといって無資源国でありますから、資源を輸入して輸出で立っていかざるを得ませんが、やはり内需を活発にする、内需を活発にするならば、この織維の問題に限って申しまして、いざいざ後から御議論の存するところだと思ひますが、アパレル部門をよほどしっかり人材養成をしたり、開発をしたりすることが必要だと思ひます。お説のように、構造改善事業というのにはやはり多少でも好感感のあるときにゆとりを持つてやる、これもいう絶対必要ですね。さきの五年間においてそれこそ徹底的な利便利便度しかなかったこと、これは、いろいろやはりこれは反省の要素を多分に藏しておると思ふんです。ですから、たとえば国が好感感をもたらしながら日本の製造業の合理

化をここ一兩年来進めておるように、やはりこの構造改善というものはやる時期というものがありませんから、そういうときには思い切つて進める必要がある。今度アパレル部門に力を入れて人材養成をしようと思ひますが、これも私は、織維工業構造改善事業協会というのがあります、通産省の外郭団体に。こんなものにはまかせただけでほつておいたら、まあこれは一億五千万円のむだ遣いでしょうね。民間からも一億五千万円抽出することになつておりますが、これは本来ならこの構造改善事業について、生活産業局長などがここに来てスタッフで一生懸命になつて弁解に努めているわけですので、この織維工業構造改善事業協会の会長初め関係者をこういう委員会にお呼びいただいて、そしてどういふふうにするか、今後のアパレル部門一億五千万円の構想いかなんというところで、こうやつてもならぬ相当効果上があると思ひますね。その前に私がこういふところにもうちょっとしつかりするよういいま奮勵をしておることです。これを従来のようなペースで事を運ぼうなというふうなことでしたら、御指摘の点は非常に重要になつてくる、これは私自身が政治家だからそういう面を痛感するわけですが、これはそういう意味で、知識集約型の産業で本當に国民のニーズに合つた製品をつくるように指導をしてまいりたいということをしきりに考えております。

○下条進一郎君 大変前向きに御心配していらつしやる、ぜひそのようなことでしつかりやっていただきたい、このように思ひます。

そこで、織維部門についてもうちょっと二、三の点を伺ひたいと思ひますが、この織維の方で好感が出ていたと思ひますが、糸をつくる分野は大体全体的にそういう感じでございますけれども、さらにそれを製品にする段階、たとええばニット、そういう面においてはまだまだやがたり不況感なり非常に厳しい条件が残されておるようでございまして。そういうもの、さらにまたそれから先に進みますして流通段階に入ることになりまして、

決してそういうような楽観は許されぬんじゃないかと思ひますが、その点はどうのように最近の状況をつかんでいらつしやいますか。事務局で結構でございます。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘もございましたように、天然繊維でございます綿あるいは毛につきましては、最近かなり川上の部分がよくなくなってきております。合織につきましても、一ころよりは多少よくなつてきておりますが、これは非常な好況というほどではございません、まあまあという状況でございます。一方、川中の各産地、特に機屋さんを抱えているような産地につきましても、これは綿あるいは合織等見ましても、現在のところ合織の産地におきましても綿の産地におきましても、多少産地によって差はございますけれども、まあかなりいい状態に給括してなるのではないかとと思ひます。ただ、それ以降の段階におきましても、やはり製品にもいろいろそれぞれの特色もございまして、用途も多種多様でございます、扱ひ品物もそれぞれ差がございまして、すべてがいいというわけにはこれはまいらぬというところでございまして、特に川下の Apparel 部門については非常に数も多うございまして、非常に競争も激しいという状態が続いておるわけでございます。そういう状態でございますし、御指摘のように流通段階あるいは川下、Apparel 部門につきましてはまだ依然としてかなりの競争が残つて、それぞれ濃淡の差があるというふうにお考へております。

○下条進一郎君 おおよそそういうことではないかと私と思ひます。

そこで、ここで特に税制あるいは金融面についてのいろいろな優遇措置を考へていらつしやるわけでありまして、この対象にならない分野、そういうところに対してはどのような措置を考へられるか。要するに、あとたとえば二年待てば何とかなるだらうという分野もあるわけでございます。そういうところに対しては、行政当局としてはどのような温かい手を差し伸べて、たとえば金利の安い

資金を融資するとか、そういうことに対して考へていらつしやるかということをお伺ひしたいと思います。

○政府委員(栗原昭平君) 繊維は、御承知のように特に製造段階を考へてみますと、従業員が一企業当たり十人平均ということで、全体としてもきつめて小規模な、零細な企業が集まりでございます。こういう中小企業をグループ化して知識集約化方向に全体として誘導していくというのがこのねらいでございますけれども、御指摘もございまして、すべての人が、あるいは非常に小さい中でもさらに小規模の方が全部この制度に乗つていくことができるかどうかという点は御心配があるかと思ひます。私もといたしましては、この構造改善の制度の中では特に施設の共同化といった観点から、小規模企業者に限りまして要件を非常に緩和をいたしまして、別に異業種間連携というふうなむずかしい試験を通らなくても、その小規模の方が一緒になつてとにかく設備の近代化をやつていこうという場合には、非常に低利の、二分六厘での高度化資金を貸していくことができる、リース事業として貸していくことができるという制度を今回もさらに要件を緩和して拡充するということをまず第一点にやつておきます。

それから、今回、産元、親機を含めましたというところの一つには、産元、親機が抱えております賃加工の業者、非常に小さい方が多いわけでございますが、こういう方々がみずからグループを結成するのはなかなかむずかしいという立場におられますので、産元、親機というものを中心に結果しながらグループ化を図っていくことができるようにしたい、こういう気持も一つあるわけでございます。構造改善の中でも特にそういう小規模の方々については、できるだけ制度に乗りやすいような方向で考へていきたい、かように考へておる次第でございます。

○下条進一郎君 そこで、いろいろな方策をやっていただくわけでありましても、いま貿易は

原則として自由化というふうなかつこうになつております、絹糸等については若干ガットの割り当てでございますけれども、そういう意味において、外国品の輸入という問題が日本の国内市場に対して与える影響、これは大変大きいと思ひます。その意味において MFA 等の関連、そういうものについてこれからどのように対処していられるか、これは中で構造改善をおやりになつても、外からのそういう外圧も相当加つてまいりますと、これはなかなか市場も相当つらいというふうなことに当然なるわけでございます、現在そういう面の問題もたくさん出ているわけでございます。それについては、これからこの調整というものはなかなかむずかしいと思ひますけれども、どのように対処していられるか、その点の御回答をいただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) これまた非常に重要な御指摘だと思ひます。MFA、セーフガードの発動に当たりましては、現在わが国が大幅な国際収支赤字国であるということ、特にまたこの繊維製品が単純な製品ほど中進国ないし発展途上国から入りやすいということなどによりまして、これは現実の問題としてはなかなかむずかしい問題だと思ひます。ただ、極端に低廉な物が多量に入つてまいりまして、わが国市場を攪乱するというふうな場合には、当然これは国際的取り決めによつて MFA を要請することもできますが、いまこの場面ではそういう弊害が大変なことになるというところには該当しないと考へておるわけでございます。したがつて、知識集約型の製品をつくるように、今後非常にこれ急がれるわけですね。ですから、いま局長も説明しておりましたように、Apparel 部門の開拓、これが私本当に十数年おくれで成らぬかと思ひます、これはしかし今度人材養成から始めようというわけですから、大変結構なこと、やっぱり基礎づくりから始めなければならぬという事態というのは、やっぱり相当なおくれが現実にあるということですね、しかし、それに目を覆うて知らぬ顔ということではなくて、

まずそれに気がついてそこから始めるということには非常に結構なことだ、したがつて、さつき申しましたような構造改善事業協会などに簡単に資金をゆだねて、その動きに任せることなく、やっぱり民間の衆知を集め、また、それぞれの大学には学部もないわけじゃありません。したがつて、学者その他を動員して急速に効果が上がるような形でいくことが大切で、MFA の規定はあります。現在この場面では現実にはこれを適用することはなかなかむずかしい、したがつて、大いに対策を急ぐべし、こういうふうにお考へております。

○下条進一郎君 最終的な方法だと思ひます、MFA を利用するということは、その前にいまおつしやいましたように、基本的には日本の繊維産業界の体質を強化するということだと思ひますが、いまお話がありましたように、Apparel 部門を相当拡充する、強化する、近代化することなどは当然だと思ひますが、日本の繊維産業界は日本は繊維産業界と言われて長いわけでございますけれども、意外に私はそういう脆弱な面をたくさん持つているんだと思ひます。たとえば高級品については、これまた EC にやられる、下級品については後進国にやられる、中級ぐらいが大体何とかなるということだと思ひますが、やはり上級のもの、中級のものにどんどん向かつていけるようになるし、底辺の Apparel もどんどん近代化しなければいけません、そういうふうにお考へますので、ぜひ相当な決意を持ってこの面に取り組んでいただきたい、このように要望する次第でございます。

なお、こういう貿易関連につきましては、非常にむずかしい問題が絡んでまいりますけれども、これにやはり為替相場の問題というのものはやはり大きな影響を持つと思ひます。けさのテレビにおきまして、現在渡米中の園田外務大臣が向こうの政府当局と会談された場合の三つの問題点、その一つに、円が安い方向に動いていることについて、その反動として輸出がまたドライブがかかるんじゃないかという面の懸念を持たれたやに聞いております。これは大変な問題にまたつながら

思います。その点について、大体現在の為替相場の動き、それからまたそのこれから先の動向等について、大蔵省の方から最近の一番新しいところのホットニュースをひとつ御披露いただきたいと思ひます。

○説明員(大場智満君) ただいま御質問がございましたが、為替相場の動向についてお答え申し上げます。

けさはかなり落ちついてきておりまして、先ほど午前中の終り値は二百三十三円五十五銭ということになっております。御承知のように、円レートはことしに入りましてから円安の方向になっておるのでございますが、私ども見るところ大体理由が三つくらいあると思ひます。一つは、經常収支の黒字がかなり減ってきていることだと思ひます。特に三月になりまして、三月中旬の通関統計しかいましていないわけでございますが、この通関統計で見ますと、輸出入がほぼ均衡しているという姿になっております。これが昨年の三月上旬の数字を見ますと、約九億四千四百万ドルの黒字でございます。これがことしの三月上旬が均衡しているというふうになっている、これが第一でございます。それから第二には、石油とかあるいはインフレ問題ということが円の先安感を醸成しているのではないかと、これが言えるかと思ひます。それから三番目に、やや技術的な点になりますけれども、最近、これは日本とアメリカの金利差の問題もあるかもしれませんが、長期資本、短期資本の流出がかなり大きなサイズで続いております。こういうことが現在の円安をつくつてきているというふうに考えております。

ただ、先週二百六十円八十銭くらいまでいったわけですけれども、今週になりまして大体二百四十円前後で推移しております。特別な事情がない限りは、先週のような大幅な円安、急激な円安というところは起こらないのではないかと、いうふうに考えております。ただ、為替相場の将来を、まあ半年先、一年先となりまして、これはもう非常にむずかしいと、軽々に判断できない

いわけでございますが、インフレ率格差あるいはアメリカ、日本双方の經常収支の赤字、黒字がどのようなスピードでどのように減っていくかという問題、それからさらに、最近の円の相場のあるいはドルの相場の先行き期待感というものが非常に大きな影響を市場に与えているように思ひますので、そういう要素で決まってくるのだらうと思つております。

○下条進一郎君 相場の動きは、現状は御説明いただいたようなことに私も思ひますけれども、やはり先行きの見通し、そういうものが市場の心理に非常に結びつく。これから先、輸入がふえるあるいは輸出はだんだん安定してくるだらうということになりますと、やはり輸入予約が非常にふえてくると、こういうことで、どんどん円が落ちていくというふうになりがちである。その意味合いにおいて、これからの国際収支という問題の見通しも、やはり当初非常に騒がれたような形での私は黒字にはならないんじゃないかと、むしろいいかっこうに落ちつくんだらう。そういうときに無理やりして輸入を特別にふやさないやらないということになるのか、あるいはまた輸出にさらにドライブがかかるのをほったらかしておいていいのかどうかというふうな問題については、これはむしろ通産省の貿易関係の方の御管掌だと思ひますが、どのように見ていらっしゃいますか。

○政府委員(水野上見君) 御指摘のように、円が安くなりましてということは、輸出につきましても一応好影響といえますが、輸出を伸ばす競争力がつくという形の方には動くと、思ひます。ただ、昨年秋季以来の非常に高かった百七十円台を越えようというレートのことは、中小企業その他にとりましてはまことに厳しい状態でございます。現在なお前年同期に比べて輸出は一三〇程度下回った水準を一月、二月、三月と続けておる段階でございます。したがって、円が少し戻ったからといって、直ちに輸出がふえるというふうには私どもは考えておりません。輸出を

ふやしてまいりますためには、かなりの商売のネゴその他の期間がございます。したがって、為替レートが安定をいたしましたし、しばらくそれが続きますと、少しずつ輸出が戻ってくるというところが現実的な動きではなからうかと思ひます。

また輸入につきましては、先生御指摘のように、経済の上昇につれて、また石油その他の原材料値段も上がつてまいっております。また、昨年来製品輸入の増加ということで、アメリカ、ヨーロッパを初めとしまして製品輸入もふえてまいっております。したがって、私どもは現在のところはっきりした見通しは申し上げられませんが、政府の当初考えました七十五億ドル經常収支の黒字という線は達成できるのではないかと、いうふうに考えております。

○下条進一郎君 いまおっしゃった五十四年度の見通しも、そうですけれども、五十三年度の貿易の黒字幅も政府が考えていらつたよりは小さくなるんじゃないかと思ひます。そういう意味において、だんだん為替がクリンプロットで動いていることによつて、自動調整作用がある意味ではいい形で動いているんじゃないかと思ひます。それに對して私がいま申し上げているのは、国内のいわゆる物価高というふうな問題がちらほら問題になりつつあるというときに、あえて通産省の方では、緊急輸入という従来の方策を依然としてお続けになる必要があるんだらうかどうか、こういう点でございます。その点いかがですか。

○國務大臣(江崎真澄君) 原則的にやはりことは二十億ドル程度の緊急輸入をやるかと、こう言つておりますが、しかし何も国際収支の帳じりがないだんだん黒字幅が少なくなったということになれば、もともと緊急輸入というのは臨時異例の措置です。ですから、いつでも見直しをすることはできる。原則は二十億ドル程度をやるかと、この方針に現在変わりはないと思ひますが、もとより今後とも推移をしやすいに思ひます。これは私はい

さの閣議でも申したことであります。二百三十五、六円前後だからといって、余り安い安いと言ふのは本来おかしいので、昨年は二百三十九円ぐらゐから始まったんですね。そしてちょうどいまごろは御承知のとおり二百二十円を割るかどうかというわけで、二百二十円は日本企業の死活ラインであるなどと言つておつたんですね。したがって、昨年の場合は、アメリカ側の多少インフレ傾向なども手伝つて、円が高過ぎた、これがほどほどには正されつつある。第一、物価高を誘うとき、円安円安なんという言葉が余り大きくなりまして、まさに便乗値上げなどにも藉口することになります。私は二百二十円が言うところの採算ラインであるなどという、去年の上半期のあの言葉などを思い起こしますにつけても、ほどほどであるというふうに現在認識しておるような次第でございます。

○下条進一郎君 どの程度の相場がいいか悪いかというところは、これは輸出サイドと輸入サイドの両方の利害の問題がございますので、非常にむずかしいと思ひます。しかし、大臣の御感触もまた一つの御意見だと承りますが、これからのただ問題といつたしまして、やはり先ほどちょっと触れまして大臣にお尋ねいたしましたように、内需を大事にしなきゃならない、何かあるとすぐに輸出ドライブがかかるような体質にしないようにある程度もつていかないと、また国際的にいろんな問題が起る。特に、バイラテラルな日米関係だとかあるいはEC関係だとかいう問題があります。これは個々の問題に入りますけれども、基本的にはやはりそういう輸出にドライブがかかりやすい体質になるべく持つていかないと、先ほど申し上げたように、去年の立場で見れば、先ほど二百七十円を越えたと、去年の立場で見たら、二百三十円を越えたと、だんだんいわゆる減量経営なり合理化なりが進んでまいりますと、やはりそこのまゝでいかないでもある程度採算がとれる。すでにそういう



調整ができたものがまた円安になったために輸出  
ドライブがかかるようになる、また大きくしゃく  
国際的にするのじゃないか、そういう点をちょっ  
と心配しておるわけですが、いかがでござい  
ましょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) おっしゃるとおりで  
す。そういう点では私はひとつもうフットして  
おりますときに、幾らが適正価格なんというよ  
うなことは言えるものじゃないか、しん。しか  
し、昨年のまだ新しい記憶で、日本の企業の採算  
ラインは二百二十円である、これ以上高くなつた  
ら大変だと、あれは一つの私は標準と見ていいよ  
うな気がするんですね。そうだとするならば、い  
まが極端に安いというものではないのではなかろ  
うか。それで、また全体の合理化が、二百二十円  
よりもっともと高くなつても、全部が採算がと  
れるなどというふうに合理化が進んでおるとは思  
いません。特に、中小企業の面などではその点が  
明らかにしておるわけがございまして、そのこと  
を申し上げたわけです。理論としての下条さんの  
お話はよく理解できます。

○下条進一郎君 私も大臣のお話よくわかりま  
す。  
そこで、われわれ生活に關連し、またいまのよ  
うな繊維産業にいたしましても中小企業にいたし  
ましても関連がありますのは、やはり当面考えら  
れる石油の値上げに伴う電気、ガス料金の値上げ  
の問題じゃないかというわけがございまして、  
石油の問題につきましては、この前税制改正の  
いろんな審議の段階のときに、要するにOPEC  
の当初の見通しの値上がり率と、それから石油税  
の値上げの率と両方を、六月一日に税制は実行す  
るといふことでございまして、その全部が実行  
されていむゆるガソリンスタンドの小売の石油は  
一リッター当たり十五円だと、両方を入れて、と  
いうことで私たちははじいたことを記憶しており  
ます。ところが一方、石油税の値上げはまだ六月  
一日にならない、それからまた従来石油の原料の  
輸入というものがかなり実際的には古いものがま

だあるわけがございまして、もう一般のガソリン  
スタンドは当然それを織り込んだようにどんだん  
上がってしまったております。というふうな状態で  
ございまして。

ですから、これは私たち一般の庶民から言った  
場合、あるいは中小企業者がやはり経費の中に入  
るわけがございまして、そういう値上がりとい  
うものはかなり心配している向きがあると思いま  
す。加えてこれから先になりますと、当然サーチ  
ャージの問題も出てくる。あるいはまた高いコス  
トの石油も入ってくる。それから六月からは税が  
上がるということになりますと、一体どのような  
形になるのか。下げるときにはなかなか下がらな  
かったけれども、上げるときは上げる要素がない  
のにもう上がってきている。ここらを一休通産省  
の方ではどのように考えていらつしやるのだろ  
うかというのをちょっと懸念するわけがございま  
す。

○政府委員(神谷和男君) ただいま御指摘のよう  
に、六月一日からガソリン税が十円七十銭引き上  
げられる予定になっております。それから、今後  
の問題をいたしましては、御指摘のように四月一  
日から先般のOPECの臨時総会によって引き上  
げられたアラビアン・ライトの標準入荷で十四ド  
ル五十強までの引き上げ、さらにそのほか最近イ  
ラクあるいはアブダビその他がサーチャージと称  
しまして、その上に一ドル二十ないし一ドル九十  
ぐらの上乗せをしております。アフリカ等では  
三、四ドルの上乗せをしております。国もございま  
す。わが国の場合にはいま申し上げましたような  
範囲のサーチャージがさらにこれに加わつてくる  
というふうな考えられますので、この十円七十銭  
のガソリン税の値上げ以外に、OPECの値上げ  
分がやはりコスト高ということでも価格に影響し  
てくることは避けられないだろうというふうな考  
えております。ただ、これが計算どおり幾らになる  
かというところは、先ほど来御議論のございました  
円が今後どういふふうになっていくかということ  
も非常に響いておりますし、私も大臣の指示に

よりまして石油業界並びに流通業界に對しまして  
は、OPEC値上げを国民経済に吸収するに当た  
って、その第一段階としての石油業界は最大の企  
業努力を払うとともに、便乗値上げ等およそ国民  
の非難を受けるような行動を慎むよう要請いたし  
ておりますので、関連業界の最大限の努力を期待  
いたしたいと考えております。ただ、これによ  
ってこれがゼロになつたりするようなことが期待し  
得るような幅ではございせんので、最大の努力  
を要請しながらその価格動向の行方を慎重に見守  
つてまいりたい、こういうふうな考えでございま  
す。

○下条進一郎君 それでは、電気、ガスの方はど  
う見ていらつしやいますか。

○政府委員(豊島格君) 電気、ガスにつきま  
しては、昨年十二月とことしの三月のOPECの原  
油引き上げ決定、それから最近では円安にもな  
っておりますので、非常に五十四年の収支というの  
はゆとりのないものになっておりますが、北海道  
電力以外の八電力会社、それから大手三ガス会社  
につきましては、今後原油価格が大幅なプレミア  
ム、一部ついておるわけですが、それがさらに上  
乗せが行われる、あるいは七月以降追加値上げが  
相当大幅に行われるということで、非常な事態の  
変化がある場合は別でございまして、若干の  
その辺の変化に對しては、何とか五十四年は現行  
料金を据え置くということで従来方針どおり維持  
できる、また維持させなければならぬ、このよ  
うに考えております。

○下条進一郎君 この前の円高による値下げのと  
きの御説明から、きょうの御説明には一応一貫性  
があるのと私は受けとめます。したがって、よ  
ほどの予見は受けない限りということとせむと  
も電気、ガス料金というものは、これは一般の庶  
民の生活に關係するばかりでなく、中小企業ある  
いはここで構造改善やつていたところという繊維  
産業等にとりまして、非常に基本的な大事なコ  
ストでございまして、その点はいま御説明いた  
だいたように急に上がるということのないよう

に、しっかりと見守つてやつていただきたい、この  
最後に、大臣に重ねてくだいようございませ  
んけれども、申し上げた御努力いただきたいと思  
いますのは、いわゆる中小企業というのは非常に  
日本の産業の中核でございまして、特に、繊維と申  
しても大きな紡績会社をもちろんと頭びんと  
くるものもございまして、しかしその背景  
にあるいはまたそれからさつきおつしたよう  
なアパレルというような問題を含めまして、至る  
ところに中小企業が非常に多いわけがございま  
す。したがって、通産大臣におかれましては  
中小企業のことでもちろんよくやつていただい  
てるわけでありませぬけれども、中小企業という  
ものは非常に数が多いし、それからまたこれ各省に  
またがるものも非常に多いわけがございませぬ。ま  
た逆に言えば各省の中の大部分が中小企業だ、こ  
ういうことになりまして、そこに中小企業の一  
貫性ある政治、私は通産の方は統制りに通産行政  
をやつていただく、あるいは運輸省もそうであり  
ます。あるいは農林省も、あるいは厚生省もそれ  
ぞれやつていただくわけでありませぬけれども、中  
小企業というものがやはり持つて、要するに  
非常に脆弱体質な面についての温かい行政上の支  
援というものを、やはり政治の面でもしかり考  
えていただきたい。これがわれわれ前から要望申  
上げておるところの中小企業の専門大臣を閣内に  
設置していただきたい。すでに前においては牛場  
さんのように対外経済担当大臣というものを設け  
られたこともありますが、私には、私にはそれ  
ももちろん大事と思つてございませぬ、もともと  
と中小企業のために朝から晩まで閣内においてこ  
れはどうなつた、金利が上がつた、どうするの  
だ、あるいは輸入がふえてきてどうなるのだ、そ  
ういう時々刻々の中小企業に對するいろいろな問  
題を本当に大所高所から幅広く見ていただく大臣  
を設置していただきたいということを、強く要望  
しておるわけがございませぬ、大臣からの御感觸  
を承ります。

○國務大臣(江崎真澄君) この問題は、非常に御熱心に下条さんから予算委員会でも御質問がございまして、私も中小企業対策については大臣に就任以来懸命に努力してまいっておりますところでございます。現在の通産省の組織としては、これはござい

ます。それからまた、私も現在の構成から言います。果たして、簡素でも効果的な行政機構を整備していくという上から言って、改めて中小企業省を設け、また、そこに専任大臣を置くことはいかがであらうかという感じも持ちますが、しかし、これはもう大変御熱心な御質問ですし、仰せの意味は十分理解できますので、よく承って将来の問題にしたいと思います。

○下条進一郎君 じゃ、よろしくお願いいたします。以上で質問終わります。

○中尾辰義君 私は、法案に入る前にちょっと織物業界の当面する諸問題につきまして若干お伺いをいたしたいと思います。

まず、公正取引委員長にお伺いをいたしますが、絹織物の原産国の表示について、これは昭和四十八年十月十六日の公正取引委員会告示第三十四号、商品の原産国に関する不当な表示の運用細則、この細則が施行されたときと、それから六年後の今日とは絹織物につきましては実情が適応しないのではないかと、むしろこれは改正の要があるんじゃないかと、こういうことを考えながらまずお伺いしたいんですが、この運用細則によりまして、原産国とは織物の場合は「製織後染色するもの」にあつては、染色、と、こういうふうにあるわけでありまして、そうしますと、外国で製織をされた原反が日本国内で染色されたれば原産国は日本になる、と、こういうことになるわけですか、その点いかがでしょうか。

○政府委員(橋口收君) いま最後の方におっしゃいましたのは、外国で織物されたものがという意味であると思いますが、いま、外国で織物の形態になつて日本で染色されたものがその原産

地はどこかと、こういうお尋ねだと思えます。それはいまの施行細則では、まさに染色された土地である日本が原産地になる、こういうことでござい

ます。○中尾辰義君 そうしますと、これがいま問題になつておるんで、この原産国の表示をそのまま適用した場合には、一元輸入の生糸制度を利用して、はなはだしい安い価格の生糸によって生産された絹織物が大量に輸入をされ、国内の絹織物産地を圧迫し、絹業を不振に追いやり、ひいては絹業と車の両輪であるところの養蚕をも不振に至らしめ、蚕糸政策を空洞化するおそれがある。万国共通価格の毛糸、綿糸、人絹、化繊の製品についてはこの細則が適用されても、日本独自の蚕糸政策によって外国生糸とははなはだしい価格の差のある絹製品については不適法である、こういうふうなこれは現場の声があるわけですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(橋口收君) 普通、織物の場合でございますと、糸を染色して織るといのが普通の形態であるかと思えます。ただ、いまおっしゃいましたように、織物の形態になつて織物に対してプリントその他で染色する、こういう技術も発達をいたしてきておるようでございますから、そういう点で申しますと、染色された土地が日本でありましても、実際の織物の生産は外国であるという場合があるわけでございますから、そういう点から申しますと、最近の技術の発展等から見ますと、この細則が非常に適当かというふうに申しますと、いま申し上げましたような点を考慮いたしますと、必ずしも最適であるというふうには考え

ておりません。○中尾辰義君 この原産国表示が告示されたところは、和装絹織物が国外で製織をされ輸入されることはなかつた。つまり、昭和四十八年十月十六日にこれは告示になつたわけですから、およそ大体六年ぐらゐの昔の、以前の告示で利用して香港、マカオ、シンガポール、台湾、ニューヨーク等にお

いて日本から織機を輸出設置をしてどんだん和装絹織物を生産あるいは染色して輸入搬入をしておるわけでありまして、そういうように、ちりめんの産地である京都の丹後ちりめん、そういうようなマークをつけて市場に流し、絹和装産地を脅かしておるわけですね。そうして、それがこの法によつて原産国は日本、丹後ちりめんと、こういうふうに表示をされても違法ではない、そういうことになつておるわけでありまして、このように法の裏をかくて利益を追求する、おもに商社でしようけれども、これに対しては産地を守るという点から言つても何らかの行政指導等をすべきじゃないか、こういうことも考えているんですが、これはいかがですか。

○政府委員(橋口收君) 昭和四十八年に原産国表示に関する不当表示の問題、それから運用細則を決めたわけでございますが、これは当時関係業界から意見も十分聞いた上で定めたものでございまして、先ほど来申し上げておられますような情勢の変化等もございまして、この細則のままでいいかどうかにつきましてはよく検討いたしてみたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 それで、これは数年前にこの商工委員会でも問題になつた、例の大島つむぎの問題、特に、韓国から擬製の大島つむぎがどんだん出ること、この運用細則を見ますと、大島つむぎの場合、つむぎの原産国は、製糸、染色、製織が行われた国で行われたかにかかわらず、製織が行われた国とされておるわけですが、原産国、そうしますと、この大島つむぎと同様に、原産国とは、製糸、染色がいつれの国で行われたにもかかわらず、製織が行われた国とすべきである、こういうように強力な産地の意見があるわけですが、ただいま検討すると、こうおっしゃつたわけですが、この点はいかがですか、もう少し前向きな積極的な御意見を伺いたしたいと思います。

○政府委員(橋口收君) いまお話の中にございまして、たとえばつむぎ等でございまして、糸を染色しまして、それを国内で織織する。したがって、縫織する国が日本であるかどうかという点によつて、その原産地の表示をいたしておるわけでございますが、先ほど申し上げたわけでございますけれども、たとえば糸に染色をいたしませんで、織物の形態で外国でつくつてそれを日本に持つてきてまして染色するという技術が発展してまいりますと、いまの規定ではこの染色地が日本ということになりますので、これは原産国表示がないと、いわば日本ということになるわけでございます。そういう点で、まさに合理性に欠けるところがあるのではないかと、こういう御指摘であるというふうに思いますので、これは先ほど来申し上げておりますように、いまの細則が四十八年の時点で決めたものでございまして、これが適当かどうかにつきましてはよく検討いたしてみたいと思ひますし、またこういうふうに決めてございまして、絶対にこれでできなやならぬというふうな私どもの方がござつておるわけでもございせんので、これは業界の意見もよく聞いてみまして、必要があれば改正するということに検討いたしてみたいというふうに考えておるわけでございます。

○中尾辰義君 はい、了解しました。次に、通産大臣、公取にお伺いしますが、いまの場合には染色の場合ですけれども、外国産の絹和装品を、日本産地のマークをつける。外国でつくつて、ちりめんをですが、それを製品を、たとえば京都の丹後なら丹後に持つていく、それを、製品は外国の産地、それを産地でもよつと練るわけでしょうか。練つただけでこれが日本産地の丹後ちりめんである、こういうふうなマークを入れている。これは大体私設の精練であり、アウトサイダーですよ。であります。産地協同組合が産地の歴史ある伝統を守り、品質、特徴、声価を育成、保持すべく、原産地表示の商標を原反に貼付あるいは捺印するにしても、商標認可を受けるま

で、直ちに私設のアウトサイダー工場が、これに類似のもの、あるいは同一のものを作製し、使用するケースがあつて、産地の品質、特徴、伝統が破壊されているが、これについて産地育成保護の方法として、通産省認定のマーク、そういうものを作製、使用させるとか、適切な方法を考へてはおられないかどうか、この点いかがです。意味わかりませぬ。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘のように、各産地におきまして協同組合なり工業組合が当該産地の産品、たとえば大島つむぎあるいは西陣等につきまして、それぞれ独自のマークをつけておるといふ事例は私も承知をいたしております。これらのうち、たとえば大島つむぎの地球印でありませぬか、あるいは西陣のめがね印、こういったものにつきましては、御指摘もございませぬように、商標法上の認定を受けてやっておりますという実態だということを知承知しております。

こういふ商標法上の手続がおくれるために、アウトサイダー等がこれに類似のマークをつけるという実態の御指摘かと思ひますけれども、私も、商標法上の手続が若干現在おこなわれていることは承知しておりますが、一方、各産地の実情についてさらにもう少しよく実態を聴取いたしました。具体的はどういったものについて、どういった事例が出てきておられるのかと、その辺についてはよく検討をいたしまして、いま御指摘の点につきましてでも研究をしたいと、かように考へております。

○中尾辰義君 要するに、商標の認可というものは、これは特許庁ですが、非常に時間がかつちやうなものです。その間、このアウトサイダーがこれに似たようなものをつくつてやっておられるわけですから、その辺をカバーする意味で、通産省で何か考へられないのかと、こういうことなんでしょうけれどもね。その辺はいまおっしゃったけれども、地元の意見等も聞いてということですが、これ何とか考へられますか。まあ検討はわかりますけれどもね。この辺、いま即答はむずかしいかもしれませぬ。

んけれども。実際、特許庁のあれ私も見学に行きましたかね。かつて特許法の改定のところでしたけれども。たくさん似たようなものが来ておりました。時間が相当かかちやうなものです。その辺ひとつ検討してくれませぬか。もう一遍前向きで。

○政府委員(栗原昭平君) この認定制度自体についてもいろいろなやり方があると思ひますし、また産地の御要望というものもいろいろな形の御要望もあると思ひますし、いさししく実態も含めましてよく研究をさせていただきますと思ひます。

○中尾辰義君 次に、繭糸価格安定法が、加工後輸出を前提とした保税生糸の輸入を、生糸輸入制度の適用除外としておられることを悪用して、保税加工工場製品が、和装品を製織し、一たん国外へ輸出し、それをまた輸入するという形式をとり、不当行為をして業界を混乱させておられるが、これはどういふ業者なのか、その辺いかがです。

○説明員(松岡将君) 現在、繭糸価格安定法の除外規定をいたしまして、保税加工用のものにつきましましては、輸出貨物の製造に使用する原材料ということをごさいます。農林水産大臣の認定を受けまして、一元輸入の適用対象外、こういう形になっておられるわけですが、関係いたしますところは、輸入業者、それから保税加工、それから輸出業者、こういう三者構成になつておられるのが通例のようでございます。現在、保税生糸輸入の認定に当たりましては、農林水産省といたしましても、輸入契約書なりあるいは売買契約書といったものと、それから原則といたしまして輸出契約書というものを添付されているわけでございますが、一たん輸出された貨物が再輸入されるか否かという点につきましては、保税生糸の輸入及び加工の段階で把握するということとはちよつと困難だといふ実情がございます。

ただ、御指摘のような点がございませぬれば、保税加工用の生糸の適用除外の規定に照らして問題があるといふふうに考へられますので、関係機関、通産省ともども実態把握の上、適切に指導をいたしてまいりたいといふふうに考へておられる次第でございます。

でございます。

○中尾辰義君 あなたべらべらしゃべらぬと、私が聞いたのを答へればいいんです、後で聞きませぬからな。会議録に残る点もあるんだ。

それから、私に答へるんじやなしに、国民の業界に答へる、そういう意味でやってくださいよ、いいですか。

それから、保税生糸を認められた経緯は、これはどういふことかから成つておられるのですか。

○説明員(松岡将君) 保税そのものにつきましましては、輸出に用いますものについては保税加工ということをごさいます。特に、四十七年に生糸の一元輸入制度というものが導入されて、現実に生糸の一元輸入というものが行われるに至りましたのは四十九年の八月一日からでございます。以後、生糸の一元輸入というものが行われておられる。それで、この保税加工用生糸につきましまして、一元輸入を適用対象外ということにいたしました。おられます趣旨は、輸入されたものがまた輸出されるということをごさいます。したがつて、基本的に申しまして国内の生糸・絹製品需給に無関係である、こういう趣旨であるといふふうに存じておられる次第でございます。

○中尾辰義君 ですから、保税生糸が認められたといふのは、もちろんこれは税金は保留してあるわけですから、ただし、その糸を加工したものは外国に輸出をする分、こういうことですか。それは日本に逆輸入しちやいけな、そういうことですか。

○説明員(松岡将君) 保税加工用生糸につきましまして、これを一元輸入の適用対象外、日本蚕糸事業団によりまして一元輸入の適用対象外というふうにいたしておられますのは、ただいま先生が申された御趣旨だといふふうにおわれ理解しております。

○中尾辰義君 ですから、この保税加工業者が外国から安い生糸を買つて、それを加工して外国に輸出をする、そこまではいいですよ。それをまた日本に持つてきておる、それで業界が非常に混乱

しておるから、これは不満の声があるわけですよ。それで私は聞いておるんですよ。いいですか。

その次に、最近の輸入をされる保税生糸の年度別の数量ですか、かなり増加しておるといふことですが、この点、いかがでしょうか。ここ四、五年の伸びをずつとおっしゃつてください。

○説明員(松岡将君) 最近の保税生糸輸入数量について申し上げますと、四十九年、五十年、五十一、五十二、五十三、会計年度でございますが、実績で申し上げますと、四十九年度は千七百七十五俵、それから五十年度が五千六百俵、五十一年度が九千四百五俵、それから五十二年度が一万五千七百七俵、それから五十三年度は二月まででございますが、一万八百五十六俵ということでございます。最近、じりじりと輸入数量が増加するといふ傾向がございます。

○中尾辰義君 そのようにおっしゃるわけですが、そこで、次に、保税工場の認可申請、これも相当増加をしておると聞いておられるわけですが、数字的に、これを、ひとついまと同じように、ここ数年の動きを数字でもって説明をしていただきたい。それが一つと、なぜ保税工場の認可申請が増加しておられるのか、この点、お伺いします。これは大蔵省ですか。

○説明員(奥田良彦君) お答え申し上げます。絹の加工を目的といたしました保税工場の数でございますが、現在七十工場ございます。これを年度別に許可をいたしました件数で追つてまいりますと、四十八年まではちよつと後でお答えするにいたしまして、四十九年からお答え申し上げます。四十九年に二件ございました。五十年はゼロでございます。さらに五十一年には十八件ございました。五十二年に七件。それから五十三年が八件でございます。それで、ことしになりまして三月までで三件の許可を行つております。

それで四十八年まででございますが、四十七、四十八とございませぬ、それまでの四十年からの経過を大きくに申し上げますと、四十一年に

十三件、四十二年に八件、四十四年五件、四十五年四件、四十六年一件と、大体こんなふうになっております。

○中尾辰義君 その前に、この保税米の増加の数字を伺ったんですが、これは国別にわかりませんか、輸入国側の。

○説明員(松岡将君) お答え申し上げます。

先ほど五カ年の数字を申し上げましたが、たとえば、五十三年度総計で二月までで一万八百五十六俵というふうに申し上げましたが、そのうち中国が九千三百四十六俵、ブラジルが千三百三十俵、北朝鮮が百八十俵というふうに相なっております。

○中尾辰義君 これは通産大臣にお伺いしますが、いまお聞きのように、保税生米、保税工場もここ数年ずつとウナギ登りにふえておるわけですね。そして、保税工場認可の趣旨に反して、当然輸出をすべきものが、外国で加工するなりして、輸出したものをまたこっちへ持ってきておる。そういうことで非常に業界が混乱し、産地も不満を持っております。このことにつきまして、大臣はこれは何とか監視、指導等をする必要はないのかどうか。もちろん貿易は自由でありますけれども、これは法の首点を、脱法行為をみたくないものでしょう、これはいかがでしょうか。

○國務大臣(江崎真澄君) お説のとおり、これは脱法行為であります。したがって、正当な競争に耐えられなくなるわけでありますから、私どもも関係機関とよく連絡をとりまして、実態がどういふふうになっておるのか、これはいま委員の御指摘になるような問題を含めましてよく実情調査をいたしまして、保税加工輸出入業者、織物業者等の関係者に対する指導を適確にひとつ行つてまいりまして、こうした脱法行為を絶滅するよう努力をいたしたいと思っております。

○中尾辰義君 ちょっと質問が後先になりましたけれども、大蔵省、さっきの保税工場の認可申請につきましては、あなた方はどういふことを審査し、どういふ基準に合つておれば許可するのか。

出したものをばねばん許可しておるのか。いま私が出したような背景があるわけですから、申請したものをも何でも許可するというようなやり方ではちょっとまずいんじゃないかと思うんですね。

○説明員(奥田良彦君) お答え申し上げます。

保税工場の許可に当たりましては、もちろん法令によつて審査いたしまして許可をしておるわけですが、その許可に当たりまして、私どももできるだけ種々の面から検討して、単に法令に書いてあるばかりでなく、いろいろな面も考慮したいというふうに考えておるわけでございます。ただ、許可の要件といたしまして、法令上にございます要件といたしましては七項ばかりございますが、欠格になりますのは従来法律違反はやっていないかとかいったようなこととございまして、そのために御趣旨のような何か規制をやるということには法律上はなっておりません。

○中尾辰義君 私がいま質問しておる趣旨は、いまあなた聞いておつたでしょう、そういう脱法行為に類するものをどんだんやりながら、そして保税工場、保税業者がうまい汁を吸つて内地の業者を苦しめておる。そういうことですから、これは大臣、大蔵省の認可は法令に合つておりや幾らでも認可をします。これはなんぼでもふえますよ、こういうことでやつたら、この点どういふふうにお考えになっておられますか、通産省としては、それはまあしょうがないとおっしゃるのか。ちょっと御意見を伺いたい。

○政府委員(栗原昭平君) 現実には保税工場の認可を受けて輸出をしておる人の中で、非常にまじめな人、それから先生御指摘のようにまじめな脱法的な行為をやっておる人、いろいろあるかと思ひます。私どもとしては、この制度においてまじめに本来輸出品を製造するためにこういつた保税加工をやっておる人というものが的確に保護をされ、仕事もできるという形で運用されることを望ましいわけでございます。脱法的な行為というものをされる方がその中に入つてまいりま

して、またこういう方のやうなことが各産地において問題になっておるといふことは私どもも聞き及んでおるところでございますので、こういったことが現実に行われぬように、ひとつ、先ほど大臣も申しましたけれども、関係機関とも十分御連絡をとりまして適切な運用が行われるようなことで、私どももいたしまして輸出業者なり、あるいは関連業業者に対して必要な指導も行ってまいりたいと、かように存じておる次第でございます。

○中尾辰義君 そうしますと、一遍大蔵省で保税工場として認可をしたら、もうそれはそのまま放置してあるのか。その間一遍ぐらゐ、脱法行為等につきましてやっておらないかどうか、その辺は全然監督しないわけですか。いかがですか。

○政府委員(栗原昭平君) この保税関連の手続でございますけれども、私ども通産省といたしましては、農林大臣が生米一元化輸入の適用除外というところで認定をされますに際して、その認定を行う場合の協議を受けるということと、その認定をいたしておる立場でございます。実はそれ以上のことではないわけでございますので、なかなか保税工場におきます輸出関連の実態について把握しにくい、実は立場にございまして、そういうこととございまして、全体を見渡して、一体どういふ形であれば本場に逆流してくるようなそういう輸出というものを抑えられるのか、また、そういうケースが具体的にどこをチェックすればよろしいのか、そういういったような点につきまして、ひとつ関係の役所とも十分連絡をとつてまいりまして、御指摘のことについて何かひとつ知恵を出してまいりたいというふうに考える次第でございます。

○中尾辰義君 これはこれ以上言いませんけれども、大体あなた、事件が出てからやるといふことは遅いんですよ、大臣、これは。次の問題に入りませうけれども、二国間協定によつて、わが国と韓国との間に絹織物の数量協定があるんですが、これは現在どうなつておるのか。その辺をお伺いしたい。

○政府委員(栗原昭平君) 現在、日韓両国の間におきましては絹織物に関する二国間取り決めというものを結んでおります。それによりまして、絹織物の総体の数量についての取り決めを毎年協議して決めていくことをやっておる次第でございます。

○中尾辰義君 その中身。

○政府委員(栗原昭平君) 韓国との協定の中身でございますが、絹織物に關しましては昭和五十三年度の数字といたしましては絹織物千五十五万平方メートルという数字が協定の数量と相なっております。

○中尾辰義君 そうしますと、これは絹織物を一括して、それだけという意味でありますか。

○政府委員(栗原昭平君) 総体の数量で決められておるといふ趣旨でございます。

○中尾辰義君 そうすると絹織物でありますけれども、要するにその数量以内であればよろしい、こういうことですか。これがまたいろいろ問題もあるわけで、しかしあなたの方で、それは韓国との協定はそうなつておりますけれども、実際に輸入される絹織物の種類別の統計はとっていない。その辺、いかがですか。

○政府委員(栗原昭平君) 私どももいたしましては、輸入統計の細分化によりまして輸入の実態を把握するといふ見地から、インボイス統計という形で、輸入インボイスによりまして、たとえば絹織物につきましては和装あるいは洋反の別、それから組成の織維別、形態別、こういった形で比較的細分した形でのインボイス統計を行つております。

○中尾辰義君 そのインボイス統計は何種類くらいあるのか。これはわかっておりますけれども……その主なものだけでもよろしい、数が多ければ、何種類あつて、主なものはこういうものがある。それはいかがですか。

○説明員(村田文男君) インボイス統計におきましては、織維品全般といたしまして八十品目とっております。これのうち絹織物につきまして

は、先ほど局長から申し上げましたように、組成別かつ用途別をとっておりますので、何種類——ちよつと計算がなかなかむずかしいとございませうが、通関統計に比べましてはるかに詳しい統計になつております。

○中尾辰義君 これは後でいいですから、そのインボイス統計をひとつ資料を出していただきたい。

それから、これは現地の質問でありますけれども、いまの答弁でわかつたんですが、特に絹織物のしぼりというものは、これは輸入の総枠であれば、幾ら来てよるしいわけですね。その点が一つと、それから、このしぼりというものがインボイス統計にあるのかどうか。それから、そのしぼりも、全部しぼつたのもあれば、一部しぼりとか、そういうものもあるわけですね。その辺はどうか、しぼりというものが、ちよつと質問が細かいですが、けれども、お伺いしたい。

○説明員(村田文男君) インボイス統計にはしぼりの分類もございまして、しぼりの用途等にも分けて分類いたしております。それで一部しぼりという御指摘の件、私も具体的な事例にまだ接しておりませんが、見ておりませんが、これにつきましても、しぼりの分類に入ると理解いたしております。

○中尾辰義君 そうしますと、絹織物全般につきましては枠があるがその枠の中でインボイス統計をとつて、どういう絹織物の種類が日本に輸入されておるか、それはわかるわけですね。それに対して非常に多くて業界に迷惑かけておるようなものは、この枠内におきまして、多少の行政指導による調整等はできるわけですか、その辺いかがですか。

○説明員(村田文男君) 協定の中で枠を設けておりますのは大島つむぎだけでございます。しぼりにつきましては、いまだ業界の方からしぼりが多くて困る、そういうことで協定の中でさらに細分をしてほしいとか、あるいは行政指導をしてほしいという具体的な要請に接しておりませ

ん。したがうしまして、今後そういう事態になりますれば、その段階で検討してまいりたいと思つております。

○中尾辰義君 次に、先ほど少し申し上げましたが、生糸の価格差を悪用して、香港、マカオ、ニューヨーク等の外国に織機を設置して、和装品を生産、輸入する者はどういうような業者、商社であるか、それ、わかつておりましたら、ひとつ挙げていただきたい。こういうような大資本の大手商社によるやり方につきましては、当然これは行政指導等によつてやるべきであると思つておりますが、その辺、大臣はどうお考えになつておられるのか、その辺いかがですか。

○説明員(村田文男君) 香港からは昨年約四百万平方メートルの絹織物が入つております。この大部分はいわゆる青竹といふことで大衆日本の業界に影響を与えたものでございまして、昨年十一月一切を事前許可制により規制することになり踏み切つております。

それから、アメリカにつきましては、いままでは非常に少なかつたんでございまして、昨年の後半からふえてまいりまして、十二万平方メートルものが入つております。全体から見れば少のうございまして、かなり急カーブにふえておりましたが、どうにかつきまして、いまいろいろ検討中でございます。

それから、御指摘の取扱商社の名前でございますが、これは直接規制しているものでございませうが、私も、先ほど御指摘のインボイス統計によつてこれを把握しておるわけでございます。インボイス統計、これは事柄の性質上公にできないインボイス統計の個票でございますので、統計そのものは発表いたしませんけれども、インボイス統計の個票そのものを外へ出さないという決まりになつておりますので、具体的な商社名を出すことは控えさせていただきますと思つております。

○中尾辰義君 これは、あなたはそうおっしゃつたけれども、大衆新聞等にもちらほら出ておるわけ

ですけれども、私も確認したわけじゃありませんけれども、名前が出ておるのは、特にうわさに上つておるのは、これは香港、マカオ、ニューヨーク、こころに織機を置いておるものが、蝶理つてあるでしよう、御存じでしよう、それからグンゼだとか伊藤忠だとか、こういうことが上つておるわけなんですか。

そこで、お伺いしたいんですが、これは日本の国内におきましては、前国会でも法案があつたんですよ。織機が過剰だからそれを廃棄処分する、そのために若干景気も上向いておるわけですか。国内におきましては、廃棄処分をやれということをやつておるわけだ、大臣。それを外国におつた大商社が香港、マカオ、ニューヨークとかに織機を置いて、それをどんどん輸入しているんでしよう。しかも、その織機の廃棄処分に対しては、われわれの国費を融資するなり補助するなりしておるわけですか。そういう点から、どうもこの問題は、これは相当考え直してもらいませんと、非常にこれは問題がある。まして、織機には登録制というのがあるでしよう。そうすると、外国につくる物は登録はない、幾らでもできるわけだ、そういふ点につきまして、どうお考えになつておられるのか、その辺いかがでしよう。

○國務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は、私も平素から憂慮しておる点であります。非常に問題がありますね。こちらでは設備廃棄を含む大変な構造改善事業を推進しておるといふときに、外国と、これは日本の企業といふよりは合弁会社でしよ、ね、そういう形に入つてくるわけですから、これが貿易のインバランス等によつてとめようがないなどというところは、大変これ、困つた問題だと思つております。これは御指摘の点はよく私も承知しております。ほかの製品にもたくさんあるわけでございますが、したがつて、そういう問題を引つくるめて、どう対策するか、今後の問題として十分検討したいと思つております。

○中尾辰義君 じゃ、あとは二、三、法案につきまして同僚議員からも質問がありましたけれども、若干時間もあるようですからお伺いしたいと思つております。

構造不況業種として繊維業界はオイルショック後、そういうような代名詞までとつて今日まできたわけですが、先ほどからの話を聞きまして、かなり市況の明るさが見えたということでありまして、この明るさが見えた点につきまして、いろいろ必要な要因があると思つておるけれども、どういふような要因が重なつて、こういうように若干の好転を見たのか、それと今後の見通し、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○政府委員(栗原昭平君) 現在の繊維の景況がよくなつておるといふ原因でございませうけれども、やはり基本は繊維に關しましての需給がかなり好転をしたということがまず第一点挙げられようかと思つておる。これは設備の処理なりあるいは不況カルテル等による減産といったことに加えまして、やはり全体の景気の好転とともに繊維に対する需要もほつほつ増加し始めておる、こういうことを背景に需給が好転し、在庫も減少してきておる、こういうことが市況好転の一つの大きな理由だろ、うかといふふうに思つておる。さらに、それに加えておることは、これはやはり収益が向上していることと結びつくわけでございますけれども、やはりこの背景といつたしましては、一つには企業努力と申しますか、減量経営といふようなことも挙げられませうし、さらには原材料が円高によりましてコストが引き下げられておるといふような面も当然あるかと思つておる。それから、さらに全般の金利低下に伴ひまして、借入金

の金利支払いが減少しておるといふ点も、これは見逃すことができないポイントであるかと思つておる。そういう点が全体として総合されまして、収益向上につながつておるといふふうに考えておる次第でございます。

次に、これからの見通しいかんというお話でございますが、これは実は率直に申し上げまして、先行きについてはきわめて私も不透明であると

いうふうな考へております。現時点におきまして、もちろん需給がややタイトになってきておるといふことはございませぬけれども、これが本当の意味の実需に結びついた需要の拡大であるのか、あるいは繊維特有の仮需と申しますか、そういうもののがどのくらい入っておるかというあたりのことについては、なお定かでないという点が非常に多いと申します。ほかの統計を見ますと、繊維の最終需要というものは必ずしもそう大きくふえておるわけでもございませぬし、一方生産の方もふえていく、あるいは輸入もそれに見合つてふえていく、こういう状況を考えてみますと、需給のバランスというものがいつまで現状のようなことで推移できるのかどうかかなり疑問があると思ひます。そういう意味で、先行きについては私どもかなり心配をしておるといふのが率直な感じでございます。

○中尾辰義君 それから、外国のたとへば韓国なら韓国の賃金等もかなり上がってきたんじゃないかと、採算ベースの点から日本に対して多少有利になったと、そういう話も聞いている。その辺りどうなっておるんですか。

○政府委員(栗原昭平君) たとへば韓国でございますけれども、日本に比べて賃金水準が六分の一であるというふうな話もございませぬ。しかし、一方韓国はかなりのインフレでございまして、毎年三割以上も賃金コストがアップしているというふうな実情にございまして、わが国とその辺りにおいては非常に大きな差があるわけでございます。したがって、少し長い目で見た場合に、この絶対的な賃金格差がどうなるかというところを判断いたしますと、やや私は縮小の方向に行くであろうという見通しを持っておりますけれども、しかしすぐにはこの絶対的な格差が縮まるとも思へませぬし、そういう意味ではやはり賃金格差というものは当分残ると思ひます。したがって、わが国といたしましては知識集約化と申しますか、高級化、多様化を図っていきながら付加価値の高いものに漸次繊維全体の需要構造、供給構造

造を持つていく必要があるのではないかと申すように考へておる次第でございます。

○中尾辰義君 次に、綿等紡績業の設備処理につきましても伺ひますが、綿紡界、紡績業界が需給が好転したので設備処理をこれは中止するといふようなことはないのか、その辺りいかがですか。

○政府委員(栗原昭平君) 綿等紡績業につきましては、現在繊維工業審議会におきまして安定基本計画を策定中でございます。内容といたしましては、現在約一千万錠でございます紡績設備の約六割を自主廃棄しようという内容でございます。

私ども将来の紡績の需給を中長期的に考へてみますと、やはり内需はそう大きく伸びない、一方、輸出は数量的に減少せざるを得ない、輸入はかなりのスピードでやはりふえざるを得ないであろう。こういう状況を考えてみますと、過剰度というものは当然やはり残るといふことが想定される次第でございます。したがって、そういうことを前提に中長期の見通しのもとにおきましては、やはり過剰設備の処理というものを実施していく必要があるというふうな考へております。

○中尾辰義君 次に、景気が好転ということに伴つて、産地によつては一方では古い設備を処理し、他方では新しい機械を導入するなどして、と聞いているわけですが。たとえば合繊織物の産地である石川県では、ウォータージェットルームという新鋭機を導入して増産をされている。このような傾向がずつと推移しますと、再び過剰設備の過剰生産を生むことになる。こういうふうに思ひますが、政府はどのように考へておるか。

○政府委員(栗原昭平君) 現在、特に合繊の産地でございまして石川県等におきましてはウォータージェットルームというふうな新鋭設備導入がかなりのスピードで行われておるといふことを私も承知いたしております。この導入状況の数字もございませぬけれども、こういう新鋭設備、革新機械の導入によりまして生産性は非常に上がらるわけでございます。これはそういう意味ではやはり構造改善の一環としてきわめて重要なことである

というふうな考へますけれども、一面これが仮に古い機械がそのまま残るといふようなことになりますと、せっかく共同廃棄等を行っているような現在の事態においてはきわめて問題があるといふふうに考へます。また、この新鋭機械一台を入れた場合に古い機械何台をつぶすかというふうなつぶし方の換算の問題も別途あると思ひます。そういう点も考へまして、私どももいたしましては、この問題については無籍織機といったようなものの発生のないような取り締まりの強化という問題とあわせて、一体こういう新しいもの一台をつぶす場合に、古いもの何台をつぶすかといったこの換算率についても、さらに現時点で見直しを行いたい、かように考へている次第でございます。

○中尾辰義君 局長ね、あなたも御存じでしょうけれども、この織機の廃棄処分というのはいままで何遍もやつたでしょう。私も商工委員会にちょっとおりましたけれども、ニクソンショックの後だとか、オイルショックの後だとかね。それで、景気が悪いとこういう話が出てくるんです。そのたびに買い上げて、あるいは融資をして多額の金を使つておるわけでしょう。これは景気がよければまたふえてくるでしょう。御存じでしょうけれども、その点をよく考へしておやりにならないと、これは幾ら金をつぎ込んで足りませぬよ。一体その辺りどう考へておるのか。

それと、これで織機廃棄処分、これは何回目ですかね。その点をお伺ひしたいんですがね。○政府委員(栗原昭平君) 先生御指摘のとおり、この廃棄は、過去におきまして、たとえば繊維の旧法時代に一遍やっております。これは昭和三十一年から三十八年の間でございまして、この間に一回。それから繊維新法時代、これは三十九年から四十年の間に一回やっております。さらに特織法の時代におきましても一回やっております。そういうものを数回に及ぶ設備の買い上げ処理ということをやつてきた歴史があるわけでございます。これは御承知のよう

に、政府が補助金を出さずなり何なりといったところで政府主導型の買い上げということが過去において行われてきたわけでございます。

私どももいたしましては、現在の共同廃棄制度というものは、やはりこれは業界の自己責任で自己の判断でやつてもらいたいということ強く従来とも考へてきておりました。今回の設備の共同廃棄におきましては、業界が振興事業団の資金を借り入れて業界の判断でひとつづつつぶしてもらいたい、こういう制度のもとに現在の共同廃棄制度をやつておるわけでございます。

そういう意味におきまして、従前よりは私どももいたしまして改善をされた制度になつていくというふうな考へておられますけれども、この実行に当たりまして、やはり効果のあるような、再びまた無籍が発生することのないように、またこういう時代にございまして、廃棄率等によりまして、さらにまた過剰度がふえることのないようなやり方というものが十分注意をされてまいりたいというふうな考へております。

○中尾辰義君 私も繊維業界をちょっと回つたりしますが、要するにこの産地で減らしても、こつちでふえたんじゃないやれればいいやないか、そういう声もあるわけですね。それで、国全体としてこれ考へてもらいませんと、やっぱり産地主義というのがあるわけですから、これはそれ以上お伺ひしません、時間がありませんから。

それから、先ほどからお話が、質問があつたんですが、これも構造改善事業、これも今回は延長ということですが、過去今日まで余り進捗状況がよくないと、これは先ほど承りましたけれども、どういふところにこれ原因があるのか。これは命令でやるわけにはいかない、どこまでも指導でございませぬから、それとも法案そのものに魅力がないのか、もう一遍ちょっとお伺ひしたい。

○政府委員(栗原昭平君) 過去五年間におきまして構造改善が進まなかつた理由でございませぬが、やはり第一に考へられますのが、ちょうど足尾直後

にオイルショックがございまして、それ以降繊維産業は非常に長い不況の期間が続いたわけでございます。しかも、その後半の時期におきましては、御承知のように円高の発生ということで非常に苦境に立たされたという状況でございまして、やはり前向きな構造改善をやるだけの業界あるいは企業としての余力に乏しかったということがまず第一点あったらろかと思えます。

それから、二番目に考えられますのが、やはり今行いました構造改善というものは縦型と申しますか、異業種間連携というものを中心にいたしました知識集約化ということを中心にした構造改善でございまして、理論的な運用ということに過ぎましたために非常に使いにくい制度になっておったというところが一つ、いろいろ業界からの意見、要望承った際に出てきた問題でございまして、この点につきましては、今回助成の制度の内容の改善なり、あるいは産元、親機を含めましての制度自体の改善といったようなことも含めまして、できるだけ使いやすいような形への改正というところを心がけている次第でございまして。

そのほか、制度のPR等についても多少問題があったのではないかと反省もいたしておりまして、こういった点についても今回は十分に配慮してまいりたいと、かように考えている次第でございまして。

○中尾辰義君 これは、繊維問題には中小零細企業もあるわけですね。たとえば家庭で、狭い家中に織機を入れて、がちがちががちががちがやちやちやしている。こういう人たちは、いろいろ意見はあるでしょうけれども、どうも構造改善とか近代化とかいうようにしてもらおうのはいいかしらぬけれども、私らはこの中で織機三台据えてがちがちがちやちやして、働きたいときに働く、寝たいときに寝ると、これでいいんですよ、そういう声も多分にあるんじゃないかと思えますよ。そういう点はいかがです。聞いていらっしやると思えますけれども、どう考えています。

○政府委員(栗原昭平君) 繊維産業全般としても

非常に零細な規模になるわけでございますが、特に家内労働的に、先生おっしゃるような形で土間に織機を置いて、あるいは然糸機を置いて作業をするといった程度の非常に企業形態以前のようなかっこうでの繊維企業というものが非常に数多く存在するというところは、私も承知しております。これはこれなりに競争力を持つという意味合いも別途あるわけでございますけれども、しかしやはり私もといたしましては、こういった零細、小規模の企業形態の方もやはり全体としてグループの中でメリット、そういう方にもメリットのあるようなグループづくりということをやっていたらけるようなことがやはり一番方向としては望ましいんではないかというふうな気持ちを持っておりまして、小企業は小企業なりにこういった制度も活用していただくようなことをひとつぜひ考えていただきたい、かように考えている次第であります。

○中尾辰義君 これで終わりますけれども、そこでいまグループの話が出たわけですから、産元と親機を構造改善事業の担い手に含め、産地におけるグループ形成を容易にしたこと、これが今度の改正案の主な問題点でありますけれども、これで多少はグループ形成もスムーズにいくと思えますけれども、これによって産元、親機が比較的優越した地位を利用して下請への支配を強めると、そういうことがないように十分に注意をする必要があるんじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 御指摘のとおりだといふふうに私も考えております。グループづくりの当たりましては、全体としてグループの中の零細の方にも十分メリットが行き渡るような形でグループづくりあるいはグループの運用ということが望ましいというふうに考えております。したがって、産元、親機等がその優越した地位を利用して、そういった配分についての不当な動きが出てこないような形のチェックというものを当然いたすべきであるというふうに考えております。

して、構造改善計画の承認の際あるいは承認以降におきましても必要なチェックを行って、場合によっては取り消し等も含めた措置も頭に置きまして、十分そういったことのないような運用に心がけたいと、かように考えておる次第でございます。

○中尾辰義君 じゃ時間が来ましたので、これで終わります。

○安武洋子君 法案の一部改正が提案されておりますけれども、現行法によりまして構造改善事業、その中でも特に中小零細企業の知識集約グループの育成、これが所期の目的を達成されずに終わろうといたしております。

「委員長退席、理事古賀雷四郎君着席」  
これはことしの六月までが構造改善の最後の機会と、こういうふうに言われていたものです。そこで、まず原点に立ち返りまして、この構造改善事業を推進することによって日本の繊維産業というものをどのようなものにしようとしておられたのか、それが一点です。

そして、繊維産業は中小零細企業が大部分を占めております。こういう中小零細企業を主な対象としながら、中小零細企業の地位向上等をどのようにして図ろうとされていたのか。あるべき繊維中小企業、中小零細企業ですね、その中小零細企業像をどう考えておられたのか、まず基本的なところを最初に伺いたいと思います。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘がございましたように繊維産業、これは一企業当たりの従業員は十人前後ということになります。きわめて中小零細規模の企業が多い産業でございまして、したがって、この構造改善に当たりまして、私どもといたしましては、これはもちろん中小企業のためだけの制度ではございませぬけれども、考え方としてはその大宗を占めます中小零細企業についての制度であるということをお頭に置きまして、したがって、その制度もたとえば中小企業振興事業団といったところに一番のメリットがありまますような制度を中心に組み立てておる

という次第でございまして。これらにつきましまして、今回さらに改善、充実を内容として図っておるわけでございますが、特にこのうち零細な方に対する配慮といたしましては、一般の異業種間連携に伴いますグループ化の援助以外に、そういった異業種間連携の基盤なしに小さい方が単純に集まられた場合でも助成の対象になりますような施設共同化事業という制度を考えておりました。この制度についてもさらに要件を緩和する等の措置を今回とっておりますけれども、そういった形で、特に零細の方にもまず設備の近代化等を図っていただけ、そして、ある程度そういった方が力をつけていただいた段階で、さらに一般の正式のグループ化に踏み切っていたら、こういった形での構造改善というものを考えておる次第でございまして。まあ全体としての数量的な位置づけということとは、これはなかなか困難でございまして、想定はいたしておりませぬけれども、私どもとしては、その大宗を占めます中小零細企業について主として頭を置いて助成策その他についても考えておるといふ次第でございまして。

○安武洋子君 抜けておりますが……日本の繊維産業というものをどういうふうにしようとしておられたのかということ、現行法で。

○政府委員(栗原昭平君) わが国の繊維産業の発展の歴史を考えると、御承知のように二つ特色があらうかと思えます。一つは、糸、綿といいますが、天然繊維については特に紡績段階——糸の段階でございまして、こういったところに非常に頭でかちの形で成立をさせていた。それから、新しく出てきました合繊産業につきましても、この綿の段階の設備能力が非常に大きいという意味で、やはり頭でかちの形になっております。そういった形態でございまして、さらに輸出に対する依存度がきわめて高かったということでございます。これからのわが国の繊維産業を考えてみます場合に、そういった量的な輸出だけを頭に置いた繊維産業というものは、やはり生存がだんだん困難になっていくというふうな考えますし、やはり

できるだけ付加価値の高い、バランスのとれた、川上だけでなく川中、川下についても、十分幅のある形で繊維産業というものに全体を移り変わっていかないと、わが国の繊維産業としてはなかなかこれから中進国等の追い上げにも対抗できないというふうな考えをしております。そういった全体の流れを進めるためにも、知識集約化と申しますか、製品を高級化し、多様化し、高付加価値化する、こういった形での構造改善というものを進めていく必要があるのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○安武洋子君 一九七六年十二月に織工審の提言が出されております。繊維産地の大部分を占めております中小零細企業だけではなかなか構造改善が進まない、やはり商社や産元の持つ商品企画力を活用しよう、こういうふうな方向転換をされていくのではないかと思います。構造改善の進め方の発想、考え方の転換を図らなければならなかった背景というのは、一体どういふことをお考えなんでしょうか。また、この提言を受けて、通産省はどういふ措置を講じてこられたのでしょうか。そういう点をお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) まず第一点の、産元、親機等の関連のことでございますが、一つは、現在の構造改善のやり方におきまして、とかくやはり地域の実態なり、業種、業態に即さないような形での構造改善のやり方が中心ではないかという御批判をかねていただいております。そういう意味におきましてもう少し実情に即した構造改善ができるような、そういうことを考えよという御指摘が各方面から非常に強かったということがまず第一でございます。それにこたえるために、産元、親機等を含めた構造改善グループも、一定要件のもとには構造改善の対象にし得るといふ今回の改正の一つのポイントが出てきた背景があるわけでございますが、いま一つ、この背景をいたしましては、やはりそういう産元、親機を含めたグループというものは、現在産地におきまして非常に多い賃機形態の方もそのグループの中で応

分のメリットを受けられるようなグループづくりということがその中でできるのではなからうかと、こういう意味合いも含めまして産元、親機を今回政策の対象にし得るような改正を考えたわけでございます。これは御指摘のように五十二年提言にも触れられておりますし、今回の五十二年十一月の織工審・産機審の答申の際にも十分検討をさせていただきまして、こういった方向でひとつ改正を行ってはどうかという御指摘をいただいたところでございます。

○安武洋子君 私は、提言以来発想の転換、すなわち商社とか産元の商品の企画力とかあるいは情報収集力、それから販売力、こういうものを活用しようという考え方はずっと貫かれてきていると思うんです。昨年の織工審・産機審答申、これを拝見しますと、中堅、大企業を積極的に活用していくのも有効な方法である、こういうふうな言われております。四十八年の答申と比べてみますと、中小零細、これが消えまして、中堅、大企業、これが非常に目につくわけです。何と申しても私はここに発想の一つの転換があると思うわけですけれども、一体今回の改正、まあ産元とか親機を実施主体に加えるということによって、この構造改善事業が一体どれくらい促進されていくのかというふうにお考えなんでしょうか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 数字的に申し上げますのは非常に困難でございますけれども、この産元、親機を入れることの効果でございますけれども、現在、産地におきます機屋さんの約六割が賃機形態をとっておるといふ統計がございます。全体の六割を占める方が実際問題としてこの産元なり親機の賃加工という形で仕事をしておられるというところでございまして、この六割をカバーする産元、親機について適切な構造改善グループづくりというものが行われますれば、私どもとしてはかなりの前進になるのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○安武洋子君 私はね、効果の上がるものでありさえすれば、これは提言に書いてございますけれども、こういう発想というのはどうもいただけないと思うんです。合機の手メーカー、商社を力活用できる中小零細業者があるのかどうかという点が一つ疑問です。それから、やはり原点に戻りまして、織布とか染色整理業とか、こういうのは中小企業の人が多いわけですが、こういう織布とか染色整理業の中小企業の振興、こういうものをやはり基本にすべきではないかというふうな考えをわけなんでしょう。こういう中小零細企業の繁栄がなくては私は構造改善、これはまたまた産地の中小零細企業というの大きな商社の食いつたにされてしまう、企業の食いつたにされてしまふ、そういう危険性が大変高いと思うわけなんです。ですから、私はこの、効果の上がるものでありさえすればという、こういう発想というのはどうりにもこれはいただけない、こういうふうな思われたいわけでも、これはひとつ大臣の考え方を伺いたしたうございませう。

○國務大臣(江崎真澄君) もとより零細企業の多い繊維産業であります。大手企業ももとよりありますが、この対策はやはり中小企業、零細企業に均てんすることが私どもとしても一番望ましい、これをどう今後新たな方向に持っていかうかということが重点であるというふうにお考えしております。いまの御指摘の点については十分配慮しながら今後の対策をとっていきたくと思っております。

○安武洋子君 御答弁が一つ抜けたんですけれども、やっぱり合機の大手メーカーとか商社とか、そういう力を本当に活用していきけるような中小零細業者が本当にあるのかどうかという点を、非常に私は疑問に思うわけなんです。それで、これは後で御答弁を一緒にいたたくというところをいたしまして、次、実際問題のことをちょっとお伺いいたしますけれども、現行法に基づいて構造改善グループ、まあ大臣の承認を受けて事業を行っているものは五十六でございませう。その他に承認を受けていながらその後事業をやめたグループがあると思うんです。その事

例と事業をやめた理由、これを簡単に説明していただきたいと思います。先ほどのとつけ加えて、いまの分を御答弁いただきます。

○政府委員(栗原昭平君) まず、いまお尋ねの構造改善計画の承認を受けた後やめたような事例というところでございますが、数字をいたしまして現存するもの五十六グループでございますが、それ以外に中途で構造改善事業の中止、計画の承認取り消しというところを行った事例が現在までに三件ございます。これらについては、当該グループがみずから独自の立場で計画を実施したいということと取り下げを表明してきたものが一件、それから有力構成員の経営破綻等によりまして事業の継続が困難になったものが二件、こういう内容に相なっております。

それから、先ほどのお尋ねに関連しての化合機メーカーと大企業とのつながりの話でございますが、現状を考えてみますと、大企業といえども産地におきましては機屋さんでできるだけ多く関係を持ちたいというところは非常に強い希望としてあるわけでございます。そういう意味におきまして中小企業の機屋さんが大企業のグループの中でのいろいろうまくやっておられるという事例もかなり実際問題としてあるわけでございます。これは構造改善グループとは別の問題としてひとつ現実動いておる実態だと思っておりますけれども、私どもとしましてはそういう形も当然あり得る。それから、この構造改善グループの中でそういうことが行われるということもあながち否定する必要はないのではないかと。ただし、その場合には大企業が優越した地位を利用して不当なことをやるというチェックだけは十分やらざるを得ない、こういう立場で対処をいたしたいと考えております。

○國務大臣(江崎真澄君) ちょっと、さっき私への御質問でしたから補足しますが、私も繊維地帯の出身ですからある程度よく現実を知っております。協力工場にいい企業を持ちたい、これはいま局



長が言ったとおりでございます。したがって、今後グループが直接関係がなくなっても、グループとしてやはり大手メーカーのいろんな情報それから技術、そういった面に十分教えを受けられるような雰囲気づくりをしていくことは、やっぱりこれ行政指導として非常に大切なことだと思っております。大手企業に対してそういった指導をしていくこと、これは構造改善という大目的の前にはやはり大手といふ中小企業といふ同じような目的があるわけですから、日本の全体のレベルをアップするという意味で、十分ひとつ通産省側としても配慮をしていきたいというふうに考えております。

○安武洋子君 いまのような御答弁の行政指導をせめていただかなければいけないことがあるので、私はいまの御質問を申し上げたわけなんです。いま事例を、何件途中でグループづくりをやめたのがあるかということをお伺いいたしました。その中の一つはエリモ事業協同組合だろうと思っております。そして、名前はお挙げになりませんが、これは中核企業である染色の市新が倒産したということでグループが立ち行かなくなったというふうに承知をいたしております。

そこで、お伺いいたしますが、この市新と申しますのは、社長、専務これが六七%の株を保有いたしております。主要な取引先は商社である三陽が九〇%、それから丸紅が一〇%でございます。三陽という商社は、これは市新の社長が副社長でございます。専務が監査役をやっております。三陽の筆頭株主は丸紅です。役員には丸紅の常務取締役が三陽の常務をやっている。また、監査役にも丸紅の常務が入っております。そのほか役員にも丸紅の出身者が入っているわけなんです。資金面から見ても、人的な関係から見ても、丸紅、三陽、市新というのは非常に密接な関係があるわけなんです。この市新が突然五十二年の二月に事業閉鎖をいたしております。五十二年七月に破産宣告をしております。この破産宣告を受けるというようになって、そこで構造改善グループが

中止になったわけなんです。この間の事情は全く不可解としか言いようがないと思っております。構造改善グループというのは、大臣の承認を得るには都道府県段階の審査を経る必要があるわけなんです。そういう承認を受けて、しかも政府融資を受けたグループでさえ、商社は倒産させるといふことを私は申し上げたいんです。この自己破産宣告をめぐりまして、現在大阪府の地労委で審理が行われているわけなんです。これは私どもの市川議員がこの前のときに質問をいたしております。で、このときは、市新が構造改善グループの中に入っているというふうなことに触れていないわけなんです。市川議員がこれを見て御質問申し上げたときには、推移を見守りたいというふうなことを申し上げておられますが、私はいま推移を見守るといふふうな段階ではないと思っております。先ほども私が申し上げましたように、これは大臣の承認を得て、そして大臣の承認を得るには都道府県段階の審査を受けるわけなんです。こういう承認を受けてしかも政府の融資を受けている、こういうグループでも商社は倒産をさせてしまう。丸紅とかこういう三陽ですね、これはびびりたり市新と非常に密接な関係がある。

こういふことになりまして、私は市川議員のときには推移を見守りたいというふうなことではございませんが、そういう段階ではないと思っております。いかがでございますか。

○説明員(赤川邦雄君) 構造改善事業でございますところのエリモ事業協同組合の認可の取り消しの原因が、その有力メンバーでございますところの市新の工場閉鎖であるということは事実でございます。そして、なぜ市新が工場閉鎖をしたかにつきましては、オイルショックによりましてさらさら染加工の需要減退に関連しまして染染に転換したと、その結果それがうまくいかずに、染染に転換したけれども染染の需要の減退によって事業の廃止を行ったというのも事実でございます。ところが、それが非常に市新の、この企業が三陽及び

丸紅と関連が深いということで、不当労働行為であるというふうな申し立てがございまして、それに関連いたしまして大阪の地方労働委員会がたまたま審理中であるというところでございまして、したがって、その大阪の地方労働委員会の審理中案件につきましては、その不当労働行為につきましては当面この推移を注目したいというわけでございます。

○安武洋子君 私は、労使の問題について申し上げてはおりません。商社のこの構造改善グループ、その市新ですね、この市新は企業の再開につきましては、これは三陽、丸紅の役割、責任がはっきりしているわけでありまして、これ市川議員も一度申し上げてもよろしゅうございまして、この時点では構造改善グループの一員であるという点には触れておりませんが、このこととこの三者が合意いたしまして再開は容易だと、丸紅に対して市新の企業再開のための強力な適切な指導ということで、これは大臣にもお願いをいたしております。市新の企業再開については、この三陽と丸紅、ここが本筋にやるといふふうなことはいいわけなんです。しかし、これは大阪の地労委のあっせんにも両者とも責任者も出さずに不誠実な態度をとっております。そして市新再開の

かぎは丸紅、三陽の態度いかんにかかっているじゃないか。ですから、いまだ推移を見守っているというふうなことでは困るわけなんです。市新の倒産の理由がないということ、もうこの前のときに市川議員は指摘をいたしておりました。しかも商社の一存で、こういうふうな大臣の承認を受けて構造改善、これをやっている、そういう中核の市新を倒して、やはり企業といふのはもう構造改善、このグループ全体をつぶしてしまおうというふうなことを平気でやるわけなんです。私はここに問題があるというふうな思っているわけなんです。こういう問題を単に労使の問題として対処してもらっては困るわけなんです。

○説明員(赤川邦雄君) 構造改善グループの取り消しの原因が、その組合員でございまして、この市新の組合員にあっては、これは事実でございます。そして、組合員退退の理由が市新の工場閉鎖でございます。その点も事実でございます。ところが、工場閉鎖の理由につきましては、需要減退に伴ってうまくいかなかったという観点から市新は工場閉鎖を行ったということに對しまして、労働組合はそうじゃない、大企業、大商社によるこの組合員退退であるという点で、不当労働行為として提訴しているという点でございます。したがって、その点につきましては、不当労働行為の問題につきましては、大阪地方労働委員会の審理にまかせたいというところでございまして、

○安武洋子君 だから、商社活動としてどうなんだというのを私、申し上げておきます。労使の問題は地労委のいまのあっせんの問題で、それは労使の問題なんです。私はこういう企業活動としてどこの問題なんだと、丸紅に対してこういうふうな企業再開のための適切な指導をしなくちゃだめですよと、先ほどから私が申し上げているのは、構造改善グループの、いま構造改善の問題を進めているんですけれども、合議の大手メーカーとか商社の力、これを活用できるような中小零細企業があるのかということをお伺いしたわけなんです。そうすると、大臣の方からでしたら、下請にいいところを持ちたいというのはいまや、下請にいいところがある、そして下請もまた大企業からいい情報とか、そういうものをもらえるような、そういう雰囲気づくりをしていくような行政指導をしない、くちやいけな、こう御答弁があったわけなんです。ところが、そういうない例がここにありますよと、この市新というのは、丸紅が企業を再開させるというふうな思っていると企業の再開ができるんです。

よということをお願いしているわけですが、しかも構改、これを進めてきたわけですが、大臣の承認を受けて。その中でこういう不当なことが行われているから私は問題にしています。市新は企業閉鎖の直前の五年間にわたって二十五億円の設備投資を行っております。そして、染色業界でも最先端を行く設備になっております。また、公害防止についても優秀な設備を備えております。したがって、企業閉鎖になるような状態では本来なかつた。これは前のときにも市川議員も申し上げておりますけれども、私も重ねて申し上げたいんです。いま二年たっておりますけれども、設備には油も差すあるいは覆いもかけてちゃんと保安もやっております。いつでも操業再開して稼働できる、そういう状態になっているんです。そして債権のほとんどが丸紅、三陽、こういうところが持っている。それで労働組合と三者が合意すれば企業の再開は容易なんだと、こういう状態が出ておりますよと、だから今後こういうふうな構造改善を進めると。大臣に御答弁いただきましたけれども、これに沿ったような指導をいましていただかなくちゃいけないんじゃないかと、こういうことを御質問申し上げております。大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(江崎真澄君) 私も現実には細かいことはよく知りませんが、お話を承る範囲ではどういふことであるか、はなはだ疑問に思うわけですが、何かほかにも、いまお示しなかったような点で、再開に至らないような難問題でもあるのではなからうか。労働組合とうまくいってあれば、これ、何よりなことですが、そういう点で何か経営者側とのギャップ、また親企業とのギャップ、何かトラブルがあるのではなからうかなというふうなことを思いながら承っておりますが、実情に即しましてよく調査をいたします。

○安武洋子君 これは市川議員のときも大臣からそういう御答弁をいただいておりますので、そのときは、こういう構造改善のグループに参加しているという事は申し上げておりませんけれども、

も、一般的な商社活動、これはどんなことを商社、大企業はしてもいいよということではなくて、やはり社会的な一つの規制があるわけなんです。ですから、そういう活動として、市川議員も申し上げ、大臣もそのときに調査をして適切な処置をしようというお約束をいただいておりますので、急いでやはりおやりいただきたいと、ござい

○国務大臣(江崎真澄君) わかりました。

○安武洋子君 これは二月の十五日でございますので、ひとつぜひもう一度お願いいたします。

○国務大臣(江崎真澄君) よくわかりました。

○安武洋子君 いま申し上げましたのは、一つの例を申し上げたんです。やっぱり産元等が構造改善グループに加えられることになりまして、大企業の行動には時としてやはりいま申し上げたようなことがあるというふうなことなんです。それでやはり利用されるだけと、中小零細企業は、というふうなことが起こらないように、私はこの商社とか大企業などに、参加していただくという問題につきましては、厳しいチェックが必要だと思ふ。チェックはする、するというふうには、先ほどから同僚議員には御答弁でございまして、しかし、どういふチェックの仕方をなさるかという具体的なことはございませぬので、そこをひとつお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 具体的なチェックのやり方でございますが、まず計画承認の段階におきましては、これは各都道府県あるいは通産局に置かれます指導援助委員会のおきまして、この構造改善計画の内容の一つとしていたしまして計画の実施者について記載した書類というものを提出させることにいたしております。この中で、産元等と賃加工業者との取引関係、資本関係、こういうものを十分把握するというのをいたしました。そして、こういった実態把握を前提といたしまして計画承認の段階においてチェックをするということをお考へております。

また、この場合の計画承認の承認基準でござい

ますけれども、これは基本指針の中で繊維事業者は小規模事業者と共同事業を実施することに当たっては、小規模事業者に過重な負担を課することのないよう特に配慮するものとするということが決められておりますので、系列支配等、こういった方針に沿わない計画については承認をしないという立場で厳重にチェックをいたしたいと思っております。

さらに、承認後におきましての問題でございまして、運用におきましてこういった方針に沿わない事態を生じた場合には、法律の八条の規定に基づきまして大臣が指導助言を行うという道もございまして、さらに五条二項の規定に基づきまして計画の承認を取り消すという形のチェックもございまして、そういったことも頭に置きまして必要なチェックを行いたい、かように考えております。

○安武洋子君 産元とそれから産地、それから商社と合議メーカーの関係についてお伺いいたしますが、今回の法改正によりまして、産元、親機、これが事業主体に加えられるわけでございますけれども、産元のどういう機能を生かしてグループ化の促進をしようとなさつていらっしゃるのか、産元の本来にどういふ機能を生かされようとなさっているのかというのを御質問申し上げます。

○政府委員(栗原昭平君) 産元につきましては、あるいは親機につきましては特にこの構造改善におきまして着目する点は、この情報収集機能なり商品開発機能といった点に着目をいたします。これが知識集約化をねらうといたしまして、この構造改善のねらいに即したものであるという前提におきまして構造改善グループの一員としての産元、親機というものの活用につながるものではないかと考えております。もちろんこの産元、親機につきましては、単に注文を出すというだけの立場の人ではなくて、実質的な生産活動と申しますか、製造または加工の委託の事業を原料等の支給を行ってやるものと、こういった形の産元、親機等に限定し、こういう内容で私どもとしては

考えておる次第でございまして。

○安武洋子君 産元といえますのは、産地に対してまして大変大きな影響力を持っております。石川の産地では先ほど御答弁なさっておりますけれども、約六〇%が産元の系列下にあるというふうなお話でございました。私も実際に聞きますと、実際は九〇%ぐらいだろうというふうな言い方をしております。播州では通産省の産地調査、これを拝見いたしますと、産地内の生産発注のほとんどが産元商社を経由していると、こういうふうになっております。全国で賃機の比率といえますのは六〇%ぐらいと、こういうふうな言われておりますけれども、産元や商社はこれらの賃機にどれぐらい発注しているものなんでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 非常に明確な資料ではございませんけれども、私どもの承知しているところでは、この賃機り、平均約六〇%の賃機りのうち産元商社からの委託にかかわる分というものは、これは毛織物はちよつと別といたしまして、これは親機からの委託が非常に多いものがございますので、毛織物を別といたしますと、産元商社からの委託というのは約七〇%前後というふうな考えております。

○安武洋子君 産元は商社とか合議メーカーとかこういうところで取引上に密接な関係がございまして、それから、通産省の調査でも産地によりましては大手商社の支店が産元の役割りを果たす、そして地場の産元といえますのはその下請になっていると、こういう例もございまして。

それから、輸出の多いところでは産地全体——全体と言つていいほどですね、輸出商社の下請になつてしまつていまして、こういうところもありまして、産元は原系メーカーとも当然のことながら取引があり密接な関係であるというふうにもなりまして、こういう産元が構造改善グループを形成することになるわけですが、単純に生産と流通の協調とだけは私には言つておれないのではないかと、こういうふうな非常に産元といふのは商社とか合議メーカーとか密接な取引関係にもあります

し、非常に大きな影響力を持っているというふうなことになるかと、いろいろ私がいま申し上げたような形態もあるわけですが、ですから、生産と流通の協調と、そんなのんきなことだけは言っておれない事態が起こるのではないかと、いろいろに危惧をいたしますけれども、この点いかがお考えでございますか。

○政府委員(栗原昭平君) この産元の機能、果たすべき役割につきましても、産地によつてさまざま、いま幾つかの御事例がありましたけれども、さまざまでございますが、まあ私もこの産元、日本全国で約九百六十ぐらいあるんだらうというふうには思いますが、そのうちいわゆる大企業と言われるようなものは二十程度というところでございまして、まあ比較的大企業である産元というのは数が少ないわけでございますが、まあ、いづれにしましてもかなり大きなウエートを占め、優越した地位というものを保持しておる企業も多いわけでございますので、そういう立場の中で具体的な構造改善グループづくりというものは、特定の企業のそういった支配力の強化に役立つというだけのものに終わらないような、全体としての運用というものをやはり私どもとしても心がけていきたいと、かように考えております。

○安武洋子君 そう望みたいわけなんです、そして私も産元とか商社の現実を全部否定するものではないけれども、しかし以前から日本化学繊維協会ですか、ここでは構造改善に対して親企業、子会社が入った集約化が認められないのは現実的でない、こういう態度を再三表明なさっております。それからまた、通産省の産地調査でも化学繊維協会ですね、ここは構造改善が進捗しない理由、問題点を挙げておられますけれども、資本金十五億超の企業並びにそのダミーをグループ内に含むものは助成対象から外していることとか、あるいは産元、商社が中心となるグループが助成の対象外になっている、こういうことなどを挙げておられるわけですが、それから、日本紡績協会も大・中堅企業の下請系列的な企業グ

ループも助成の対象になっていない、このことが制度運用上の問題というふうには挙げておられます。力の強い大手メーカーからは以前からこういう声が上がっているわけですが、ダミーも入りくいと下請系列的な企業も入りくいと、しかし何としてでも参加したいというふうなことになる。当面、大手メーカーや商社が直接入ることは考えられないけれども、何らかの形で入ろうとしているというふうな動きがずうとあったこと、これはこういうことからもうかがえることなんです。商社、大手メーカーはアパレル産業への進出とかファッション化とか高級化、これを目指して、これまでも産地が築き上げてきた技術とか施設とか、こういうものを利用して自分たちの利益目的のために産地内の産元とか各業種、これを再編成しようとなさっているわけですが、こういう大手メーカーとか商社の行動にどのように本対対処なさっていくのか、中小零細企業の経営はこういう中で本対対守られていくのかというふうなことを私お伺いいたしたうございまして。

○政府委員(栗原昭平君) 現在の構造改善制度の中におきまして、いわゆる大企業が入った場合にその助成の内容というものがどうなるかということと、ございまして、その当該大企業に直接メリツトのあるような制度には余りなっております。主たる助成の対象というのはやはり振興事業団を通じてこの非常にきわめて低利な融資というものが中心になっておりまして、当該大企業については開銀等の助成というものもありますけれども、これは現在の金利体系の中でそれほど大きなメリツトがあるものではないと、そういう意味におきまして、私も仮に大企業が入ったグループがつかれた場合を想定いたしまして、メリツトを受けるのは中小企業がメリツトを受けるといふ制度になっておりまして、そういう意味におきまして中小企業に十分のメリツトのいくようなグループ形成というものでありますれば、これは大企

業が仮に入っておりますけれども全体としてそれが知識集約化に役立つようなグループづくりであれば、これはやはり推進すべきであらうと、こういう立場でおります。ただ、先ほどから申し上げておきますように、こういう大企業の優越した地位利用というによりまして支配力の強化というものが行き過ぎないように、そういうチェック、歯どめというものは、これはぜひとも必要でありますし、そういう体制をとるつもりでおります。

○安武洋子君 いまの問題の具体例を申し上げます。商社、大手メーカーはアパレル産業への進出とかファッション化とか高級化、これを目指して、これまでも産地が築き上げてきた技術とか施設とか、こういうものを利用して自分たちの利益目的のために産地内の産元とか各業種、これを再編成しようとなさっているわけですが、こういう大手メーカーとか商社の行動にどのように本対対処なさっていくのか、中小零細企業の経営はこういう中で本対対守られていくのかというふうなことを私お伺いいたしたうございまして。

○政府委員(栗原昭平君) 現在の構造改善制度の中におきまして、いわゆる大企業が入った場合にその助成の内容というものがどうなるかということと、ございまして、その当該大企業に直接メリツトのあるような制度には余りなっております。主たる助成の対象というのはやはり振興事業団を通じてこの非常にきわめて低利な融資というものが中心になっておりまして、当該大企業については開銀等の助成というものもありますけれども、これは現在の金利体系の中でそれほど大きなメリツトがあるものではないと、そういう意味におきまして、私も仮に大企業が入ったグループがつかれた場合を想定いたしまして、メリツトを受けるのは中小企業がメリツトを受けるといふ制度になっておりまして、そういう意味におきまして中小企業に十分のメリツトのいくようなグループ形成というものでありますれば、これは大企

業が仮に入っておりますけれども全体としてそれが知識集約化に役立つようなグループづくりであれば、これはやはり推進すべきであらうと、こういう立場でおります。ただ、先ほどから申し上げておきますように、こういう大企業の優越した地位利用というによりまして支配力の強化というものが行き過ぎないように、そういうチェック、歯どめというものは、これはぜひとも必要でありますし、そういう体制をとるつもりでおります。

み出しているわけですが、こういういわば無原則的なジエットの導入で、非常にこの産地の中に不安定な要素が生まれているわけなんです。ジエット導入がふえればふえるほど当然工賃も下がるといふことは、これは目に見えております。それから、償却のためにはメーカーの指示通りの仕事もしなければならぬというふうになります。しかも、原系メーカーの設備処理減産というふうなことで供給不足も見込まれる、こういうふうなことで、発注がカットされます、その分は産元、商社に頼らざるを得ない、こういうことで機

屋は産元とかメーカーに生殺与奪権を握られていくというわけですが、韓国とか台湾にもいま大量に輸出をされている、こういうふうな製品の違いはありますけれども、こういうふうになります。また逆輸入という問題も起こってくるわけですが、ですから、過剰供給は避けられないという見通しもあるわけですが、こういう大手合組メーカーの川中とか川下への進出、またいづれもの混乱を起して、いづれというふうな可能性を秘めているわけですが、設備廃棄事業も進展が危ぶまれるというふうな状態があつて、いま好転が好転だと言われている中身というのは、実にこういう先ほども不透明だとおっしゃいましたけれども、不安定要素をいっばい含んでいるということなんです。ですから、私は先ほどから御答弁を申し上げますけれども、大手メーカーとか商社の行動を厳重に本対対チェックしなければいけないと思つたわけなんです。こういう問題について、一体どのように本対対の具体的な問題挙げておられますか、こういう問題についても、本対対に具体的にどう大商社、それからメーカー、チェックなさるとされるのかというふうなことを私はお伺いいたしたうござい

○政府委員(栗原昭平君) 特に、北陸産地におきまして、ただいまお話のジョーゼットブームというものが起きております。これの背景を考えてみますと、やはり合組メーカーにとりまして、糸な

り綿なりという付加価値のない輸出なりなんなりでは、とても赤字でやっていけない。やはり、どうしてもこれをつぶして、付加価値の高い商品に切りかえていくことが、これからの進むべき道である。これはまあ私も当然川上の頭で、川中の態勢というものを少しづつならしていくと、川中なり川下なりの体質を強化していくと、こういう姿になっていくことは望ましいと思いますし、まあジョーゼットというのはそういう知識集約化商品の最近における一つの典型的な例だというふうに思いますけれども、そういう切りかかわっていくという中で一つの現象であるというふうなふうに思っております。その企業としての戦略というものは、御指摘のようにいろいろあるかと思いますが、現実には産地の機屋さんの立場からしますと、加工賃は非常に高い水準になっておりまして、これは合繊メーカーのスペース獲得競争というものが、やはり非常に熾烈になつております。まあ現在のところは受注も満杯かと思っております。したがって、私どもといたしましては、こういう状況というものが、少くも長らく続くようなことをやはり考えざるを得ない、これが一番合繊メーカーにとつても、またその下請である機屋さんにとつてもメリットのあることであろうというふうに考えております。実は合繊不況カルテルを廃止しましたけれども、その後大きな混乱のないようにということを配慮しておられます。やはりそういう機屋さんの段階で大きな混乱があることが非常に問題であるというところを念頭に置いておるわけでございます。まず全体の需給の中で大きな混乱が生じないようにするというのが一つあるかと思っております。また、仮に不幸にいたしましたという問題が生ずるような場合には、これは昭和四十年不況といったような段階で機屋さんが非常に大騒ぎになつたわけでございます。そういうことにならないように注意したいとは思いますが、私ども、そ

ういった問題、仮に生ずるようなことがあれば、その中におきまして通産省としては当然しかるべき措置をとらざるを得ない、かように考えている次第でございます。

○安武洋子君 いまの状況が長く続くようにと、うんとおっしゃいましたけれども、私が御質問申し上げたのは、いまの状況は非常に不安定要素が多くて長く続かない、混乱を起こすと、そのため歯どめをどうなさいますかということを私は御質問申し上げたつもりです。

それですらに、それも含めて御答弁いただきましたが、質問を進めますが、大手合繊メーカーとか商社と申しますのは、編み物、それから染色、織物の各分野で二次の加工とかアパレルに進出して、知識集約化、高級化、ファッション化、こういうことで各分野で激しい競争を展開しております。私は産元もこの例外でないと思うんですが、原糸メーカーのこのような動きの中で、産元がいま岐路に立たされております。と申しますのは、現に整理淘汰は進んでおりますけれども、合繊メーカーは、産元を産地の二極分化体制推進の中核というふうにしてしようとしているわけです。大手メーカーの方針に基づいて生産されております差別化素材を本当に使いこなす、それから高付加価値品をつくり出す産元になる、こういうことは合繊メーカーの代理者として、中小の機屋のオルガナイザーとしての道を進むのか、あるいはコンパターとして自主生産、自主販売を目指すのか選択せよと、こう迫られているというふうに思うわけなんです。繊維の加工部門、流通部門に進出するコンパターの機能についても、もうすでに原糸メーカーが進出してしまふ地がございます。具体的な例を申し上げますけれども、時間の関係で省略いたしますけれども、これは御存じであるかと思っております。私、一つ例を挙げますけれども、播州の産元の例を挙げますと、資本金規模、従業員規模で見ますと、これは千差万別なんです。小さい産元といえますのは、従業員五人から十五、六人、資本金も百万円から五百万円、大

きいところでは従業員百人以上で資本金が九千七百万円とか八千五百万円、非常に格差があるわけなんです。

〔理事古賀重四郎君退席、委員長着席〕

で、産元が繊維工業の中に位置づけられるのは結構なことなんですけれども、商社や大手メーカーのねらいというのは私は明らかだと思っております。これまでもそうでございますけれども、産元の系列化が一層進んで、産地がますます商社やメーカーのまる抱えになってしまふというふうに思うんです。構造改善を実施する適格性のチェックだけでは大企業の不当な支配が食い止められないというふうに思います。大企業の不当な支配については、不当な支配に つながらないようにと、具体的にどういうふうな措置をなさるのか、先ほどから非常にいろいろお答えをしておりますけれども、私が具体的な例を挙げておきますけれども、本当にそういう問題に対してはこういう措置を講じていくんだという、もう一つ具体的に欠けた御答弁しかいただけていないので、いまこういう例を挙げました。その点を御質問申し上げます。

○政府委員(栗原昭平君) 先ほどもお答えしたところでございますけれども、なかなか具体的なケースに即しませんと、具体的な解決の案というものを申し上げにくいわけでございますが、いずれにいたしましてもグループである小規模企業者に過重な負担を課することのないような配慮というものを念頭に置きまして、グループの中におきまして適正なメリットを賞加工業者、小規模企業者が受けられるような、そういう形でのチェックというものを承認段階、あるいは承認以降の運用の段階においても必要なチェックを行ってまいりたいと、かように考える次第でございます。

○安武洋子君 さらにもう一点伺いたしますけれども、播州の産地では産地内の生産とかそれが実情であるというところは御存じであろうと思っております。播州では五つの組合が中心になって構造

改善を行っております。それなりの効果は上がっているわけなんです。ここに、今度の法改正によりまして産元を主体とするグループ形成をするということが可能になるわけです。整理とかのりづけとか織布とか染色と整理、こういうものが一体となつていまま構造改善を行ってきたわけなんですけれども、産元を中心として整理とか染色とか織布とかと、個別の企業をビックアップするというふうなことで新たなグループというものがつくられる可能性があるわけなんです。いわば産地としてまとまりを持って産地組合をつくっている中に、産元別に縦割りのグループができるということがあるわけなんです。こういうことは、他の産地でもグループづくりの方法はいろいろとありましようけれども、こういう問題が出てくるのではないかと予想をされるわけなんです。せっかく苦勞をして産地組合を運営して、これまで構造改善事業をやってきたのに、産元グループごとに分断されてしまふ、こういう危険性というものがこれでは出てくるのではないかと思っています。これではいまままで苦勞してきた産地組合の役割りを軽視することにもなりますし、それからまた、それに組み込まれておられます賃機などの工賃なども厳しい条件に追い込まれてしまふというふうなことになる。これを、これまでも進めてきた構造改善との関係、これの問題については一体どう対処をなさるかというこの点をお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) いま挙げられました播州産地の構造改善は、御指摘のように五つの工業組合が一体になりまして構造改善を行っております。非常に産地産元のみならず例かと思っております。この中で新しい産元グループ等が新しく構造グループを結成するといふような場合の考え方でございます。現在のこの五組合からなります構造改善の中に産元も入っていただくというところは一つあり得るかと思っております。これはそれなりに問題はないうりやうかと思っておりますが、いま一つの方法といたしましては、産元が新しく組合をつくる

場合でございますけれども、この場合には、現状の五つの組合の構改事業というのは商品開発センターをつくり、共同施設をつくるといった形で集約化事業を行っているわけでございますが、やっておらない構改事業もあるわけでございます。これはたとえば設備リースといったような事業はやっておらないことでございます。で、仮に新しい産元のグループが構改を行うような場合には、いまある組合の構改事業というものを補充するようなかっこうで、施設をつくるにしましても仮に現在あるものと重複しないようやり方でやりますとか、あるいは事業を行うに当たりまして、いまやっておらない設備リース事業をやるとか、そういった形で全体として補充できるような、産地としては重複のないような形での構改グループづくりというものを考えられるのではないかと、かように存する次第でございます。

○安武洋子君 大手合織メーカーとか商社は高付加価値、それからファッション化ということでアパレル部門に積極的に進出しております。繊維産地で競争を繰り広げているというのは、先ほどから私再三繰り返して申し上げております。今回の法改正ではこういう大企業の行動というのが、これが規制されるというよりはより一層活動の場を提供する、中小零細企業とか産地の経営努力の芽を摘んでしまうということになりかねない一面を持つております。法の運用というのが私は非常に大切だと思っております。

私が先ほどから再三いろいろの例を挙げて申し上げてきたわけなんですけれども、この法の運用というのが非常に大事になってきているときに、運用に当たって私は大臣の決意をひとつここで伺いたいと思っております。

○国務大臣(土崎眞澄君) 運用に当たりましては、いま御指摘になったような弊害を生じませんように、やはり親企業を入れる以上は当然そのメリットが中小企業、零細企業の集まりであるグループに対して十分反映するように努力をしていきたいというふうに思っています。そしてまた、弊害を

生ずるような極端な例がありますときには、法に照らしてそれぞれ行政指導をすることは可能でありまして。

○安武洋子君 時間が迫ってきましたので、ちょっと最後に労働省お越しでございますか——最低工資の問題について伺いたします。最低工資の実態というのはまだまだ不十分だけれども、やはり少しでも実情に合わせていくためには、できるだけ改正を早くやる必要があると思っております。労働省ではこの点についてどう対応なさっておりますでしょうか。

○説明員(花田達郎君) お答え申し上げます。最低工資につきましては、先生御指摘のとおり、決めましてから一定の時日が経過いたしました。経済事情あるいは工資の実態その他、最低工資を決めましたときの諸事情が変わってきたので、場合によっては実効性を失うという場合が間々ございます。したがって、一定の時日が経過いたしますとそういう事情を勘案いたしましてできるだけ改定を急ぎたいというふうに考えております。ただ、賃金と違っています変化が非常におかれていると、あるいは御案内のとおり最低賃金を決めるときに作業工程別に、しかも商品別に決めるということでございます。しかも標準時間の換算とか必要経費の計算とか非常に複雑な作業を経ますので、かなり審議の時間に手間取りましてなかなか思うように改定ができない場合もあるかと思っております。私もできるだけ早く改定を促すつもりで努力をしております。

○安武洋子君 おっしゃる通りに、改正を早くやっていたらいいんですけど、どうしても賃機業者が不利になります。時間のたった最低工資というのが基準にされてしまうからです。播州の産地の最低工資は五十二年の七月に決められております。現在では実勢工資と非常に隔たりが多いわけですね。ちょっと例を申し上げますと、これはヤール当たりですけれども、ギンガムですと五十二年の七

月は三十二円です。そして五十四年の三月の実勢は四十三円から四十七円で五十二年七月六十二円です。それからドビークロスで五十二年七月八十五円というところでこれは二十円の差が出ております。それからジャカードでは五十二年の七月八十円、五十四年の三月の実勢で百五十円から百二十円まで四十円の差。それからドビー朱子のハンカチで七十五円です。五十二年は、それが五十四年の三月の実勢は百五十円ということで、これも四十円の差が出る、一例を申し上げましたけれども、実勢との格差が非常に大きいわけなんです。ですから、私は特段の措置がいま必要ではないかというふうに思いますが、その点をお伺いいたします。

○説明員(花田達郎君) 一般的に申し上げますと、最低工資でございますので実際の工資がそれ以下はあつてはならないのでございますけれども、上があるということも間々あることでございます。ただ、最低賃金を決めましたときに調査いたしました工資の実態から動くということになりますと、御指摘のとおり実効を失うということになりますので、そういう場合には速やかに改定したいと存じております。

先生、実例に挙げられました例につきましまして、近々改定のための諮問が審議会の方に労働基準局長からなされるということをお伺いしております。

○安武洋子君 では、それを早急に急いでいただくということを強く申し添えまして、質問を終わります。

○藤井恒男君 なるべく重複するところを避けて端的に御質問いたします。まず、取引の問題について質問をいたしますが、五十一年の十二月七日の織工審の「新しい繊維産業のあり方について」の提言の中で、繊維における流通の改善についてかなり細かく提言がなされておるわけですね。なお、五十三年十一月十七日の同じ織工審の答申の中にも、これを受けまし

て「構造改善事業のための基盤の整備」の中に取引関係の改善について述べられております。もうすでにずいぶんこれは論議され尽くしたことであります。が、繊維産業の場合、川上から川下、そして小売に至るまでその流通がきわめて迂回的であり、しかも非近代的である。それがゆえにかなり中間におけるそれぞれの高次加工段階での適正な付加価値が付与されていない。何とかこれを短絡することが大切であり、そのことはむしろ構造改善事業以上に繊維産業にとって、それぞれのポジションにメリットを及ぼすであらうと思われたい。

そこで、通産省に最初にお聞きするわけですが、繊維取引近代化推進協議会というものが提言の線に沿ってつくられておるわけですが、これまでもどのような動きをし、どれほどの実効を上げておるか、まず、このことについてお聞きいたします。

○政府委員(栗原昭平君) 五十一年の提言にも触れられておりますように、繊維の取引流通近代化推進協議会というものが五十一年に設置をされまして以降、繊維取引憲章の制定、特にその中でも書面契約の推進といったことに力を入れてまいっております。さらに最近におきましては、地域別、業種別に、たとえば毛製品なら毛製品というようなものにつきましましての取引改善指針といったようなものを検討しております。少しずつ具体的な地域別、業種別の問題にもアプローチをしようというふうな形で作業を進めておるという段階でございます。

なお、この取引改善につきましては、この推進協議会を通じて、毎年推進月間というふうなものも設けまして、近代的取引慣行の制定というものに努力をいたしているわけでございます。私もどもいたしましては、取引近代化ということには非常に繊維産業におきましては特に古い歴史を持つたかなかなかむずかしい問題でございますけれども、こういった協議会という形での業界の総意を集めた形での場というものを通じまして、取引

改善といった問題に取り組んでまいりたい、かように考えている次第でございます。

○藤井恒男君 きょうは時間がありませんから、私は全体的な繊維の流通の問題は、少し的を絞って染色業界における取引の問題について質問してみたいと思つております。

通産省も把握しておられることだとは思いますが、これは大臣も選挙区が一宮で、あそこには中小の染色業がたぐさんあるわけですから御存じだと思いますが、公取委員長、私がいまから申し上げることが公取として見た場合にどのような問題が指摘できるか、これ一通お聞きします。

まず、この染色の取引の実態は発注者が白生地です、いわゆる原反を染色業界に持ち込みます。そして持ち込んでから、現在時点では大体二カ月ぐらひは染色業者がこれを保管するのが通例です。一たん不況になりますと、それが三カ月ぐらひに延びます。その間、染色業者はその白生地を自分の工場の敷地内に保管せざるを得ない。もちろん、その保管料は一切支払われることはありません。大体二ないし三カ月、長ければもっともなりますが、その後染めについての指図書が来るわけですが、そこで二週間とか三週間かかって指図書に基づいて染色業者がそれを染め上げます。今度染め上がった後、この染めた後の生地です、それはなおその染色会社においてみずから敷地内に保管せしめられる。そして今度は出荷指図書が来て初めて出荷することになり、そのときに代金決済を行う。これがまあ大体中小染色メーカーの取引の実態です。

こうした場合の倉敷料の問題、保管料の問題あるいは決済方法ですね、これは私は優越的地位の乱用だと思つて、しかし現実には、これがもう全国的に行われておる実態なんです、このために業界は泣いておるわけですね。この間にももちろん業界としては労働者に対する賃金を払わなければならぬ、それだけのスペースを確保しなければ発注の機会を与えられない。その土地代ももちろん要るわけですね。

まあこういう不合理なことがあるんだけれども、これについて公取としてはいまままでこれを調べたことがあるか、あるいはこういうことが現に行われたときに、それは最近三越などでいろんな例をごらんになっておられるようだけれども、それらに徴してどのように判断するかお聞きしたいと思つております。

○政府委員(橋口收君) いまお話ございました染色業者と発注者、主として商社等との関係であらうかと思つておられますが、われわれ従来下請関係のありまですケースにつきまはいろいろ調査をいたしておりますし、それから下請代金支払遅延等防止法は従来はどちらかと申しますと、支払い条件とかあるいは決済条件を中心として行政をやつておつたわけでございますけれども、この二、三年円高に伴うものもろの問題の一環として、支払い条件の問題とか決済条件の問題ではなくて、実際の取引の条件の問題についての下請業者からの苦情というものが大変強く公取に訴えられておるわけでございます。そういう観点から私も行政の重点を漸次実際の契約の取引の状態、条件について移しておるわけでございます。いろいろな調査もいたしておりますし、昨年の三月にはそれらの調査に基づきまして、関係団体に対してはそれらの調査に基づきまして、関係団体に対しては通達を出しておるわけでございます。その主な内容を申し上げますと、第一には、取引条件の書面による明確化という問題でございます。それからあと、いわゆる一般的な慣行として歩引きという制度がございます。これを廃止するべきであるというところを言っております。そのほか第三点としましては、不当返品とかあるいは不当値引きの廃止ということをおつたわけでございます。これは繊維製品全般についての問題でございますが、主として絹織物を中心とした問題でございます。なかならずおつしやいますような染色業者との間の問題につきましてもこの原則はそのまま妥当するというふうに考えております。

ただ、おつしやいましたような事例、たとえば本来であれば発注者が保管すべきものを染色業者が保管させられるといったような問題につきましては、これは何よりも取引条件の書面による明確化ということが一番大切ではないかと思つておるわけでございます。やはり従来、ともするとおつしやりました契約書による契約ではなくて、事実上の話し合いによつていろいろな取引が行われておる。その中におつしやいますような、いわゆる不公正な取引方法というものが介在する余地があるわけでございます。これが親事業者と下請事業者との関係であれば、これは下請代金支払遅延等防止法によりまして、たとえば受領の遅滞であるとかあるいは不当返品であるとかあるいは不当値引きであるというようなことで取り締まりができるわけでございますが、仮に親会社と下請事業者の関係がない場合には、これは原点に戻りまして独禁法による不公正な取引に該当するかどうかという問題になるわけでございます。私どもとしましてはいわゆる強者と弱者の力のバランスをとるといふことが独禁政策の最大の眼目の一つだということに考えておりますので、そういう事態につきましては実際の現実の姿というものをよく把握をいたしまして、また必要があれば調査もいたしまして必要な措置をとりたいというふうに考えておるわけでございます。

○藤井恒男君 だから、いま私が挙げたような例が現にあった場合には、これは不公正な取引ということになりませんか。いま挙げたような、先ほど私が申したような例が現にあった場合には、  
○政府委員(橋口收君) その点は、いまもちょっと申し上げたわけでございますけれども、たとえば書面による契約としておつしやると、それに内容のことが明確にうたわれておると、それについて染色業者も同意しているということになります。これはなかなか厄介な問題があるのではないかと感じました。ただ、契約になつておりましたも、明らかに優越的地位の乱用行為であれば、これは当然対象になるわけでございます。

から、契約書があればいいという意味ではございませんけれども、仮に契約書に明らかになつておるといふことになりまして、これはちょっとむずかしいのではないかと感じました。しかしながら、恐らくはそういうことがはつきり契約にうたわれておるわけではないと思つておる。仮に契約にありましても実態に即して明らかにか強者と弱者の間のバランスがとれていないというところであれば、これは当然独禁法の問題として検討する余地は十分にあるんじゃないかと考えております。

○藤井恒男君 書面契約というものを促そうと努力しても、なかなかそれができないというのが実態なんです、書面契約があるなしの問題でなく、実際の商取引、それが弱者が本来泣いておるんだけれど、相手が強者なるがゆえに、受注機会を確保するがために泣かされておるといふ状態が現にあるわけだから、だから支払遅延防止法にしても本人が申告しなかつたら何にもないということでは公取の存在価値もない。だからこの辺のところはよく調べていただいて、いまおつしやる委員長のお話では、これは十分検討の余地がある、あるいは疑わしい問題だということなんで、一遍これは調べてもらいたい。いづれにしても出荷主義です、現金決済が出荷主義、現金じゃない、これは全部手形なんだけれど、その間かなりの時間眠っちゃうということになるわけですから、それを強いられておるといふことに解していただきたいと思つております。

それからいま一つ、染色業界で同じようなことが言えるんだけれども、先ほど言ったそれで出荷すると、商社が再び染め上がった反物を買ひ取るわけですね。買ひ取つてその後これをアペレル、縫製業者に持つて行つてその後これを縫製させるわけですね。再び商社がそれを買ひ取つて問屋を促して地方に卸していく。そこで売れなかつた場合に、もうすでに縫製品になり上がつて売れなかつた場合にこれを返品する。その返品も染色クレームとして返品しておる。これは私は明らかにいわゆる強

から、契約書があればいいという意味ではございませんけれども、仮に契約書に明らかになつておるといふことになりまして、これはちょっとむずかしいのではないかと感じました。しかしながら、恐らくはそういうことがはつきり契約にうたわれておるわけではないと思つておる。仮に契約にありましても実態に即して明らかにか強者と弱者の間のバランスがとれていないというところであれば、これは当然独禁法の問題として検討する余地は十分にあるんじゃないかと考えております。

者と弱者の取引の問題に該当すると思ひます。なぜならば、本来決済して受け取った場合には、おのれの責任において染めの検反をすべきであつて、受け取つて次の段階の縫製業者に回しておきながら、それを売れないからといって染色クレームをつけるというのはこれは言語道断だと思ひます。しかし、これは現にあるわけですから、こうなつた場合には有無を言わさずに公取の管轄の問題になると私は思ひますけれども、どうでしょう。

○政府委員(橋口收君) 先ほど申し上げました繊維製品の取引の公正化という問題をとり上げておきながら、一番どこがその状態に置かれておるかというところを検討したわけでございますけれども、やはりおっしゃいますように最後のしわは染色業者が寄るといふことがまゝあるわけでございます。さつきも申し上げました難引きという制度は、いわば染色業者を泣かせるためにある制度だといふふうに申し上げてもよいが、いざいざいまして、本当にちよつとした染色のぶれ等で染色業者に責任を転嫁する。いまおっしゃいましたように、縫製品になつてなおかつそれが売れ残つた場合に、染色業者まで戻つてくるといふような形態もまゝ散見されるわけでございます。これはどう考えましてもおっしゃる通りに業者の地位の乱用というふうに普通考えられるわけでございます。さつきもお話ございましたように、やはり具体的な事実につきましまして、できれば御教授いただきまして、わが方としては積極的に調査をした上で一番いい方法で問題を解決するように努力したいと、こう考えておりますので、こういう席でなくて結構でございますから、具体的な事実についてひとつ御教授いただきたいと思ひます。

○藤井恒男君 大臣、大臣の選挙母体ですよ。だからよく大臣も調べられて、これは一定の基準を何かつらなかつたら、それはお互い得心してそれでも商売しておるんじゃないかといつたらそれだけのことなんです。だから、現実に繊維産業

全体について幸ひ少し薄日が差しておる状況だけれども、染色が一番泣いておるわけですね。その染色に常にこの問題が起る。そして好況の谷間に常に染色がある。いまいみじくも委員長おっしゃつたように、常にしわが寄るわけですよ。付加価値も、本来一番つくべき付加価値のボジションにありながら、メーター何ほつという請負加工賃でしよう。だから、私はこれせつかく提言に沿つて推進協議会というこのための制度もあるんだけれども機能してない。だからこれは大臣ひとつ警告でも出して、そしてその辺一掃洗つて、公取で罪をつくるのが目的じゃないんだから、適正にその品物が合理性を持って流れるように特段のひとつ督励をしていただきたい。いかがですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 全く御指摘のように、これは非常に古い商習慣でここへきておるんですね。しかも、いま繊維取引近代化推進協議会で話し合ひがなされておるうちに、一定期間を経過したものに付いては保管料を取りますと言つと、それはどうぞ御自由、よそへ行きませうからというわけで、中小染色業者といふものは泣き寝入り状況ですね。それから、従来が先ほどからお話になつたような習慣でできておるものから、これがあつたやうな業者のあきらめのようなものもあるわけですね。これはいけませんね。ですから、十分私どもも配慮をしたいと思ひます。特に、こういうだんだん多少明るみが増した時期にこそ、そういう古い因習を改めていくチャンスだといふふうに思ひますので、十分そのあたりは配慮したいと思ひます。

○藤井恒男君 委員長、結構です。またひとつ具体的問題で……。それじゃその次に、輸入問題について少し私の考えも申し述べながら御意見を承りたいと思ひます。ただけれども、最初に、昭和五十三年五月十一日に繊維需給協議会が五十三年度繊維需給見通しと中間実績を発表しておるわけですね。この輸入に關して見通しと実績が大きく狂つておる。つまり、輸

入が見通しより大幅にふえておるわけですね。これはどうしてこういうことになつたのか、この辺はその原因をどのように見ておるのかお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(栗原昭平君) 五十三年でございますが、前年輸入が、前々年に比しまして、ほぼ横ばいの後を受けまして、御承知のように輸入が急増をいたしましたことでございます。その結果といたしまして、ただいまお話のございました五十三年度の見通しとの間にかなりの乖離を生じたということかと思ひますが、これは直接の原因としては二つ挙げられようかと思ひますけれども、まず一つは、やはり繊維全体の需給がかなり縮まりました。これは好転をしたということが第一挙げられようかと思ひます。それから第二点といたしましては、やはり昨年一年間を通じての急速な円高という過程におきまして、輸入について非常にいろいろな面でメリットが生じてきた、これが繊維の輸入増加に非常にあつて力があった、この二つの点が特に昨年にあつて輸入が急増したといふことの背景にあつたかと思ひます。

○藤井恒男君 実は私はそれは見ないんです。それは一つの証拠として韓国の例を取り上げますと、一昨年韓国はみずから合機設備の新増設を禁止したわけですね。ところが、その後国際的供給過剰に対して解消策としてこの増設をストップしたわけなんです。こいつを解禁したわけですよ、昨年。なぜそれを解禁したんだらうかというところになると、私はやっぱりE CのM F Aの交渉をめぐつてM F Aそれ自身の延長交渉が難航したからで、E Cとしては合理的な逸脱という形で韓国、香港に対して伸び率の削減、カットバックを強制するわけですよ。現実にこれを見越して、結果的に、昨年暮れ。それを韓国が見越して、しかも日本で構造改善を進める中から需給が整つて、商品市況がいま局長がおっしゃつたやうに回復してきた。その市場転換を日本に諮つておる。ちよつどそれは軌を一にしておるわけですね。この辺の、私の言うような見方というのは

余りにもこじつけになるんだらうかどうかですね。私はきわめて常識的に見てそうなつておると思ひます。急に紡績設備を九十万錠ぐらひ増設しておるし、そして総合対策を策定して積極的増設をやらし、それに対して優遇措置を与え、そして韓国の政府、業界が一体となつて日本の市場に的をしほつてやつておるわけですね。そのために軒並みに二ないし七倍に輸入量が増大しておるわけですね。この事態をどう見るかですね。いかがでしょう。

○政府委員(栗原昭平君) 韓国が現在輸出振興を旗印にいたしまして、官民一体になりまして繊維も含めて輸出の振興を図つておるといふことは先生御指摘のとおりかと思ひます。これがE C、アメリカ等とのM F Aの強化に伴いますわが国へのシフトであるという見方も、あるいは当然一つの見方として成り立ち得るといふふうには思ひますが、それにいたしまして、やはりわが国におきます市況の好転あるいは輸入についての円高メリットといったような点がこれ大いに加速しておるというふうな事実、その他やはり全体としての低価格といったような問題も含めまして、そういうものの総合的な反映であらうかといふふうにかつておる次第でございます。

○藤井恒男君 いま局長おっしゃつたやうに、E Cあるいはアメリカあたりの締めつけに対する輸出市場の日本へのシフト、たまたまシフトしても、日本で商品がだぶつておるような状況なら何もシフトしませんわね。たまたま市況が回復してきた、なぜ回復したのかと言へば、それは操短によるものであり、人員整理によるものであり、大変な政府も援助し、業界もみずから出血しながら市況回復に努めたわけでしょう。だからこつちシフトしてきた。しかもそれは業界のあるいは産業の自然の流れではなくて、韓国政府によるいわゆる援助措置です。国策として持つてきておるわけですね。こういう状況を普通の状態と見持つ者ですよ。先ほど大臣は輸入規制の問題につ

いて御答弁なすって、市場攪乱という立証は非常にむずかしい。局長も衆議院の商工委員会と同じようにおっしゃっておる。ところが、いま言った状態、これはどう見るのか。さきに日米繊維戦争と言われたとき、わが国はアメリカに泣く泣く二国間協定を結ばされたわけなんだけど、そのときのわが国とアメリカとの関係、果たしてわが国がアメリカに輸出しておる輸出内容が、輸出の実態というものがアメリカの特定品目について被害を及ぼしておったかどうか、われわれはこれは反対したんだけど、政府は強引にこれを押し切ったわけなんだけど、たとえばアメリカはわが国に対して昭和三十六年のS.T.A、三十七年のL.T.A、早くから日本の対米輸入を規制しておったんだけど、そのときの化合織の輸入量はアメリカの国内消費量に対して一・六%ですよ。そしてその後一番ふくらんだときでも六・二%ですよ。それで、そういう状況にありながら、わが国に対していろいろな制度で二国間協定を結んでおるわけでしょう。わが国の現在の輸入量というのはいま申したように二ないし七倍です、特定品目について。そしてわが国のしぼらくの間の倒産件数なんて目を覆うばかりのものでしょう。先ほども御質問があったけど、四十三年九月から五十二年四月までの間、繊維産業で職を失った人間は二十三万三千五百四十四名、二三・八%の減少でしょう。ひどいところなんかになると、化学繊維なんていうのは五〇・五%減ってますよ。半分ですわ。そういう状況をもってしてもなお大臣はわが国に被害がないというなら一体どういふときに被害があるんだらう、何だということになりますよ。どうなんですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 私は被害がないとは決して言っていない。被害があることはもう現実によく理解しておるつもりであります。アメリカとの場合はあの場面でも繊維がたまたま交渉の対象になったわけでありまして、高度成長を遂げながら大変な日本のやっばり対米貿易におけるインバランスがあった、そこで繊維製品について目を向

けられた、必ずしもあの当時日本の製品ばかりがアメリカ市場を圧迫したんじゃないかと、むしろワングラブラスその他中進国の製品が相当アメリカ市場を圧迫したことは、これはもう御承知のとおりでございます。ところが、貿易インバランスに基づいて繊維製品がやはり交渉の対象になった、ちょうど今度のガットに基づく政府調達コードを決めるに当たって、電電公社の調達物資の開放などが狙い上がったと同じような傾向があったことは否めないと思いますが、もちろん内容的にはそれぞれ違った事情がありますが、大まかに言えばそういう背景があったというふうに私ども理解しておるわけでありまして。そういう場合に、いましからば韓国を取り上げてみましても、昨年、一昨年ともに三十億ドルないし五十億ドル近いわが方にインバランスがある、赤字があるというところのためになかなかこれを規制しにくい状況にあるというところをここで御答弁申し上げてまいったわけでありまして。しかし、極端に市場を乱すようなものが多量に入ってくるというようなことになれば、これは状況をきい注視いたしまして国内の業者に行行政指導をする、あるいは韓国側にも申し入れをするなど方法はないわけではありませんが、現在の状況では相当むずかしいということをお申し上げておるわけでございます。

○藤井恒男君 これは大臣一遍よく勉強してもらいたいんですがね、私は日韓議員連盟の幹事としてことし二回韓国へ行きまして、韓国の国会議員の諸君と討論してきたんだけど、日本と韓国との貿易がインバランスである。なるほどそうだけども、日本が韓国に輸出するものによって韓国に失業を来しておるか。一つもないですよ。そのために韓国の経済成長は著しく外貨を獲得して韓国の産業は栄えておるんですよ。その見返りとして入ってくるのは繊維でしょう。そのために繊維産業は大変なダメージを受けておる、これはもうだれでも認めることですからね。しかも、そうやって入ってくるものが韓国政府によって輸出優遇制度を持ち、政策的な価格決定を行っておる。こうな

ってくると、要するに、わが国で構造改善を行って、価格競争力をつけよといっても、この輸入品との競争に對してこんな構造改善やっただけで勝つてこないですよ、国策として持ってきておるんだから。どうしようもないですよ、これ。結局その論をエスカレートしていけば、日本の繊維産業というものは国際的な水平分業の中でつぶしてしまえということに極論すればつながらるんですよ。それでいいのかわりかという問題ですわね。だから、大体世界のどの国にあつても、どの国も自由貿易は認めておる。わが国ももちろん認めておる。しかし、そういう中にあるわが国は例外だ、それは必然的に先進工業国と発展途上国との間には交錯するものなんだと、だからこそガットのもとにM.F.Aという制度が設けられておるわけなんです。そして、工業先進国が全部それを適用しておるんでしょ。ところが、私は日本は単細胞だと思つておるんですよ。わが国は自由貿易なんだから、自由貿易を志向する日本が輸入規制するのはおかしい、そんな論理は一つも成り立たぬですよ。だから、問題はM.F.Aも言うごとく、その品目について明らかに市場を攪乱し、あるいは攪乱するおそれがあるその品目については、ガットの精神に基づいて二国間協定を持つべしということなんです。だから、わが国が輸出しているもの、たとえばわが国がアメリカに弱電を輸出する、あるいは鉄鋼を輸出する、そのことによつて鉄鋼なり弱電が失業者を招くというんであれば、それはわが国が自主規制するとき状態にある。

しかし、わが国は繊維製品もなお輸出産業じゃないか、みずからも輸出しておりながら輸入規制するのはおかしいというけど、しかも、わが国が繊維製品を輸出することによって、相手国がその立証があるのかと、あれば自主規制したらいい。また現にわが国はその意味において過去も自主規制はしてきた。だから、輸出産業であろうとも品目によって現に被害があるなら、その品目について輸入規制をガットの精神に基づいて取り行うこと

は何もおかしくない。それは国際的に認められておるところなんです。しかるがゆえに、私は各党の御同意をいただいて五十二年十月二十日の本院商工委員会に附帯決議、特別決議をしておる。これをよもやお忘れじゃないと思つておるんですよ、これは院の決議ですからね。だから、輸入急増によって被害を受けている品目について、M.F.Aに基づいて二国間協定の締結を促進する、あるいは繊維品輸入関税の国際水準を引上げを図る、輸入関連業界に對し政府の行政指導を強化し、輸入の秩序化を進める、繊維輸出国の政府、業界に對しわが国繊維衣料産業の現状、雇用、失業の実態を訴え、理解を求める、この趣旨に基づいて、

最近における繊維製品の輸入の急増が構造不況下にある繊維関連産業に与えている影響にかんがみ、速やかに適正な対策を講ずるよう検討すること

この付帯決議をつけておるんですよ。これは全く無視しておるんですよ。提言にもきちっと書いておるんですよ、織工審の提言にも、秩序立てて。これも無視しておるんですよ。だから、需給貿易問題に関する委員会が持たれたって一回しか会議開いてないでしょう。何にもやってないんですよ。はたらかなんてですよ。これで大臣がいま答弁されるようなことというのはこれとんでもない話で、大臣のこれは所管事項ですからね、だからこの辺はやっばり所管大臣として、しかも繊維産業、選挙地盤でしょう。これはもつとはつきりしなきゃだめですよ、それは。どうなんですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点はよく私も理解しておるつもりなんです。しかし、日本が現在、韓国一国をとってみましても、その貿易インバランスの額の大きき等々から見ても、なかなか問題がある。それで、これはやっばり全般で判断するわけですから問題があると思つておる。それから、七八年は大変な輸入急増であったわけでありまして、先ほど来生活産業局長もお答えしておられますように、これが果たして本年も統



くであらうかという点については多分に疑問もあるわけでありまして、まだ規制措置をするというのにはいささか距離がある。したがって、そんなことを言えば日本はつぶれてしまうんじゃないかという御指摘は私も痛いほど、おっしゃる通りに選挙区を控えておられますだけに、よくわかりました。したがって、やや遅きに失したが、やはり付加価値の高いもの、知識集約型のものに日本も転換をしてみたいと、これはたゞえきよう制限をすることができても、あすの日にはもうやっ立っていけない産業になってしまふ。したがって、この好況感のある今日の時代のうちにせひひとつ付加価値の高い知識集約型の製品をつくるような努力をしてみたい。これはやっばりどうも求められておるというふうにも思ふのであります。先ほどもお話の出ておりましたジョーゼットなど、ああいったものならば十分競争にたえるし、世界の市場からも進んで輸出を求められておる。ですから、そういう努力をやはりこの機会にやらなければならぬので、ただ規制をして安易につくというところで当面は糊塗することができても、それでは、わが国の繊維産業の将来という長期視点に立てば、やっばり自主努力が必要だと考えます。それができるだけわれわれ担当省において、側面協力をし、指導の誤りなきを期したい、こういうふうにも考えます。

○藤井恒男君 これは時間がないからまた後で次の委員会でひとつ大臣と少し討論してもらいたいと思ふだけ、ガットのものとMFAというものができたのは、発展途上国における工業化の初歩的段階が繊維産業に集中する、そして先進国との間に必ずこれは交錯する、しかも交錯するんだだけ、そこに先進国といえども、あるいは発展途上国といえども、やっばり繊維産業というものは、いかに知識集約化を図ろうとも、膨大な労働者がそこに存在する。だから、社会問題だ。アメリカでもそうだったんでしょ。アメリカでも日本に——沖繩との関連があったかもしらぬけど、やっばり社会問題化する。それが政治問題化していつておるわけですよ。わが国もこれ同じなんです。いまでも現に二百七十万人繊維で飯食っておるわけでしょう。だから、それは代替品にかえて、代替品にかえて、おまえらやめちまえというわけにいかぬのですよ。だから、政治家はそこを見なきゃいかぬ。しかもそれは産地性を持つておる、零細である。われわれが言っているのも、現在そういう状況ではないから、構造改善によって高付加価値の品種に転換して、いこうと、あるいは産業それ自体も縮小し、または場合によっては業種転換も図らうと。そこで出るはみ出し人間については、別な職業訓練をして、そして雇用保険制度を適用してそして路頭に迷わぬようにしよう。これらの一連の措置を講じておる時期ですよ。要するに構造改善を行う目標年度までの間ですよ、永久じゃないんですよ。いま一生懸命韓国のこと香港のこととも思ひ、あるいは台湾、中国のこととも思つて、こつちは自分の体を変えてつて、全部じゃないですよ、その品目についてではもつとオーダーリーにやつたらどうですかということが、私は何も自由貿易主義を阻害するものではない。元来、世界全体がフリーマーケットではないわけですよ。フェアなマーケット、要するに友好競争しなさいやないことなんだから。フリーを阻害するんじゃないですよ、フェアにいさましなさいやないことですよ。そのためのフェアなルールというのがガットにおいてMFAといふルールが決まるとなるんだから。それだつてE Cは破るわけでしょう、合理的な逸脱だ。われわれはそんなこと言つてない。そのルールに基づいて、センチティブな品目についてその間一定期間これはひとつあんなのところ待ってくださいよと言ふことは、一つもおかしくない。私はそう思う。まあ大臣の答弁にまわかに出てこないと思ふけど、また次の機会にこれはやりますから、ひとつ御検討いただきたい。残念ながら時間が来ましたのでこれでやめます。

○国務大臣(江崎真澄君) 御意見はよく承りました。どうもありがとうございます。

○柿沢弘治君 藤井委員からの大演説もありましたし、(笑声)もういろいろと質問が出ておりますので、最後ですから若干法律について伺つていきたいと思ひます。大臣もし所用がありましたら……。

○国務大臣(江崎真澄君) ちょっと恐縮です、それじゃ……。

○柿沢弘治君 まあ私も繊維工業の構造改善臨時措置法の延長ということに基本的に反対ではございませぬけれども、考え方をひとつ確かめておきたいと思ふわけです。

現在の法律ができました四十九年までは、特許法によるいわゆる横型の合併、統合というものが繊維の構造改善の基本的な姿勢だと思ひます。それが現在の法律によって異業種提携とか垂直統合という考え方が取り入れられて、法律的にいろいろと基本となる考え方が変わったわけですが、けれども、その段階でなぜ異業種提携、垂直統合、縦型を中心に考えていきたかというふうにお考えになったのか、そのときの経緯を伺いたしたいと思います。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘のございましたように、昭和四十二年の特許法の時代におきましては、国際競争力の強化という観点から、主として同業種間の横型の設備の近代化、合理化ということをねらいにした構造改善が行われてきたわけでございませぬ。しかしながら、その後四十年代の後半に至りましては発展途上国なり中国の輸出市場あるいは国内市場におきます統合といたものがだんだん激化を遂げまいりました。私どもがその時点で考えましたことは、結局特にこの十兆円に及ぶ国内市場というものを中心に物を考えていけます場合に、現在の消費者のニーズというものが、よく言われます高級化、多様化、個性化する、そういう消費者のニーズに即したような品物をつくっていくことがやはりわが国内市場を確保するゆえんではないかと、まあこういう考え方に立ちまして、知識集約化ということ念頭に置きまして縦型と申しますか、異業種間連携と申しますか、そういう形での知識集約化路線というものを中心にいたします構造改善を四十九年度以降実施をいたして来たわけでございませぬ。まあこの方向は、昨年十一月の織工業、産構審の答申の際にも議論をいたしましたけれども、基本的な方向としてはやはりこれは間違いないかという点に相なつておるわけでございませぬ。

○柿沢弘治君 まあ縦型の構造改善というものに四十九年から方針を変更したわけですが、しかしこの五年間の実績は必ずしも芳しいとは言えない。もちろん、それは石油ショックその他さまざまな外的条件があったと思ひますけれども、縦型の異業種間連携、垂直統合というものを政策的に助成していく、それによって繊維産業を振興していくという考え方が、政策としてなかなかむずかしい面があるんじゃないだろうかという気がするわけです。つまり、横型でございませぬという規模の拡大、それに伴う生産性の向上、コストダウンという、非常に古典的な意味でのコスト効果がございませぬけれども、縦型の場合、しかもそれが高付加価値化、知識集約化ということになりませぬとかなかなか政策の粗上りにくい。まあある意味ではハードではなくてソフトの面ということになってくるわけですが、その点、どうも今後ともこの法律の政策効果というものが、どうも疑問を持つわけですが、過去五年間で一体異業種提携はどのくらい行われ、計画に對してどのくらいの達成率だったんでしょか。

○政府委員(栗原昭平君) これまで五年間の構造の進捗状況でございますが、構造改善計画、これは一般の計画でございますが、につきましては、この五年間に件数として五十六件、参加企業としては三千三百七十六社ということに相なつております。またこれ以外に、小規模企業者を中心にして

て行われます施設共同化事業計画につきましては十九件、参加企業をいたしまして千五百四十四という数字に相なっております。この件数あるいは予算の使用実績等を見ました場合に、特に予算との対比におきましてはかなりの使い残しを毎年見ておるといふ状況でございます。私もどもどもも満足すべき達成率であるとは考えておりません。

○榊沢弘治君 大体、予算で計画した金額の三分の一ぐらゐり聞きまして、そんなところでございますか。

○政府委員(栗原昭平君) 二、三割、三分の一、その程度の数字でございます。

○榊沢弘治君 まあ今度はその縦型だけではなかなかむずかしいということで、改めて産元、親機等を入れて横型的なものを含めていくわけですが、そういう意味では、また特設法時代への逆戻りというふうな考えられようか、それとも縦型の基本的な方針というのは変わっていないというふうな考えでいらつしやるわけでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘のありました後段の考え方でございまして、私もどもどもとしては、縦型の際に考えました情報収集機能あるいは商品開発機能といったものを中心にしました異業種間連携と申しますか、そういう考え方に基きます知識集約化路線というものを考え、変えるつもりはございません。ただ、一部同業者のグループの中でもそういう知識集約化の機能を備えるようなグループがあるならば、それを排除する必要はない。むしろ、そういう情報収集機能なり商品開発機能を持ったグループづくりが同業者の中でのグループにあるとすれば、それは取り上げていってもよろしいのではないかと。まあそういう意味で、今回横型の一部のものも対象に考えていくということでございます。全体として、考え方には変わりがあるわけはございません。

○榊沢弘治君 まあ変わりがいいということになります、従来の方針の踏襲で、それを幅を広げたいというふうな考えられるわけですが、それで果たして今度大丈夫だ、現在の法律のようない形で計画に対して達成率が二、三割だということにはならないでうまくやれますという自信はお持ちでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) この知識集約化路線、これはなかなか簡単なものではないということも私も十分承知しておりますけれども、やはり一つにはこれからの内外情勢、特に繊維をめぐります内外情勢は先ほども御指摘のありましたように非常に厳しいものもございまして、そういうことを踏まえて、これ以外に繊維産業として本間に存続していく道はないんだという意味での業界内の認識というものが最近きわめて高まっております。またかたがた先ほど下条委員からもお話をございまして、業界の景況全体も設備処理率その他の進捗も踏まえて基盤づくりができておると、こういって少しくなつた時点にこそ前向きな構造改善が初めに行われるという条件が備わるというふうにも考えられます。そういう業界内での動き、客観情勢の好転、こういうことも含めまして、さらに制度上の改善等もあわせ考えますと、私もどもどもとしては、今回はひとつ新しいこの形での構造改善というものを業界のバイタリティーによって実行していただけるようになるのではないかと、そういうふうにお考えをわけでございます。

○榊沢弘治君 そうしますと、件数的に、もしくは金額的には、旧法といえますか、現在の法律の規模に対してはどのくらいの規模になるという見通しと申しますか、計画はお持ちなわけでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 私もどもどもとしては、五十四年度予算で二百五十億円という金額ベイスのめどはございまして、件数等につきましての数量的な目標は特段に立ててはおりません。

○榊沢弘治君 二百五十億円というのは五十二年度、五十二年度等と比べるとどのくらいになるわけですか。

○政府委員(栗原昭平君) 五十三年度予算におきましては五百億円の金額でございまして、それよりも、若干今回はこの規模が縮小されております。○榊沢弘治君 私は、通産省の大変御苦心というか、苦勞がとつてもよくわかるんです。というのは、従来の高度成長型の時期の助成策というのは規模を拡大していく、生産設備の合理化を図っていくということでもコストダウンをしていけば競争力がついてきた、助成の効果が上がったということになるわけですが、これからのまさに文化の時代といえますか、ソフトウェアの時代、知識集約型産業の中で、どうやって産業としての競争力を高めていくか、コストダウンを図り、むしろコストというよりも消費者に対して魅力ある商品をつくっていくかということ、従来の政策手法ではなかなか対応できない。その意味で、どうも現在のこの繊維工業構造改善臨時措置法自体が、従来の政策手法の中に何とかしてそういうソフトウェアの助成といえますか、付加価値的なものも、必ずしも政策手法として成功していかない。特に、助成の手法というものが相変わらず低金利の金を貸していくということだけでうまくいくんだらうか、もう少しその点について新しい工夫というのがあるんじゃないか。これは繊維工業だけではなくて、情報関係の機械情報振興臨時措置法の時にも申し上げたんですけれども、何らかの形で全体の通商産業政策といえますかの中で、新しい手法の開発と申しますけれども、それなさいけないかと思つておられるか、その点については生活産業局長の所管の分野を逸脱するかも知れませんが、何か新しい工夫は考えられないでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 非常に貴重な御意見をちょうだいいたしました。私もなかなか現実の政策手法をいろいろ頭に置いて考えました場合に、現在のこの制度というものはかなりよくできていて、制度の一つではないかというふうには実は私自身考

えている次第でございまして、これからもよく御提言の趣旨については検討させていただきますけれども、ひとつこういって方法でいま一たびトライしてみたいと、かように考えている次第でございます。

○榊沢弘治君 その意味では、今度新しく法律の中にいいますか、施策として導入をされます人材育成というものは、その点では新しい手法ということが言えるんだらうかと思つてます。

具体的には少しお聞きしたいわけですが、これから政府が一億五千万、さらに民間の出捐を言つておられますけれども、この民間の出捐について大体めどがついていっているでしょうか。それから、具体的に何をやるかとしていらつしやるのでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) この三億円の基金に基づいて行います具体的な事業でございまして、まず人材育成に必要な情報の収集、分析、提供、あるいはこの人材育成に必要な教材、教育技法、カリキュラムの開発、こういったものに対する調査研究、これは実は民間の人材育成に際しまして共通的に最も現在欠乏している分野であらうかと思つております。一つは人材育成機関とか民間の現在行つております人材育成機関に対しまして講師費用等に係る助成金の交付、こういったようなことがとりあえず頭に置いております具体的な業務でございます。

なお、この民間出捐分一億五千万円につきましては、現在私もどもどもとして、アパレル業界がもちろんメインになりますけれども、これに限らず川上の化合繊維分野あるいは紡績業界、あるいは川中の織布の業界、染色の業界、さらには広く小売業界、流通業界等も含めて幅広くひとつ出捐をお願いしようかと、かように考えておられます。目標達成は可能であらうかというふうには存じております。

○榊沢弘治君 この一億五千万という政府の出資は一年限りですか。それとも五年間毎年出しても

らえるんでしようか。

○政府委員(栗原昭平君) 昭和五十四年度限りという一億五千万でございます。

○国務大臣(江崎真澄君) これはいまお答えしたとおりですがね、私先ほどなたかの御質問にもお答えしたように、繊維工業構造改善事業協会というものに委託し、民間からもということで、人材養成やいろいろな計画を推進するわけですね。その計画がですね、これ実際おこなわれていることだからね。ですから、その実効が上がるということがこの予算措置をしておけるわけですが、相当成果が上がるというめどがつけば、当然これは継続的にまた予算要求していいものだというふうに私も考えております。またそして、繊維業界全体の生きている道がもうここにあるんですね、集約して物を言えれば、ですから、やはりこれは今後とも大いに力を入れたい。局長とも話しておるんですが、ただ構造改善事業協会というものに渡して放しで、さあそつちでやれと言ったって、これようやりませんよ。ですから、この予算を有効適切に使うためには民間の衆知を集めたり、学会の衆知を集めたりして、やり方はいろいろあると思っております。構想すれば一億や三億で足りるものじゃございません。これは大いに力を入れて今後伸ばしていきなさいと私は考えております。

○柿沢弘治君 通産大臣の問題意識というのは私も大変賛成でございます。いま大臣がおいでになる前に申し上げていたのですけれども、従来の繊維工業、特に繊維工業に限らず、すべての産業政策というものは規模を拡大をして、合理化をして、生産性を上げてコストダウンをする。そうすれば必ず競争力がつくし消費者に喜ばれると、こういうことだったわけですが、特織法までの繊維工業もそうだったわけですが、それではもう消費の拡大とか収益の上昇を望めないという事態になっている。つまり高付加価値化、ある意味では文化の時代の中で、どういう形で物に価値、物質的な価値ではなくて精神的な価値といえますか、そういうものをつけ加えていくということにな

つてくると、なかなか産業政策の手法、いままでの手法になじまないわけですね。現在の法律がうまく機能しなかったという点も、もちろん外的な条件が恵まれなかったことがあると思えますけれども、どうも知識集約化、高付加価値化というものに対する助成として、金利の安い金を貸しますだけではうまくいかなんじやないだろうか。ですから、計画に対して実績が二、三割という状況が続いている。今後もしその手法をずっと続けていくのであれば、余り政府から繊維工業に対する援助の手というものは期待できないというふうに事実上考えざるを得ないと思うのです。その意味でもう少し知識集約化型の産業、産業の高付加価値化を進めていく場合の産業政策としての手法というものを思い切つて転換をしていく必要がある。つまり物をでなくて、物に目に見えない価値というものをどうやってつくり上げていくかということですから、一つは人材育成などがそうした手法になるんじゃないだろうかという気がするわけですね。ただし、私が伺いたかったのは、この一億五千万、もしくは三億という金額の中で、これ全部使うわけじゃなくて、その果実でやるわけですから、そうすると三億として二千万ぐらいですか、年間二千万ぐらいになりますか。もう少しになりますか、どのくらいですか。

○政府委員(栗原昭平君) 現在の金利水準を考えると、いま御指摘のような数字であらうかと思っております。

○柿沢弘治君 そうすると、結局これもまた申しわけに何か政府がやっていますというだけになってしまっておそれがある。それで、協会に、まさにお金を渡して適当に使ってくださというところでカリキュラムもやってみなければいけません。このカリキュラムに対して毛の生えた程度のものでできるといふことは、実際に業界にとってああ政府にやっていたらいい。それによってアパレル産業の振興にずいぶんプラスになったという形で、果たして効果が出るだろうか。それから、それによってメリットを受ける、研修を受ける人たち、こ

れによって育成される人材というものが全体の業界の人材の中でごくわずかというのでは、これは衝撃効果もインパクトもないと思うのです。あの程度の数がそうした形で新しく養成されて業界全体に散らばって、業界全体を引き上げる効果がなければいけない。呼び水効果というものはわずかに使ったのではポンプも呼び水にならないわけですね、ある程度の思い切つた金を入れていくということが必要になるのではないだろうか。そういう意味では、実際の呼び水効果として効果の上がる規模というのはどのくらいだということを見通しを立てながらやっていたらいいかと、単に予算折衝の過程で若干つけていただきましたということだと、結局は協会に対する一つの、やりましたよということと、恐るわけですね、その辺はどうでしょう。

○国務大臣(江崎真澄君) おっしゃるとおりだと思っております。それで繊維工業構造改善事業協会の役員が私のところへ表敬に来ましたよ。一にらみしとききました、これは儀礼的なものですから黙ってごあいさつを承っただけですが、あの人たちが任しておいたのでは大した期待はできないなあと考えた。したがって、これは局長を初め、いま通産省のスタッフが中心になってやはり民間の創意工夫を生かしながら、民間はやっているんですから、アパレル部門の研究や開発努力は、ですから、民間はもう相当進んでいるんですよ。したがって、そういうやはり組織の知恵を導入しながらやっていくかなければならぬ。これは私が言う意味は速記録ぐらいは見るとしよから、構造改善事業協会というものは私がみ言わなくともよほど自覚をして、大臣こういふふうになりたいと思つておられるような提案ぐらいをされていいのではないかと。いままでの構造改善事業でこの人たちはずいぶん金使っているんですから、したがってそれぐらいの創意工夫がなければいけません。ここへ傍聴に来るぐらゐの……、来てますか、来てないか。ここへ傍聴に来るぐらゐの熱意と努力がなければ、どんな法律を延長して

も私も政治家の立場から言うならば、これは成果は上がらないというふうに思っています。したがって私はこれ責任感じております。

それから、こういう人材育成という、まず基礎から開拓しようという努力を局長以下の方で協議したことは評価していいと思つて、私は、ぜひ成果あらしめたいと思つて、要らざることをちょっとあなたの貴重な時間をかりてお答えしたわけですね。

○柿沢弘治君 構造改善事業協会のあの人たちに任しておいてはという、あの人たちというのは、通産省の古手のお役人と、こういうことですか。○国務大臣(江崎真澄君) そのようですね。ですから、これはやっぱり努力してもらわなければいけません。政府のこういう外郭団体というものが本当にしっかりしてもらわなければいけません。中には無難な人ばかりではない人もおられるでしょう。おるでしょうが、いま私が例示したように、ここへ傍聴に来るぐらゐの熱意がこういう団体には要るんですよ。そういうことがない。それで国会の審議でもそういう実際に、何といひますかその衝に当たつておられる人たちに質問をしていただいて答弁を求めるといふような、これは参考人という形になりますね、というふうなことになる、もう少し緊張の度合いが高まる。それでないといふとこちらが風よけになって、いわば後輩ですからね、先輩のやはり氣息をうかがいながらガード申し上げるといふふうなことになってはならぬといふことを申し上げておるので、いま直ちにこの人たちがそうだとおっしゃることを言っておるわけにはありませんので、これはよろしくひとつ御了解願いたいと思つておる。

○柿沢弘治君 私確かにポイントだと思つておる、ぜひ通産大臣、そのところは叱咤激励を今後ともお続けたいと思つておるわけですね。私もその点でお伺ひしたかったんですが、政府が出資をする、協会の仕事かふえる、それによってまた理事の数がふえるとか役所のポストがふえるとか、そういうことはいないんでしようか。

○政府委員(栗原昭平君) 役員の増加等はございませぬ。

○柿沢弘治君 そういう意味で公務員のOBのうちの老後の世話をする機関になるというものをつくっていくのでは、これは国民は納得しないと思いません、税金の使い道として必ずしも有効とは言えないことだと思っております、その点はぜひ監督官庁としても御配慮いただきたいと思っております。

それから、先ほど通産大臣からお話がありましたように、まさに民間業界でもこうしたファッション化といえますか知識集約化はどんどんやっているとありますが、それに対してお役所仕事というものが果たして競争力があるかどうか。それに役立つものができるかどうか。書類と何かをふやしてそれで終わりということにならないようにぜひ衆知を集められるような機構をぜひお考えをいただきましたというふうに思います。これは先ほど申しましたように、これからの産業政策の手法、文化の時代、文化産業論というものが言われながら、それに対応する政策手法がどうも開発されていないという点が、日ごろ私も気づいている点でございますし、もちろん当局の方は十分お気づきである。しかし、なかなかうまくその点が発見されないといえますか、新しい政策手法が見出せないというところに悩みがあるということによくわかりますけれども、新しい芽が生まれました民間の創意と工夫、活力を利用しながら、それを伸ばしていくという形をお願いをいたしたいと思っております。

あと、この織工審の答申の中で、新法を取り巻く基盤といえますか、背景として幾つかの問題が取り上げられております。先ほど藤井委員から指摘されました取引改善の問題、これも私伺いたかったんですが、先ほどお話が出ましたので、一つだけ伺っておきますが、この中で

織維工業構造改善事業協会の債務保証制度の充実等を検討  
するとありますけれども、この点については何ら

かの施策が考えられているんでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 今年度特に拡大したことはございませぬが、昨年度保証基金の増額を行っておりますという事実はございませぬ。

なお、この取引改善に関連しましての信用保証でございますが、たしか三十四億円の保証実績がございまして、取引改善に関連しまして共販事業を実施いたしますか、そのほか取引関係の改善の関係の資金需要に対しまして、信用保証協会として保証しているという実績はございませぬ。

○柿沢弘治君 それからだんだん話が小さくなるかもしれませんが、小規模事業者に対する技術指導事業補助の充実というのがございませぬ。この答申の中でも、  
小規模事業者が、製品の高級化、品種転換等に円滑に対応していただけるよう、商工組合等による技術指導の推進を図る。  
とございませぬけれども、この点について、これがこの一億二千五百万の予算と考えてよろしいわけでしょうか。それは従来のベースに比べてふえているんでしょうか。それとも同額なんですか。対象、中身の充実が図られているんでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) この技術指導の関連の予算でございますが、名称といたしましては織維工業振興指導費補助金という名称でございまして、今年度の予算といたしましては七千七百万という内容になっております。これは昨年度よりも約四百万ほど増加になっておるといってもいいと思います。内容といたしまして昨年と異なっております。従来、巡回指導方式分としてだけ考えられておりましたものに対して、今回は特にアパレルにつきましましては、講習会方式ということで、各産地ごとに技術に關しましての講習会を行うという形での予算が若干追加をされているという点か新しい点でございませぬ。

○柿沢弘治君 この辺についても、むしろいろいろと充実強化といえますか、新しいアイデアをつけ加えていただけたらというふうに思います。そうしますと七千五百万というお話でしたけれども、この通産省からいただいた一枚紙の方で「④ 小規模事業者に対する技術指導事業補助の充実等」一億二千五百万とございませぬけれども、この一億二千五百万というのはまた別なんですか。

○政府委員(栗原昭平君) 技術指導に限って申しますと、ただいま申し上げました七千七百万がこの内数として入っております。そのほかの金額は事務的経費等が残っております。

○柿沢弘治君 輸入の問題は、藤井委員がお触れになりましたので、私も伺いたかったのでありますが、御質問がありましたけれども、昨年、一昨年と行われてまいりましたメリヤス、くつ下、絹製品その他の設備廃棄の問題、これは順調に計画どおり進行しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 中小企業振興事業団の設備共同廃棄の実施の状況でございますが、繊維に關しましては昭和五十二年から四業種、これは絹織物、くつ下、綿スフ織物、化紡織長繊維織物、この四業種、それから昭和五十三年度からさらに追加をいたしまして十二業種、現在十六業種の共同廃棄事業を行っております。これにつきましては、おおむね二割前後の過剰率を頭におきまして、その廃棄を行うということが主たる内容になっております。この実施の状況については、たとえば絹織物等については八十数%の計画に対する実行率であったと思っております。それから、綿織物につきましてはやはり八〇%前後の遂行率であったと思っております。その中で若干おくれしておりますのが化紡織関係の織物の廃棄が現在遂行率が五割前後というふうにおくれしております。これはやはり北陸産地等におきまして現在の産地の好況と申しますか、そういう実態を反映しまして若干おくれしておりますこととございませぬが、全体としてはおおむね順調に進んでおるといふ

うに考えております。

○柿沢弘治君 そうしますと、今後この構造改善事業のための基盤整備として、さらに設備の廃棄をする、もしくは縮小するというような業種はない、一応終わったというふうに考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 現在、若干の業種が新しく手を挙げてこの共同廃棄事業を行いたいという申し出もございませぬので、それについて検討いたしておるといふ状況でございませぬ。

○委員長(福岡日出磨君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(福岡日出磨君) 参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。  
織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案の審査のため、次回の委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと認めます。  
なお、その人選等の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後五時十八分散会

九号(第二二五〇号)(第二二五九号)(第二二六〇号)(第二二六一号)(第二二六二号)(第二二六三号)(第二二六四号)(第二二六五号)(第二二六六号)(第二二六七号)(第二二六八号)(第二二六九号)(第二二七〇号)(第二二七一

号)(第二二七二号)(第二二七三号)(第二二七四号)(第二二七五号)(第二二七六号)(第二二七七号)(第二二七八号)(第二二七九号)(第二二八〇号)(第二二八一号)(第二二八二号)(第二二八三号)(第二二八四号)(第二二八五号)

(第二二八六号)(第二二八七号)(第二二八八号)(第二二八九号)(第二二九〇号)(第二二九一号)(第二二九二号)(第二二九三号)(第二二九四号)(第二二九五号)(第二二九六号)(第二二九七号)(第二二九八号)(第二二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)

(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)(第三一一号)(第三一二号)(第三一三号)(第三一四号)(第三一五号)(第三一六号)(第三一七号)(第三一八号)(第三一九号)

(第三二〇号)(第三二一号)(第三二二号)(第三二三号)(第三二四号)(第三二五号)(第三二六号)(第三二七号)(第三二八号)(第三二九号)(第三三〇号)(第三三一号)(第三三二号)(第三三三号)(第三三四号)(第三三五号)

(第三三六号)(第三三七号)(第三三八号)(第三三九号)(第三四〇号)(第三四一号)(第三四二号)(第三四三号)(第三四四号)(第三四五号)(第三四六号)(第三四七号)(第三四八号)(第三四九号)

(第三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)(第三五七号)(第三五八号)(第三五九号)(第三六〇号)(第三六一号)(第三六二号)(第三六三号)

(第三六四号)(第三六五号)(第三六六号)(第三六七号)(第三六八号)(第三六九号)(第三七〇号)(第三七一号)(第三七二号)(第三七三号)(第三七四号)(第三七五号)(第三七六号)(第三七七号)

(第三七八号)(第三七九号)(第三八〇号)(第三八一号)(第三八二号)(第三八三号)(第三八四号)(第三八五号)(第三八六号)(第三八七号)(第三八八号)(第三八九号)(第三九〇号)(第三九一号)

一四八五号(第一四九〇号)

第一二二四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願(五通)  
請願者 岡山県御津郡建部町九三三 岸本康男外五百八十名  
紹介議員 江田 五月君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二二五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 神奈川県平塚市黒部丘三〇ノ七 高橋誠一外二千四百五十名  
紹介議員 河野 謙三君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二二六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 大阪府堺市茶山台二ノ一ノ五ノ一 沢口敬外千五百十九名  
紹介議員 山田 勇君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二二七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都板橋区小豆沢二ノ一八ノ七 朝日書店内 豊中廣好外四千三百五十名  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二二八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 名古屋市中区上前津二ノ一ノ二八 宮下武吉外千五百五十九名  
紹介議員 太田 淳夫君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二四一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 福岡県行橋市南本町五七七 平知信行外千名  
紹介議員 有田 一寿君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二四二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都大田区大森北一ノ二六ノ五 原田正蔵外二千名  
紹介議員 柿沢 弘治君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二四三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町三ノ四ノ六株式会社文華堂内 中村二郎外二千名  
紹介議員 森田 重郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二四四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 福島県石川郡石川町下泉一六四ノ二 二鐘屋書店内 小黒芳雄外千四百十九名  
紹介議員 下田 京子君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二四五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市西区琴似一条一ノ三五ノ一 佐藤和子外千八百七十九名  
紹介議員 宮崎 正義君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二四八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 京都市上京区千本上立売 洞本昌男外千四百五十九名  
紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二四九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都足立区綾瀬四ノ八ノ四 大山史郎外千九百九十九名  
紹介議員 宮本 顕治君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二五〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 北九州市戸畑区中本町一〇ノ三三 株式会社下川書店代表取締役 下川礼次郎外千三百三十九名  
紹介議員 桑名 義治君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二五九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 山形市七日町三ノ二ノ二七 高橋忠一郎外九百二十名  
紹介議員 安孫子藤吉君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二六〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 岐阜市鏡島長瀬一、一六七 横山當外八百八十名  
紹介議員 浅野 拓君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二六一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願  
請願者 鹿児島県薩摩郡東郷町斧刈 外城敬吉外九百三十名

紹介議員 井上 吉夫君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二六二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 沖繩県那覇市松尾二二二 安仁屋  
雅一外六百五十名

紹介議員 伊江 朝雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二六三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 鳥取市二階町一七 永井伸和外  
八百四十名

紹介議員 石破 二郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二六四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 埼玉県川越市脇田町一ノ三松堂  
書店内 内山誠外六百十六名

紹介議員 糸山英太郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二六五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 沖繩県那覇市泉崎一ノ四ノ六 仲  
田清榮外八百十九名

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二六六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 茨城県東茨城郡茨城町大戸九三三  
木村賢外七百五十名

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二六七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市峰町三六一 亀田  
澄子外六百九十名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二六八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市峰町三六一 亀田  
利三外三百六十名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二六九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(二通)  
請願者 東京都小金井市本町六ノ一四ノ三  
一 鯨井正紀外二千五十七名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二七〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市児島味野二ノ二ノ六  
一 片岡恭二外四百二十名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二七一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 兵庫県宝塚市仁川北三ノ七ノ三  
川瀬光和外八百十名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二七二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 鹿児島市東千石町一五ノ二 小嶋

立男外九百四十名  
紹介議員 金丸 三郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二七三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 宮崎市江平東一ノ二ノ一 本田書  
店內 本田次男外千二百二十名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二七四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 島根県松江市西川津町三、五八二  
福田和夫外四百六十名

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二七五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 徳島市一番町三ノ二二 小山秀実  
外千五百十名

紹介議員 亀長 友義君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二七六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市中央区南一条東二丁目和興  
ビル内北海道書店商業組合理事長  
浪花剛外二千三百八十名

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二七七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 徳島市助任橋二ノ三三 森住博外  
千百名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二七八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都文京区本郷六ノ一七ノ一〇  
大橋智信外二千三百二十名

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二七九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 静岡県浜松市連尺町二六有株式会社  
谷島屋書店社長 斉藤和雄外千三  
百八十名

紹介議員 熊谷 弘君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二八〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(二通)  
請願者 佐賀県鳥栖市土井町二二四 藤江  
幸男外六百八十五名

紹介議員 古賀雷四郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二八一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 茨城県水戸市河和田一ノ一、五八  
一ノ一 沢田正実外千六十名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二八二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 秋田市中通五ノ一ノ一三 渡辺栄  
一外千六十名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二八三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 宮崎県都市上町二ノ七 田中昇  
外千二百二十名

紹介議員 坂元 親男君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二八四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 石川県金沢市片町二ノ三二ノ二二  
辰巳丑之助外千六百六十名

紹介議員 嶋崎 均君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二八五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 長野県松本市城東一ノ四ノ二 小  
松愛治外九百五十五名

紹介議員 下条進一郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二八六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 千葉市宮野木町三一五ノ五一 坂  
井信子外千二百名

紹介議員 菅野 儀作君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二八七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 福島市本町四ノ二三 鈴木嘉吉外  
千百九十名

紹介議員 鈴木 正一君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二八八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 福島県須賀川市八幡町三二ノ二六

橋本直哉外千三百名  
紹介議員 鈴木 省吾君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二八九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 熊本市上通町金龍堂内 樋口欣一  
外四百二十名

紹介議員 田代由紀男君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二九〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 鹿児島県掛指郡瀬戸町牧之内三、  
〇〇〇 瀬川繁外千名

紹介議員 田原 武雄君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二九一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 千葉県市川市市川一ノ四ノ一六株  
式会社大杉書店内 大杉稀一郎外  
九百九十九名

紹介議員 高橋 誉富君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二九二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 富山県中新川郡立山町金剛寺八〇  
松田十三男外千八百四十名

紹介議員 高平 公友君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二九三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 埼玉県朝霞市本町二ノ五ノ二九有  
限会社一進堂代表取締役 山崎一  
郎外千四百十九名

紹介議員 玉置 和郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二九四号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 新潟市古町通六番町株式会社北光  
社取締役社長 斎藤敬治外千六百  
名

紹介議員 塚田十一郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二九五号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 埼玉県春日部市柏壁四、四七七有  
限会社後藤書店内 後藤平蔵外千  
六百名

紹介議員 土屋 義彦君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二九六号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 青森県八戸市旭ヶ丘五ノ一ノ五四  
伊藤明外八百四十四名

紹介議員 寺下 岩蔵君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二九七号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 兵庫県揖保郡新宮町新宮 木南義  
夫外八百八十名

紹介議員 中西 一郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二九八号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市南区真駒内緑町三緑町団地  
三ノ二〇一 佐藤紘一外二千三百  
名

紹介議員 中村 啓一君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二二九九号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 山梨県甲府市太田町二ノ一〇 東  
浦和夫外四百八十名

紹介議員 中村 太郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇〇号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 長崎市秋月町六ノ一五 岡アキ子  
外七百名

紹介議員 中村 禎二君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇一号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 大阪府河内長野市三日市町一、一  
三一 三日市書店内 辻政夫外千  
三百二十名

紹介議員 中山 太郎君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇二号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 広島市紙屋町二ノ三ノ二六 岡原  
秀夫外八百五十名

紹介議員 永野 巖雄君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇三号 昭和五十四年三月九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 佐賀県杵島郡白石町福田秀津 小  
野益次郎外二千十一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇四号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 島根県松江市殿町二八六 今井彰  
外三百二十名

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇五号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 兵庫県竜野市竜野町川原一ノ一七  
三ノ一 竹内伊八郎外九百十名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇六号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 秋田市泉野野四三ノ四 小西健子  
外六百六十名

紹介議員 野呂田芳成君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇七号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 新潟県長岡市千手三ノ八ノ一七  
滝沢御代護郎外千九百九十名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇八号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 横浜市港南区東永谷一ノ六ノ二  
桑名よし子外千八百名

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三〇九号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 長崎市浜町八ノ二九合資会社好文  
堂書店内 中山清外七百七十名

紹介議員 初村滝一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三一〇号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪市住之江区西加賀屋四ノ七ノ  
二一 児玉操子外千名

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三一一号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 香川県坂出市府中町四四七 赤沢  
薫外七百名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三一二号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 埼玉県本庄市千代田一ノ六ノ一五  
一松堂書店内 茂木孝一外千五百  
名

紹介議員 福島 茂夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三一二号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 岐阜市神田町六ノ六 矢崎正治外  
六百六名

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三二四号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 愛知県安城市御幸本町一四ノ一七

有限会社日新堂書店内 加藤政男  
外千四百九十六名

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三二五号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 山口県宇部市常盤町三ノ六 末広  
薫夫外六百四十九名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三二六号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 山形市旅籠町三ノ二ノ一一 高橋  
倫之助外九百十名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三二七号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市中央四ノ二ノ一八  
大塚篤郎外九百五十名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三二八号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 香川県三豊郡仁尾町仁尾丁六四五  
ノ一 佐々木昌之外六百四十名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三二九号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市館向町四一ノ一五  
沼宮内節夫外千九百十名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三〇号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市東区苗穂町四ノ三八五ノ二  
渡辺満外二千三百五十名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三一号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 群馬県高崎市請地町一一 井上良  
三外七百三十名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三二号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 群馬県高崎市石原町一、〇八二  
鈴木克己外六百七十五名

紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三三号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 滋賀県草津市大路一ノ一六ノ三〇  
村岡基五郎外千百十名

紹介議員 望月 邦夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三四号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府池田市栄町三ノ一一 春江  
耕作外千名

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三五号 昭和五十四年三月九日受理



出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 愛知県豊橋市呉服町四〇 高須元  
治外二千五百六十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 八木 一郎君

第一三三六号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 石川県金沢市泉野出町三ノ一四ノ  
二四 佐藤恒身外千二百二十四名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君

第一三三七号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 青森市堤町一ノ九ノ八 鈴木康生  
外三百八十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 山崎 竜男君

第一三三八号 昭和五十四年三月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 富山県西礪波郡福光町七、三六七  
片村力外二千名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 吉田 実君

第一三三九号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市東区北四十二条東一丁目  
一戸幹雄外二千三百三十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 小笠原貞子君

第一三三〇号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市足代二ノ二九ヒバ  
リヤ書店内 森川勝敏外千三百七

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 志吉 裕君

第一三四八号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 新潟県西蒲原郡西川町曾根佐藤書  
店內 佐藤直治外十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 志吉 裕君

第一三四七号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都品川区西大井三ノ一四ノ五  
小宮俊幸外九名

十九名

紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三三三三号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 京都市伏見区京町南八ノ一〇ノ  
三 若林正治外千九百三十三名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 河田 賢治君

第一三四一四号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ七  
酒井古志男外千九百九十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 山中 郁子君

第一三四二二号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 神戸市長田区梅ヶ香町一ノ一六ノ  
一一 藤吉正外六百四十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 渡部 通子君

第一三四四八号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 新潟県西蒲原郡西川町曾根佐藤書  
店内 佐藤直治外十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 志吉 裕君

第一三五二二号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 埼玉県大里郡寄居町寄居九八〇  
田中正夫外七百四十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 上原 正吉君

第一三五三三三号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 大分県中津市新博多町 野依須磨  
子外九百十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 後藤 正夫君

第一三五五〇号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 京都市伏見区京町三ノ一七五  
三 野泰一外千四百三十六名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 植木 光教君

第一三五六一号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 長野県松本市城東一ノ二ノ二二  
金岩博司外八百七十一名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三四九号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都荒川区荒川五ノ四四ノ九  
桜井光昭外千八百五十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 上田耕一郎君

第一三五〇号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 京都市伏見区京町三ノ一七五  
三 野泰一外千四百三十六名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 植木 光教君

第一三五二二号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 京都市中京区四条河原町上ル株式  
会社ホーム社書店京都支店内  
島弘晴外千四百三十九名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 上田 稔君

第一三五三三三号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 埼玉県大里郡寄居町寄居九八〇  
田中正夫外七百四十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 上原 正吉君

第一三五五〇号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 大分県中津市新博多町 野依須磨  
子外九百十名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 後藤 正夫君

第一三五六一号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 静岡県西草深町二ノ二二一 三上  
益弘外千八百二十四名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 戸塚 進也君

第一三五七号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 福井県大飯郡高浜町三明一ノ二  
常田幸平外六百三十八名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 山内 一郎君

第一三五八号 昭和五十四年三月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 群馬県伊勢崎市今泉一ノ九四八  
新井慶子外七百六十六名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

紹介議員 山本 富雄君

出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都江東区木場五ノ三ノ九 杉本貞幸外千九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三六三号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都杉並区本天沼二ノ五ノ一 奥川礼三外三千三百三十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三六九号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阿倍野筋一ノ三ニ一 一ノ三ニ一 高岸常一外千三百六十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三七〇号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 北海道江別市向ヶ丘二 小林基雄 外二千二百名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三七三号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 沖縄県那覇市樋川五七 仲本正明 外六百九十名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三七四号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市花園西町一ノ一二

八九 吉田孝外千三百九十九名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九〇号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願(二通)

請願者 福岡市西区有田室住団地前坂口文 洋堂内 坂口充外千三百五十一名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九一号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願(七通)

請願者 岡山県笠岡市二番町二ノ一 井笠 図書内 渡辺雅彦外七百七十五名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九二号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市東仲町二、五八二 桑田信明外十名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九三号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 広島市段原新町二ノ一七学芸社内 中尾喜代志外八百三十一名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九四号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区生麦町一ノ一〇ノ三 万納昭一郎外千六百七十五名

紹介議員 増岡 康治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一三九八号 昭和五十四年三月十二日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都文京区向丘一ノ二ノ四 吉田力外千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四〇二号 昭和五十四年三月十三日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市山本町南一ノ三ノ四 西川書店内 西川清七外千二百二十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四一〇号 昭和五十四年三月十三日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 埼玉県大宮市宮町一ノ一八 押田 謙次郎外十名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四一五号 昭和五十四年三月十三日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 滋賀県大津市中央一ノ五ノ二 沢 和枝外五十二名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四一六号 昭和五十四年三月十三日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 大分県宇佐市南宇佐 穴瀬直文外 九百四十名

紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四一七号 昭和五十四年三月十三日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 福井市古市二ノ五ノ一五 辻田富 志外五十名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四二八号 昭和五十四年三月十三日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町大久保東原 五六八ノ三 市川勝志外七百七十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四五七号 昭和五十四年三月十四日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 埼玉県大里郡花園村小前田一、六 一七 吉田茂外八十名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四六一号 昭和五十四年三月十五日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府住之江区北加賀屋五ノ八ノ 六六 山本治一外五百九十九名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四六二号 昭和五十四年三月十五日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市南桜塚三ノ一三ノ二 二 中村島子外九百九十名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四六七号 昭和五十四年三月十五日受理  
出版物再版制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市西区手稲富丘二一一 田村 則夫外二千三百三十名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四八五号 昭和五十四年三月十五日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 熊本市市山三ノ二〇ノ一七ブツク

スベストセラーズ内 立石英子外 四百名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一四九〇号 昭和五十四年三月十五日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 岩手県水沢市中町一ノ一七 松田 英三外八百三十二名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、石炭鉱業復興基本法案（小笠原貞子君外三名名義）

石炭鉱業復興基本法案

石炭鉱業復興基本法

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 石炭鉱業復興計画（第六条—第七条）

第三章 石炭鉱業復興のための措置（第八条—第十六条）

第四章 石炭鉱業復興公社（第十七条）

第五章 石炭鉱業復興審議会（第十八条—第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、石炭鉱業が置かれている現況とわが国に豊富に存する石炭のエネルギー資源又は各種製品の原料資源としての将来性にかんがみ、石炭資源を活用し、石炭鉱業の復興を図るため、石炭資源の開発、石炭の需要の拡充、石炭鉱業の近代化等の石炭鉱業の復興のために必要な施策を総合的かつ計画的に講じ、もつてエネルギー資源等の自給度を高め、国民経済の発展と国民生活の向上とに寄与することを目的とする。

（石炭鉱業の復興に関する施策）

第一条 石炭鉱業の復興に関する施策は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について推進されなければならない。

一 未開発炭田等の開発及び再開発、遊休鉱区の一買収、埋蔵鉱量等の総合的な調査等を行うことにより石炭資源の開発及び再開発を図ること。

二 石炭の有効利用のための研究及び技術の開発並びにこれらの成果の普及を行うこと等により石炭の利用の多元化と需要の拡充を図ること。

三 石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の助成等を行うことにより石炭鉱業の近代化を図ること。

四 石炭の販売価格につき標準価格を定めるとともに石炭の輸入の調整を行うことにより石炭鉱業の生産基盤の確立を図ること。

五 炭鉱労働者の養成を行うとともにその労働条件の改善と福祉の向上を推進することにより炭鉱労働者の確保を図ること。

六 石炭鉱業に関する専門技術者及び研究者を養成し、及び確保することにより石炭鉱業に関する技術の水準の向上を図ること。

七 石炭鉱山における保安施設の整備と保安要員の確保を促進することにより炭鉱労働者に対する危害の防止、石炭鉱山の施設の保全及び石炭資源の保護を図ること。

八 石炭鉱業による鉱害の防止に関する施設の

整備等鉱害の防止に関する事業を推進することにより生活環境と自然環境の保全を図ること。

（国の責務）

第三条 国は、第一条に掲げる目的を達成するため、石炭鉱業の復興に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする。

（石炭鉱業を営む者等の責務）

第四条 石炭鉱業を営む者は、石炭鉱業の経営基盤の強化を図るとともに、国が実施する石炭鉱業の復興に関する施策に協力する等石炭鉱業の復興に寄与するよう努めなければならない。

2 電気事業者、ガス事業者等は、国が実施する石炭の需要の拡充に関する施策に協力する等石炭鉱業の復興に寄与するよう努めなければならない。

（年次報告）

第五条 政府は、毎年度、国会に対し、石炭鉱業の復興に関する計画に基づく施策の実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第二章 石炭鉱業復興計画（基本計画）

第六条 通商産業大臣は、石炭鉱業復興審議会の議を経て、昭和五十四年度以降の毎五箇年を一期とする石炭鉱業の復興に関する計画（以下「基本計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 政府は、前項の規定により基本計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を求めなければならない。

3 基本計画には、五箇年間に於ける石炭鉱業の復興に関する施策の目標を定めなければならない。この場合においては、当該基本計画の最終年度における石炭の生産数量及び生産能力の目標並びに石炭の需要量の見通し（産業別の石炭の需要量の見通しを含む。）を明示しなければならない。

4 基本計画は、自然環境の保全及び公害の防止

について適切な考慮が払われたものでなければならない。

5 前各項の規定は、基本計画を変更しようとする場合に準用する。

（実施計画）

第七条 通商産業大臣は、石炭鉱業復興審議会の議を経て、毎年度、基本計画の実施のため必要な事業で政令で定めるものについての計画（以下「実施計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 実施計画は、石炭鉱業を営む中小規模の事業者がその事業を継続して営むことができるよう特に配慮されたものでなければならない。

3 前二項の規定は、実施計画を変更しようとする場合に準用する。

第三章 石炭鉱業復興のための措置（石炭生産計画）

第八条 石炭鉱業を営む者は、通商産業省令で定めるところにより、石炭の生産に関する計画（以下「石炭生産計画」という。）を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、実施計画を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした石炭鉱業を営む者に対し、その届出に係る石炭生産計画を変更すべきことを勧告することができる。

3 石炭鉱業を営む者は、通商産業省令で定めるところにより、石炭生産計画に基づく事業の実施状況及び石炭の生産費その他事業の経理の内容を、定期に、通商産業大臣に報告しなければならない。

（標準価格の決定）

第九条 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業復興審議会の議を経て、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を考慮して、石炭鉱業を営む者及び石炭の販売価格を定めなければならない。

価格を定めなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の標準価格を定めるに当たっては、石炭鉱業の生産基盤の確立に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により石炭の標準価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(標準価格の変更)

第十条 通商産業大臣は、石炭の生産費又は輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情に著しい変動があつたため特に必要があると認めるときは、石炭鉱業復興審議会の議を経て、前条第一項の規定により定めた石炭の標準価格を変更しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(需要拡充のための勧告)

第十一条 通商産業大臣は、基本計画において定められた石炭の需要の拡充に関する施策の目標を達成するため必要があると認めるときは、電気事業、ガス事業、製鉄業、窯業、熱供給事業その他の政令で定める事業を営む者のうちその資本の額又は出資の総額が政令で定める額以上であるものに対し、石炭を使用すべきこと又は石炭の使用量を増加すべきことを勧告することができる。

(輸入の調整)

第十二条 政府は、石炭の輸入により、国内において生産される石炭の国内における需要の維持拡充に重大な支障が生ずると認められる場合には、石炭の輸入に関し、輸入割当、関税率の引上げその他の必要な措置を講じなければならない。

(鉱区の調整等)

第十三条 国は、石炭鉱床の完全な開発と合理的な石炭の採掘を図るため、採掘権の譲渡又は採掘鉱区の増減についての協議のあつせん、裁定等による鉱区の調整等必要な措置を講じなければならない。

(炭鉱労働者に対する施策)

第十四条 国は、炭鉱労働者の確保と福祉の向上を図るため、労働条件の改善、福祉施設の整備、社会保障の充実、炭鉱労働者の養成、技術教育の充実等必要な措置を講じなければならない。

(石炭鉱業に関する研究体制の整備等)

第十五条 国は、石炭鉱業に関する科学技術の振興と石炭の利用の促進を図るため、研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等必要な措置を講じなければならない。

(国の援助)

第十六条 国は、石炭鉱業を営む者に対し、未開発炭田の開発、炭鉱の坑道の延長等の石炭採掘のための施設の整備又は技術の改良、石炭鉱山の保安のための施設の整備又は技術の改良、炭鉱労働者の生活環境の改善等に必要資金の一部の補助、資金の融通、機械の譲渡又は貸付け、技術的助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第四章 石炭鉱業復興公社

第十七条 石炭鉱業の復興に関する施策を推進するため、その施策を実施する機関として、別に法律で定めるところにより、石炭鉱業復興公社を設置する。

第五章 石炭鉱業復興審議会

第十八条 総理府に、石炭鉱業復興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(権限)

第十九条 審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、石炭鉱業の復興に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、石炭鉱業の復興に関する重要事項について、自ら調査審議して内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を申し出ることができる。

第二十條 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十人で組織する。

一 当該区域内に石炭産出地域が存する市町村の市町村長を代表する者 三人  
二 当該区域内に石炭産出地域が存する市町村の議会の議長を代表する者 三人  
三 石炭鉱業に従事する労働者が組織する労働組合を代表する者 七人  
四 石炭鉱業を営む者を代表する者 七人  
五 石炭の需要者を代表する者 七人  
六 石炭鉱業復興公社を代表する者 三人  
七 日本学術会議の推薦する者 十人

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。  
3 委員及び専門委員は、非常勤とする。  
4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法等の廃止)  
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）  
二 石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）  
（経過措置等）  
第三条 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。  
一、企業管理士法制定に関する請願（第一五二〇号）（第一五二一号）  
一、出版物再販制の廃止反対に関する請願（第一五四六号）（第一五四七号）（第一五四八号）（第一五四九号）（第一五九一号）（第一五九二号）（第一五九三号）（第一五九四号）（第一五六〇号）（第一五九三三号）

一、石岡アルコール工場の現行体制維持存続に関する請願（第一六〇五号）  
一、出版物再販制の廃止反対に関する請願（第一六〇九号）（第一六一〇号）（第一六一七号）（第一六一八号）（第一六一九号）（第一六二〇号）（第一六二七号）（第一六二八号）（第一六二九号）（第一六三〇号）（第一六三七号）（第一六三八号）（第一六三九号）（第一六四〇号）（第一六四九号）（第一六五〇号）（第一六五九号）（第一七一〇号）（第一七一八号）（第一七一九号）（第一七三三号）（第一七三四号）（第一七三九号）（第一七五〇号）（第一七五一号）（第一七五二号）（第一七五三三号）

第一五二〇号 昭和五十四年三月十七日受理  
企業管理士法制定に関する請願（三通）  
請願者 北九州市小倉北区若富士町二ノ一 中小企業管理協会内 酒井重治外 三百名  
紹介議員 桑名 義治君

中小企業が、真に日本経済の基盤として確固たる企業体質を構築するために、一、市場動向の調査、二、デザイン開発、三、研究・技術開発、四、製品の高級化・高度加工化、五、新製品の企画・開発等の能力と、一、製品及び商品についての責任、二、価格についての責任、三、サービスについての責任、四、情報・広告についての責任、五、公害についての責任、六、従業員に対する責任、七、福祉社会建設についての責任、八、人間として信頼される責任を有する者を企業管理士とする「企業管理士法」を制定されたい。

理由  
今日の中小企業は、全事業所の九十九パーセント、従業員にして六十七パーセント、出荷額にして四十九パーセントを占め、日本経済を支える大きな基盤となつてゐる。しかしながら、中小企業は労働集約型産業が多い上、資本装備率を向上さ

せる等その体質の改善に努めつつもなお、生産性において大企業との間に四十パーセントの格差が存在するなど、物価政策の見地からも中小企業の体質改善は、緊要な課題となつてゐる。このようなか中であつて、近年、大企業による中小企業分野への進出、市場の急速なる広域化、貿易市場での発展途上国製品との競争の激化等中小企業を取り巻く環境は、ますます厳しく倒産が増加してゐる現状にある。これまで中小企業近代化促進法等によつて中小企業の協業化・共同化等その体質改善策が推進されたが、中小企業における人的資源の限界等により、必ずしも十分に所期の目的は達せられてゐない。

第一五二二号 昭和五十四年三月十七日受理  
企業管理士法制定に関する請願  
請願者 石川県珠洲郡内浦町越坂五ノ三五  
九十九閣治朗外四百四十九名  
紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第一五二〇号と同じである。  
第一五四六号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市北区北二十九条西一〇丁目  
須川文雄外二百七十九名  
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一五四七号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 熊本市子飼本町一ノ二三岡本方  
馬場順子外百二十四名  
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一五四八号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(七通)  
請願者 東京都杉並区西荻南二ノ一七ノ一

九 伊藤辰雄外八百五十九名  
紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一五四九号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)  
請願者 札幌市豊平区平岸四條一丁目 正  
木弘三外三百三十八名  
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一五九一号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(六通)  
請願者 熊本市米屋町三ノ一六 上田功外  
六百十五名  
紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一五九二号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(九通)  
請願者 札幌市豊平区福住一条一丁目 高  
橋喜一郎外八百九十三名  
紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一五九三号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)  
請願者 札幌市豊平区月寒西一ノ九 水堂  
茂外四百六十九名  
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一五九四号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(七通)  
請願者 東京都文京区小石川二ノ二〇ノ二  
ノ四〇一 中藤盛夫外千九百六十六名  
紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一六〇〇号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 横浜市鶴見区馬場五ノ一三ノ二二  
水浦徳三郎外九十名  
紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一六〇一号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)  
請願者 北海道小樽市花園四ノ一八ノ四  
北飯善吉外三百四十五名  
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一六〇五号 昭和五十四年三月十九日受理  
石岡アルコール工場の現行体制維持存続に関する  
請願  
請願者 茨城県水戸市三ノ九一ノ五ノ三八  
茨城県議会議長 横田栄一  
紹介議員 郡 祐一君

アルコール専売事業は、昭和十二年アルコール専  
売法の制定に伴い、液体燃料の自給と農村経済の  
振興を図ることを目的として、原料甘しよ馬鈴し  
よ生産地への国営アルコール工場設置とともに始  
められた。以来四十年、工業用アルコールの専  
造、販売及び取締りの一元の運営により益金を国  
庫へ納入するなどして、その公共的役割を十分に  
果たしてきた。しかるに、昭和五十三年六月十九  
日、公共企業体等基本問題会議は政府に対し、ア  
ルコール専売事業の経営形態について民営化が適  
当であるとの答申をした。茨城県における石岡工  
場は、昭和十三年操業開始以来、所期の目的を果  
たしながら地域に定着し、その発展にも大きく寄  
与している主要工場であり、とりわけ、近來近郊  
酪農を対象とする廃液利用による有効飼料の研  
究、供給が進められ、関係方面から大きな期待が

寄せられてゐるところである。よつて国において  
は、現況を十分に理解され、石岡工場を現行体制  
のまま維持存続されたい。

第一六〇九号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)  
請願者 茨城県古河市中央町二ノ一ノ六  
中村武外三百二十一名  
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一六一〇号 昭和五十四年三月十九日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市豊平区豊平二条一三ノ一  
前田直道外百二十九名  
紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一六二七号 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都葛飾区高砂二ノ三四ノ一五  
松本清外百五十九名  
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一六二八号 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(八通)  
請願者 東京都渋谷区本町三ノ一三ノ一  
高田康彦外七百九十九名  
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一六二九号 昭和五十四年三月二十日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 鹿児島市吉野町五、五一五 小浜  
ヨネ外四百九名  
紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六三六号 昭和五十四年三月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(一通)

請願者 札幌市南区澄川一条三丁目代々木

庄内 恩田彩子外六百六十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六三七号 昭和五十四年三月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府富田林市本町五ノ五 池田

剛造外千九百九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六三八号 昭和五十四年三月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(七通)

請願者 北海道小樽市奥沢一ノ七ノ一九

山田ミツ子外七百三十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六七二号 昭和五十四年三月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市豊平区西岡一条四丁目 奥

山敷外百十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六七三号 昭和五十四年三月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)

請願者 茨城県石岡市富田町一、六一四

生井直明外三百五十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六九二号 昭和五十四年三月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町二ノ四ノ二二

城所ゆか外九百十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六九三号 昭和五十四年三月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 北海道伊達市舟岡一四四 加藤富

志男外四百四十一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六九四号 昭和五十四年三月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 東京都練馬区中村南三ノ一八 神

崎孟外四百八十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一六九五号 昭和五十四年三月二十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平九ノ九ノ一一

岩井竜哉外七百八十八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七〇九号 昭和五十四年三月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都中野区上高田五ノ二ノ一一

〇 岩崎孝子外百八十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七一〇号 昭和五十四年三月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市東区北三十三条東五丁目

木村京子外百二十一名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七一八号 昭和五十四年三月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 鹿児島市宇宿二ノ八ノ二 米盛

光雄外五百十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七一九号 昭和五十四年三月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市中央区北一条西一九丁目フ

アミール第二大通三〇一 齊藤幸

子外五百四十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七二三号 昭和五十四年三月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都保谷市下保谷三ノ九ノ二三

大社文蔵外九十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七三四号 昭和五十四年三月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区池尻二ノ一八ノ一

三 湯川清二外五百三十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七三五号 昭和五十四年三月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)

請願者 千葉県松戸市小山一一一 石合泰博

外三百五十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五一号 昭和五十四年三月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市久保町四ノ六 福田

茂男外六百三十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五二号 昭和五十四年三月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)

請願者 長野県松本市中央二ノ三ノ二八

太田浩行外三百四十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一七五三号 昭和五十四年三月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 鹿児島市原良町一、二〇五 東四

夫外四百七十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

四月三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「総裁一人」の下に「副総裁一人」を加える。

第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項

とし、同条第二項中「総裁を」とを「総裁及び副総裁を」とし、「総裁に」とを「総裁及び副総裁に」とし、「総裁が」とを「総裁及び副総裁が」とし、「行なう」とを「行おう」とに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副総裁は、基金を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して基金の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

2 副総裁及び理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

第十四条に次の一項を加える。  
3 総裁は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二十九条の二第一項中「行なう」とを「行おう」とし、「総裁は」とを「総裁又は副総裁」とに改め、同条第六項中「前各項」とを「第一項及び第四項から前項まで」とに改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」とを「第一項」とに改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第二十九条の三中「借入金の現在額及び」とを「長期借入金及び短期借入金の現在額並びに」とに相当する額をこえる」とを「の三倍に相当する額を

超える」とに改める。  
第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に次の一条を加える。  
(債務保証)  
第二十九条の四 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、基金の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ

る債務を除く。)について保証することができ

る。  
第三十八条第一号中「経済企画庁長官」とを「内閣総理大臣又は経済企画庁長官」とし、同条第三号中「行なつた」とを「行つた」とに改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 理事の任命に関する改正後の海外経済協力基金法第十一条第二項の規定は、この法律の施行後に行われる理事の任命について適用する。

四月六日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一七六二号)(第一七六三号)(第一七六四号)(第一七七九号)(第一七八一号)(第一七九七号)(第一七九八号)(第一八〇一号)(第一八一〇号)(第一八一一号)(第一八一五号)(第一八一六号)(第一八二二号)(第一八二八号)(第一八三三号)(第一八三六号)(第一八四六号)(第一八七〇号)(第一八七一号)(第一八七八号)

第一七六二号 昭和五十四年三月二十三日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都立川市錦町六ノ二ノ三三  
万田貴久外六百一十一名  
紹介議員 志吉 裕君

第一七六三号 昭和五十四年三月二十三日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 北海道千歳市栄町一ノ一〇ノ八  
高橋篤子外三百七十名  
紹介議員 吉田 正雄君

第一七六四号 昭和五十四年三月二十三日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市東区北四十一一条東二丁目  
瀬川功外百十九名  
紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一七六三号 昭和五十四年三月二十三日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 北海道千歳市栄町一ノ一〇ノ八  
高橋篤子外三百七十名  
紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一七六四号 昭和五十四年三月二十三日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市東区北四十一一条東二丁目  
瀬川功外百十九名  
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一七七九号 昭和五十四年三月二十三日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)  
請願者 東京都渋谷区本町三ノ一三ノ三  
平沢達男外七百七名  
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一七八一号 昭和五十四年三月二十三日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 熊本県鹿本郡鹿本町下高橋二八五  
木村幸徳外百九名  
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一七九七号 昭和五十四年三月二十三日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 札幌市豊平区福住一条一ノ一六  
嘉津祐子外四百十八名  
紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一七九八号 昭和五十四年三月二十四日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)  
請願者 札幌市北区北二十四条西四丁目  
松尾嘉夫外六百五名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八〇一号 昭和五十四年三月二十四日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 和歌山市小松原六ノ一ノ一五 南  
川恵三外九百三十名  
紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八〇七号 昭和五十四年三月二十四日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都品川区東大井六ノ九ノ四  
日下田サダ子外八十九名  
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八一一号 昭和五十四年三月二十六日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 新潟県新井市中宿 大塚恵美子外  
八十九名  
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八一五号 昭和五十四年三月二十六日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願  
請願者 東京都中野区弥生町二ノ三ノ一  
八 飯高茂男外四百八十九名  
紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八一六号 昭和五十四年三月二十六日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)  
請願者 札幌市北区北二十四条西四丁目  
松尾嘉夫外六百五名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八一七号 昭和五十四年三月二十六日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)  
請願者 札幌市北区北二十四条西四丁目  
松尾嘉夫外六百五名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八一八号 昭和五十四年三月二十六日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)  
請願者 札幌市北区北二十四条西四丁目  
松尾嘉夫外六百五名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八一九号 昭和五十四年三月二十六日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)  
請願者 札幌市北区北二十四条西四丁目  
松尾嘉夫外六百五名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八二〇号 昭和五十四年三月二十六日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)  
請願者 札幌市北区北二十四条西四丁目  
松尾嘉夫外六百五名

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。  
第一八二〇号 昭和五十四年三月二十六日受理  
出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)  
請願者 札幌市北区北二十四条西四丁目  
松尾嘉夫外六百五名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八二二号 昭和五十四年三月二十七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市北区北七条西五丁目 灰野 仁外百二十七名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八二八号 昭和五十四年三月二十七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市西区手稲西野三条四丁目 長谷政男外八十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八三三三号 昭和五十四年三月二十七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 神戸市生田区元町通三ノ一四六 島田誠外十名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八三六号 昭和五十四年三月二十八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市中央区北四条西七丁目 菊 地幸雄外百九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八四六号 昭和五十四年三月二十八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)

請願者 長野県松本市旭一ノ三ノ二 藤森 晃一外五百十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八七〇号 昭和五十四年三月二十九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 新潟市赤坂町三ノ三、二六五 小林 敬一外九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八七一号 昭和五十四年三月二十九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市根岸一、三四三ノ三 岡田国雄外百九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一八七八号 昭和五十四年三月二十九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)

請願者 東京都渋谷区神山町一六ノ四 佐藤 静子外二百一名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第四号中正誤

ベシ 段行 誤

二四 二五 集中冷房

集中冷暖房 正